官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務七）　一
○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（財務三）　一
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一八）　二
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産九）　三
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（同一〇）　三
〔法規的告示〕
○事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働五一）　四
○事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（同五二）　四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（同五三）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二四三）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同二四四）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件（同二四五）　四
〔その他告示〕
○名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三一四）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
官報サービスセンターの変更の公表について（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○法務省令第七号

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

法務大臣　平口　洋

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八‖　当事者に未成年の子があるときは、親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無 九‖　親権者の定めをしたときは、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨 ②　［略］	**第五十七条**　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ②　［同上］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第十三号様式を次のように改める。

同居の期間	年　月から　年　月まで
別居する前の住所	番地 番　号
別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業	□ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6.仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　／　妻の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫　印　／　妻　印

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について □取決めをしている。　□まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について □取決めをしている。　□まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について □取決めをしている。 □まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

附録第十三号様式　離婚の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

離　婚　届

年　月　日 届出

長　殿

	夫	妻
（フリガナ） 氏名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父　母　続き柄　男	妻の父　母　続き柄　女
	養父　養母　続き柄　養子	養父　養母　続き柄　養女
離婚の種別	□協議離婚　□和解　年　月　日成立 □調停　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾 □審判　年　月　日確定　□判決　年　月　日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　□妻　は　□もとの戸籍にもどる　□新しい戸籍をつくる 番地　筆頭者 番　の氏名	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが㊞のようにしるしをつけてください。	夫 □離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 □離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

○財務省令第三号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第六条並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条、第九条、第十一条及び第十二条の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

財務大臣　片山さつき

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（転居費の算定方法等） **第十五条**　令第十二条に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする。ただし、外国旅行においては、別表第四に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。 ［一～二　略］ 三　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（第一項本文に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第一号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。 ［2～3　略］	（転居費の算定方法等） **第十五条**　令第十二条に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第四に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。 ［一～二　同上］ 三　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。 ［2～3　同上］

別表第二　宿泊費基準額（第十三条関係）

一　本邦

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
青森県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岩手県	二〇、〇〇〇円	［略］	一〇、〇〇〇円
宮城県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
秋田県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
山形県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	［略］
福島県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
茨城県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
栃木県	二二、〇〇〇円	［略］	一一、〇〇〇円

別表第二　宿泊費基準額（第十三条関係）

一　本邦

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円	［同上］	九、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
秋田県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
山形県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［同上］
福島県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
栃木県	二一、〇〇〇円	［同上］	一〇、〇〇〇円

群馬県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
埼玉県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
千葉県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	［略］
東京都	四二、〇〇〇円	［略］	二一、〇〇〇円
神奈川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	［略］
新潟県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	［略］
富山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
石川県	二〇、〇〇〇円	［略］	一〇、〇〇〇円
福井県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	［略］
山梨県	二六、〇〇〇円	［略］	一三、〇〇〇円
長野県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	［略］
岐阜県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	［略］
静岡県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
愛知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
三重県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
滋賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
京都府	［略］	二六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
大阪府	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
兵庫県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
奈良県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
和歌山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
鳥取県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
島根県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岡山県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
広島県	二八、〇〇〇円	［略］	一四、〇〇〇円
山口県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
徳島県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	［略］
香川県	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	［略］
愛媛県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

群馬県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	［同上］
東京都	四〇、〇〇〇円	［同上］	一九、〇〇〇円
神奈川県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	［同上］
新潟県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	［同上］
富山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
石川県	一九、〇〇〇円	［同上］	九、〇〇〇円
福井県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［同上］
山梨県	二五、〇〇〇円	［同上］	一二、〇〇〇円
長野県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岐阜県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	［同上］
静岡県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
愛知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三重県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
滋賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
京都府	［同上］	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大阪府	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
兵庫県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
奈良県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
鳥取県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
島根県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
岡山県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
広島県	二七、〇〇〇円	［同上］	一三、〇〇〇円
山口県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
徳島県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［同上］
香川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	［同上］
愛媛県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
高知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
福岡県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
佐賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
長崎県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
熊本県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	［略］
大分県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	［略］
宮崎県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鹿児島県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
沖縄県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

二　外国

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
地域	国名	地名			
アジア	インド	ニューデリー	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		コルカタ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		チェンナイ	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
		ベンガルール	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		ムンバイ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		［略］	［略］	［略］	［略］
	インドネシア	ジャカルタ	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		スラバヤ	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		デンパサール	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		メダン	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円
		［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
高知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
福岡県	三八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
佐賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
長崎県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
熊本県	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	［同上］
大分県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	［同上］
宮崎県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
鹿児島県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
沖縄県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

二　外国

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
地域	国名	地名			
アジア	インド	ニューデリー	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		コルカタ	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		チェンナイ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		ベンガルール	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		ムンバイ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	インドネシア	ジャカルタ	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		スラバヤ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		デンパサール	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		メダン	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

シンガポール	シンガポール	［略］	五六、〇〇〇円
		［略］	三九、〇〇〇円
		［略］	三五、〇〇〇円
スリランカ	コロンボ	［略］	三七、〇〇〇円
		［略］	二五、〇〇〇円
		［略］	二三、〇〇〇円
タイ	バンコク	［略］	三七、〇〇〇円
		［略］	二五、〇〇〇円
		［略］	二三、〇〇〇円
	チェンマイ	［略］	三〇、〇〇〇円
		［略］	二一、〇〇〇円
		［略］	一九、〇〇〇円
大韓民国	ソウル	［略］	四六、〇〇〇円
		［略］	三二、〇〇〇円
		［略］	二九、〇〇〇円
	済州	［略］	三八、〇〇〇円
		［略］	二六、〇〇〇円
		［略］	二四、〇〇〇円
中華人民共和国	北京	［略］	二九、〇〇〇円
		［略］	二〇、〇〇〇円
		［略］	一八、〇〇〇円
	重慶	［略］	二一、〇〇〇円
		［略］	一四、〇〇〇円
		［略］	一三、〇〇〇円
	香港	［略］	四八、〇〇〇円
		［略］	三三、〇〇〇円
		［略］	三〇、〇〇〇円
	その他の地	［略］	二七、〇〇〇円
		［略］	一九、〇〇〇円
		［略］	一七、〇〇〇円
ネパール	カトマンズ	［略］	一九、〇〇〇円
		［略］	一三、〇〇〇円
		［略］	一二、〇〇〇円
	その他の地	［略］	一九、〇〇〇円
		［略］	一三、〇〇〇円
		［略］	一二、〇〇〇円
パキスタン	カラチ	［略］	五一、〇〇〇円
		［略］	三五、〇〇〇円
		［略］	三二、〇〇〇円
	その他の地	［略］	五六、〇〇〇円
		［略］	三九、〇〇〇円
		［略］	三五、〇〇〇円
バングラデシュ	ダッカ	［略］	六一、〇〇〇円
		［略］	四二、〇〇〇円
		［略］	三八、〇〇〇円
	その他の地	［略］	四三、〇〇〇円
		［略］	三〇、〇〇〇円
		［略］	二七、〇〇〇円
東ティモール	ディリ	［略］	三〇、〇〇〇円
		［略］	二一、〇〇〇円
		［略］	一九、〇〇〇円
	その他の地	［略］	三〇、〇〇〇円
		［略］	二一、〇〇〇円
		［略］	一九、〇〇〇円

シンガポール	シンガポール	［同上］	五四、〇〇〇円
		［同上］	三七、〇〇〇円
		［同上］	二四、〇〇〇円
スリランカ	コロンボ	［同上］	三五、〇〇〇円
		［同上］	二四、〇〇〇円
		［同上］	二二、〇〇〇円
タイ	バンコク	［同上］	三二、〇〇〇円
		［同上］	二二、〇〇〇円
		［同上］	二〇、〇〇〇円
	チェンマイ	［同上］	二二、〇〇〇円
		［同上］	一五、〇〇〇円
		［同上］	一四、〇〇〇円
大韓民国	ソウル	［同上］	四二、〇〇〇円
		［同上］	二九、〇〇〇円
		［同上］	二六、〇〇〇円
	済州	［同上］	三七、〇〇〇円
		［同上］	二五、〇〇〇円
		［同上］	二三、〇〇〇円
中華人民共和国	北京	［同上］	二七、〇〇〇円
		［同上］	一九、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
	重慶	［同上］	一八、〇〇〇円
		［同上］	一二、〇〇〇円
		［同上］	一一、〇〇〇円
	香港	［同上］	五一、〇〇〇円
		［同上］	三五、〇〇〇円
		［同上］	三二、〇〇〇円
	その他の地	［同上］	二四、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
		［同上］	一五、〇〇〇円
ネパール	カトマンズ	［同上］	二四、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
		［同上］	一五、〇〇〇円
	その他の地	［同上］	二四、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
		［同上］	一五、〇〇〇円
パキスタン	カラチ	［同上］	五〇、〇〇〇円
		［同上］	三四、〇〇〇円
		［同上］	三一、〇〇〇円
	その他の地	［同上］	五〇、〇〇〇円
		［同上］	三四、〇〇〇円
		［同上］	三一、〇〇〇円
バングラデシュ	ダッカ	［同上］	二七、〇〇〇円
		［同上］	一九、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
	その他の地	［同上］	二七、〇〇〇円
		［同上］	一九、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
東ティモール	ディリ	［同上］	二七、〇〇〇円
		［同上］	一九、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円
	その他の地	［同上］	二七、〇〇〇円
		［同上］	一九、〇〇〇円
		［同上］	一七、〇〇〇円

フィリピン	マニラ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	セブ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
ブルネイ	バンダルスリブガワン	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
ベトナム	ハノイ	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	ダナン	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
マレーシア	クアラルンプール	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
	その他の地	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
ミャンマー	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
モルディブ	マレ	八六、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
	その他の地	八六、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
	パース	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
キリバス	タラワ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円

フィリピン	マニラ	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
	セブ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
ブルネイ	バンダルスリブガワン	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
ベトナム	ハノイ	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	ダナン	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
マレーシア	クアラルンプール	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
ミャンマー	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
モルディブ	マレ	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
	その他の地	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
	パース	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
キリバス	タラワ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

サモア	アピア	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ソロモン	［略］	［略］	［略］
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
トンガ	ヌクアロファ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ニュージーランド	ウェリントン	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］
バヌアツ	ポートビラ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］
パラオ	コロール	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
フィジー	スバ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
マーシャル	マジュロ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ミクロネシア	コロニア	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］

サモア	アピア	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ソロモン	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
トンガ	ヌクアロファ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ニュージーランド	ウェリントン	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］
バヌアツ	ポートビラ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
パラオ	コロール	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
フィジー	スバ	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
マーシャル	マジュロ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ミクロネシア	コロニア	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

| | | |

中南米

| | | |

トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	七〇、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
ハイチ	ポルトープランス	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
パナマ	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
バルバドス	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	一〇二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
ブラジル	［略］	［略］	［略］	［略］
	マナウス	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
	レシフェ	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
ベネズエラ	カラカス	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	その他の地	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
ペルー	リマ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	六四、〇〇〇円	［同上］	四〇、〇〇〇円
	その他の地	五八、〇〇〇円	［同上］	三六、〇〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
ハイチ	ポルトープランス	五三、〇〇〇円	［同上］	三三、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	［同上］	三三、〇〇〇円
パナマ	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	三四、〇〇〇円	［同上］	二一、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	三五、〇〇〇円	［同上］	二二、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円	［同上］	一七、〇〇〇円
バルバドス	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	七五、〇〇〇円	［同上］	四七、〇〇〇円
ブラジル	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	マナウス	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	レシフェ	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	その他の地	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
ベネズエラ	カラカス	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
ペルー	リマ	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

| | | |

ウズベキスタン	タシケント	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
英国	ロンドン	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
	エディンバラ	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
エストニア	［略］	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
オーストリア	ウィーン	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
オランダ	ハーグ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
カザフスタン	アスタナ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
北マケドニア	スコピエ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
キプロス	ニコシア	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
ギリシャ	アテネ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
キルギス	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
クロアチア	ザグレブ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円

ウズベキスタン	タシケント	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
英国	ロンドン	七〇、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
	エディンバラ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
エストニア	［同上］	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
オーストリア	ウィーン	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
オランダ	ハーグ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
カザフスタン	アスタナ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
北マケドニア	スコピエ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
キプロス	ニコシア	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ギリシャ	アテネ	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
キルギス	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
クロアチア	ザグレブ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円

ジョージア	トビリシ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
スイス	［略］	［略］	［略］	［略］
	ジュネーブ	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
スペイン	マドリード	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
スロバキア	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
スロベニア	リュブリャナ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
セルビア	ベオグラード	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
タジキスタン	ドゥシャンベ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
チェコ	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
デンマーク	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円

ジョージア	トビリシ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
スイス	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	ジュネーブ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
スペイン	マドリード	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
スロバキア	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
スロベニア	リュブリャナ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セルビア	ベオグラード	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
タジキスタン	ドゥシャンベ	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
チェコ	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
デンマーク	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

ドイツ	ベルリン	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	デュッセルドルフ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	ハンブルク	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
バチカン	バチカン	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
ハンガリー	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
フランス	［略］	［略］	［略］	［略］
	ストラスブール	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	マルセイユ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円

ドイツ	ベルリン	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	デュッセルドルフ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	ハンブルク	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
バチカン	バチカン	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
ハンガリー	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
フランス	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	ストラスブール	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	マルセイユ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

| | | |

| | | |

| | | |

アンゴラ	ルアンダ	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
	その他の地	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
ウガンダ	カンパラ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
エジプト	カイロ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
エチオピア	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
エリトリア	アスマラ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ガーナ	アクラ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
ガボン	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
カメルーン	ヤウンデ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
ギニア	コナクリ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ケニア	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
コートジボワール	アビジャン	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円

アンゴラ	ルアンダ	七五、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
	その他の地	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
ウガンダ	カンパラ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
エジプト	カイロ	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
エチオピア	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
［項を加える。］				
ガーナ	アクラ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
ガボン	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
カメルーン	ヤウンデ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ギニア	コナクリ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ケニア	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
コートジボワール	アビジャン	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円

コンゴ民主共和国	キンシャサ	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
ザンビア	ルサカ	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
ジブチ	ジブチ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
ジンバブエ	ハラレ	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
	その他の地	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
	［略］	［略］	［略］	［略］
タンザニア	ダルエスサラーム	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
チュニジア	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
ナイジェリア	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円

コンゴ民主共和国	キンシャサ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ザンビア	ルサカ	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
ジブチ	ジブチ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ジンバブエ	ハラレ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
タンザニア	ダルエスサラーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
チュニジア	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
ナイジェリア	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円

| | | |

| | | |

中南米		
	［略］	［略］
	ブラジル	四、二〇〇円
	［略］	［略］
	ボリビア	五、四〇〇円
	［略］	［略］
欧州		
	［略］	［略］
	キルギス	五、四〇〇円
	［略］	［略］
中東		
	［略］	［略］
	オマーン	五、四〇〇円
	［略］	［略］
アフリカ		
	［略］	［略］
	エリトリア	五、四〇〇円
	［略］	［略］

中南米		
	［同上］	［同上］
	ブラジル	三、九〇〇円
	［同上］	［同上］
	ボリビア	四、五〇〇円
	［同上］	［同上］
欧州		
	［同上］	［同上］
	キルギス	五、一〇〇円
	［同上］	［同上］
中東		
	［同上］	［同上］
	オマーン	五、一〇〇円
	［同上］	［同上］
アフリカ		
	［同上］	［同上］
	［項を加える。］	
	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下この項において「新規程」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この条において「法」という。）第二条第四号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が法第四条第一項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）した場合、死亡した場合又は外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条の規定により休暇帰国（以下この項において「休暇帰国」という。）を許された場合において法第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行及び法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となつた場合、死亡した場合又は休暇帰国を許された場合において法第三条第二項の規定により旅費を支給する旅行及び法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2　前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、この省令の施行日以後に法第三条第六項及び同条第七項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第十八号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条及び第二十条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由） **第二条の二**　法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第十七条若しくは第十八条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。 四～九　（略） （法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者） **第二条の三**　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、求職者以外の者であつて、次に掲げる者とする。 一　事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者 二　教育実習、看護実習その他の実習を受ける者 （法第十五条第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由） **第二条の四**　法第十五条第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由） **第二条の二**　法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。 四～九　（略） （新設） （法第十一条の三第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由） **第二条の三**　法第十一条の三第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。 一・二　（略）

三　法第十七条若しくは第十八条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四～九　（略）

（法第十七条の措置）

第二条の五　（略）

（男女雇用機会均等推進者の選任）

第二条の六　事業主は、法第十九条に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。

（主任調停委員）

第三条　紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の会長は、調停委員のうちから、法第二十四条第一項の規定により委任を受けて同項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停委員（以下「主任調停委員」という。）を指名する。

2　（略）

（調停の申請）

第六条　法第二十四条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る紛争の関係当事者（労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出しなければならない。

（関係当事者等からの事情聴取等）

第八条　法第二十六条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。

2　（略）

3　法第二十六条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、同条の規定に

三　法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四～九　（略）

（法第十二条の措置）

第二条の四　（略）

（男女雇用機会均等推進者の選任）

第二条の五　事業主は、法第十三条の二に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。

（主任調停委員）

第三条　紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の会長は、調停委員のうちから、法第十八条第一項の規定により委任を受けて同項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停委員（以下「主任調停委員」という。）を指名する。

2　（略）

（調停の申請）

第六条　法第十八条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る紛争の関係当事者（労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出しなければならない。

（関係当事者等からの事情聴取等）

第八条　法第二十条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。

2　（略）

3　法第二十条の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、同条の規定に

により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て他人に代理させることができる。

4　（略）

（関係労使を代表する者の指名）

第十一条　委員会は、法第二十七条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2　（略）

（権限の委任）

第十四条　法第三十五条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条の認定の基準等）	（法第十二条の認定の基準等）
第九条の三　法第十二条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。	**第九条の三**　法第十二条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。	一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。	（新設）

により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て他人に代理させることができる。

4　（略）

（関係労使を代表する者の指名）

第十一条　委員会は、法第二十一条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2　（略）

（権限の委任）

第十四条　法第二十九条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

改正後	改正前
ホ　同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること。	ホ　同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること。
ヘ～ヌ　（略）	ヘ～ヌ　（略）
二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。	二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。
イ　前号イからヌまでのいずれにも該当すること。	イ　前号イからヌまでのいずれにも該当すること。
ロ　（略）	ロ　（略）
2　3　（略）	2　3　（略）
第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主である場合における同項の規定の適用については、同項第一号イからハまで及びヌ(1)の規定は、適用しない。	第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主である場合における同項の規定の適用については、同項第一号イからハまで及びヌ(1)の規定は、適用しない。
（法第十三条第二項の公表）	（法第十三条第二項の公表）
第九条の四　法第十三条第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、前条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同号ニからチまでに掲げる事項の実績を、前条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同項第一号ニからチまで並びに第八条第一項第一号の二ロ(1)及び(3)に掲げる事項の実績を公表していることとする。	**第九条の四**　法第十三条第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、前条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同号ニからトまでに掲げる事項の実績を、前条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同項第一号ニからトまで並びに第八条第一項第一号の二ロ(1)及び(3)に掲げる事項の実績を公表していることとする。
（法第二十条第一項の情報の公表）	（法第二十条第一項の情報の公表）
第十九条　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、第一号及び第二号に掲げる事項を公表するとともに、第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表しなければならない。	**第十九条**　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、第一号及び第二号に掲げる事項を公表するとともに、第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　管理職に占める女性労働者の割合	二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
三・四　（略）	三・四　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第九条の二関係）（第一面から第六面まで）

（A4）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　　）
※製造業のみ記入（中分類：　　）

住　　所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第12条の認定（特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．策定・実施した一般事業主行動計画について
（1）一般事業主行動計画策定届を届け出た日　令和　　年　　月　　日
（2）一般事業主行動計画策定届の届出先　　労働局長
（3）計画期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２．女性活躍推進法第９条の認定（えるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局
平成・令和　　年　　月　　日・　　労働局

３．常時雇用する労働者の数　　人
男性労働者の数　　人
女性労働者の数　　人

４．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第五面に記載すること）

５．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第１項の規定に基づき講じている措置に関する情報の公表の有無　［　有　・　無　］

６．男女雇用機会均等推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

７．職業家庭両立推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

８．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をXとする。以下同じ。）
（1）採用に関する状況（ｉ又はiiのうちいずれかを記入）（記載要領10を参照）
（i）直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均				

（ii）通常の労働者に占める女性労働者の割合（①及び②いずれも記入。通常の労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみ記入。）（記載要領11を参照）
①　直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

②　直近の事業年度の通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度			

（2）継続就業に関する状況（ｉ又はiiのうちいずれかを記入。iiは、ｉで定める割合を算出することができない場合に限る。）
（i）男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合（①又は②のうちいずれかを記入）（記載要領12を参照）
①　直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

②　直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合（記載要領13を参照）

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

（ii）直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数（記載要領14を参照）

直近の事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

(3) 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
(X)年度		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

(4) 管理職に関する状況（記載要領15を参照）

(i) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等（記載要領16を参照）

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値	産業平均値の1.5倍の値(B)
(X)年度			

(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合（(i)の(B)が15%以下である事業主のみ記入）（記載要領17を参照）

直近の３事業年度	女性の昇進割合(C)	男性の昇進割合(D)	(C)/(D)=(E)
(X)年度～(X-2)年度の平均			

(ⅲ) （(i)の(B)が40%以上である事業主のみ記入）

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(F)	(G)×0.8
(X)年度		

(5) 多様なキャリアコースに関する状況（記載要領18を参照）

直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の３事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～(X-2)年度	ア　通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ　キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	
	ウ　女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く。）	
	エ　おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	

９．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表（記載要領19を参照）

(1)

情報公表項目	公表の有無
男女の賃金の額の差異（区）	有・無

(2)

情報公表項目	公表の有無
管理職に占める女性労働者の割合	有・無

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）	有・無
イ　男女別の採用における競争倍率（区）	有・無
ウ　労働者に占める女性労働者の割合（区)(派)	有・無
エ　係長級にある者に占める女性労働者の割合	有・無
オ　役員に占める女性の割合	有・無
カ　男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区)(派)	有・無
キ　男女別の再雇用又は中途採用の実績	有・無

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　男女の平均継続勤務年数の差異	有・無
イ　10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	有・無
ウ　男女別の育児休業取得率（区）	有・無
エ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間	有・無
オ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間（区)(派)	有・無
カ　有給休暇取得率	有・無
キ　有給休暇取得率（区）	有・無

（注１）「（区）」の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があるもの。

（注２）「（派）」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて把握を行う必要があるもの。

10．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握（記載要領20を参照）

(1) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握の有無　［　有　・　無　］

(2) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した日　令和　　年　　月　　日

（注）次の①から⑥までの書類を添付すること。

① 策定・実施した一般事業主行動計画の写し

② 一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類

③ ①の行動計画の労働者への周知及び公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの

④ ５の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの

⑤ ８の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）

⑥ ９の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第９条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

11.　女性の健康上の特性への配慮に関する状況

(1)　女性の健康上の特性に配慮した制度の整備状況

① 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度

制度の種類	制度の内容
女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　年 月　日	

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　年 月　日

(4) 女性健康配慮担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

女性健康配慮担当者			女性健康配慮担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	

（注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第９条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

①　11.(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

②　11.(2)について、女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③　11.(3)について、女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④　11.(4)の女性健康配慮担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第二号（第九条の二関係）（第七面）

女性活躍推進のための取組の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号（第九条の二関係）（第八面・第九面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄の「主たる事業」については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．(1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、申請年月日の直近に計画期間が終了した一般事業主行動計画について、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。

４．「１．(2) 一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、３の届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。

５．「１．(3) 計画期間」欄は、３の一般事業主行動計画の期間の初日及び末日を記載すること。

６．「２．女性活躍推進法第９条の認定（えるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。

７．「５．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき講じている措置に関する情報の公表の有無」欄は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関して事業主が講じている措置に関する情報について、厚生労働省のウェブサイトに公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

８．「６．男女雇用機会均等推進者の選任状況」及び「７．職業家庭両立推進者の選任状況」欄は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 19 条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者の所属部課及び役職名を記載すること。

９．「８．女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、

(1) 記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。

(2) 雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。

10．「８．(1) 採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限る。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。

11．「８.(1)(ⅱ) 通常の労働者に占める女性労働者の割合」欄の産業平均値とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

12．「８．(2)(ⅰ) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。

13．「８．(2)(ⅰ) ②直近の事業年度における 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。

14．「８．(2)(ⅱ) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労

働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

15. 「８．(4) 管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当する者をいうこと。

① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が２つの係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長

② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者

16. 「８．(4)(ⅰ) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

17. 「８．(4)(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

18. 「８．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。

19. 「９．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」欄は、各項目について、公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

20. 「10．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握」欄は、雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した場合は、(1)の「有」を○で囲み、(2)に雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した年月日を記載すること。雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握しなかった場合は、(1)の「無」を○で囲むこと。

21. 「11．女性の健康上の特性への配慮に関する状況」欄については、

(1) (1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

(2) (4) の欄は、選任している女性健康配慮担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

様式第二号の二を次のように改める。

様式第二号の二（第九条の二関係）（第一面から第六面まで）

（A4）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　令和　年　月　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　）

※製造業のみ記入（中分類：　）

住所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第12条の認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（以下「省令」という。）第９条の３第１項第２号に規定する事業主の類型に係る特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．女性活躍推進法第12条の規定に基づく省令第９条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局

令和　年　月　日・　労働局

２．常時雇用する労働者の数　人
- 男性労働者の数　人
- 女性労働者の数　人

３．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第１項の規定に基づき講じている措置に関する情報の公表の有無　［　有　・　無　］

４．男女雇用機会均等推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

５．職業家庭両立推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

６．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をXとする。以下同じ。）

(1) 採用に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入）（記載要領７を参照）

(i) 直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均				

(ⅱ) 通常の労働者に占める女性労働者の割合（①及び②いずれも記入。通常の労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみ記入。）（記載要領８を参照）

① 直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

② 直近の事業年度の通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度			

(2) 継続就業に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入。ⅱは、ｉで定める割合を算出することができない場合に限る。）

(i) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合（①又は②のうちいずれかを記入）（記載要領９を参照）

① 直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

② 直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合（記載要領10を参照）

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

(ⅱ) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数（記載要領11を参照）

直近の事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

(3) 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
(X)年度		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

(4) 管理職に関する状況（記載要領12を参照）

(i) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等（記載要領13を参照）

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値	産業平均値の1.5倍の値(B)
(X)年度			

(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合（(i)の(B)が15%以下である事業主のみ記入）（記載要領14を参照）

直近の３事業年度	女性の昇進割合(C)	男性の昇進割合(D)	(C)/(D)=(E)
(X)年度～(X-2)年度の平均			

(ⅲ) ((i)の(B)が40%以上である事業主のみ記入)

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(F)	(G)×0.8
(X)年度		

(5) 多様なキャリアコースに関する状況（記載要領15を参照）

直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の３事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～(X-2)年度	ア　通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ　キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	
	ウ　女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く。）	
	エ　おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	

７．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表（記載要領16を参照）

(1)

情報公表項目	公表の有無
男女の賃金の額の差異（区）	有・無

(2)

情報公表項目	公表の有無
管理職に占める女性労働者の割合	有・無

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）	有・無
イ　男女別の採用における競争倍率（区）	有・無
ウ　労働者に占める女性労働者の割合（区)(派)	有・無
エ　係長級にある者に占める女性労働者の割合	有・無
オ　役員に占める女性の割合	有・無
カ　男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区)(派)	有・無
キ　男女別の再雇用又は中途採用の実績	有・無

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　男女の平均継続勤務年数の差異	有・無
イ　10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	有・無
ウ　男女別の育児休業取得率（区）	有・無
エ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間	有・無
オ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間（区)(派)	有・無
カ　有給休暇取得率	有・無
キ　有給休暇取得率（区）	有・無

（注１）「（区）」の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があるもの。

（注２）「（派）」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて把握を行う必要があるもの。

８．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握（記載要領17を参照）

(1) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握の有無　［　有　・　無　］

(2) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した日　令和　　年　　月　　日

９．　女性の健康上の特性への配慮に関する状況

(1)　女性の健康上の特性に配慮した制度の整備状況

① 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度

制度の種類	制度の内容
女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

(4) 女性健康配慮担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

女性健康配慮担当者			女性健康配慮担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	

（注）次の①から⑦までの書類を添付すること。
① ３の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの
② ６の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）
③ ７の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの
④ ９．(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）
⑤ ９．(2)について、女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの
⑥ ９．(3)について、女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの
⑦ ９．(4)の女性健康配慮担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）

女性活躍推進のための取組の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号の二（第九条の二関係）（第八面・第九面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄の「主たる事業」については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく省令第９条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。

４．「３．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき講じている措置に関する情報の公表の有無」欄は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関して事業主が講じている措置に関する情報について、厚生労働省のウェブサイトに公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

５．「４．男女雇用機会均等推進者の選任状況」及び「５．職業家庭両立推進者の選任状況」欄は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 19 条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者の所属部課及び役職名を記載すること。

６．「６．女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、

（1）　記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。

（2）　雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。

７．「６．(1) 採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限る。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。

８．「６．(1)(ⅱ) 通常の労働者に占める女性労働者の割合」欄の産業平均値とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

９．「６．(2)(ⅰ) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。

10．「６．(2)(ⅰ) ②直近の事業年度における 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。

11．「６．(2)(ⅱ) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

12．「６．(4) 管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当する者をいうこと。

① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が２つの係以上からなり、若しくは、その構成員が 10 人以上（課長を含む。）のものの長

② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者

13．「６．(4)(ⅰ) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

14．「６．(4)(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

15．「６．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。

16．「７．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」欄は、各項目について、公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

17．「８．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握」欄は、雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した場合は、(1)の「有」を○で囲み、(2)に雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した年月日を記載すること。雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握しなかった場合は、(1)の「無」を○で囲むこと。

18．「９．女性の健康上の特性への配慮に関する状況」欄については、

（1）　(1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

（2）　(4) の欄は、選任している女性健康配慮担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り纏って記載すること。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（準用） **第十二条の二**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第三十七条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「労働施策総合推進法」という。）第三十七条第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「優越的言動問題調停会議」と、同令第六条中「法第二十四条第一項」とあるのは「労働施策総合推進法第三十七条第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十六条」とあるのは「労働施策総合推進法第三十八条において準用する第二十六条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十二条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第十二条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十七条」とあるのは「労働施策総合推進法第三十八条において準用する法第二十七条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。	（準用） **第十二条の二**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第三十七条の六第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「労働施策総合推進法」という。）第三十条の六第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「優越的言動問題調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「労働施策総合推進法第三十条の六第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「労働施策総合推進法第三十条の七において準用する法第二十条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十二条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第十二条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「労働施策総合推進法第三十条の七において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
（要請等） **第十三条**　地方公共団体の長は、法第四十一条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。 2　措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第四十六条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第四十一条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。 3　前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第四十一条第一項から第三項までの権限を行うものとする。 4　厚生労働大臣は、法第四十一条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。 一～三　（略） （報告等） **第十四条**　厚生労働大臣は、法第四十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。 2　法第四十三条第二項の証明書は、様式第四号による。	（要請等） **第十三条**　地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。 2　措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。 3　前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。 4　厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。 一～三　（略） （報告等） **第十四条**　厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。 2　法第三十四条第二項の証明書は、様式第四号による。

（権限の委任）

第十五条　法第四十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　法第四十一条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

四　法第四十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

五　法第四十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

六　法第四十四条に規定する厚生労働大臣の権限

七　法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

2　前項（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第四十二条第一項、第四十三条第一項並びに第四十四条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3　（略）

（権限の委任）

第十五条　法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

四　法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

五　法第三十四条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

六　法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

七　法第三十六条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

2　前項（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3　（略）

様式第四号（裏面）を次のように改める。

様式第4号（裏面）

この証明書を所持する者は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第43条第1項の規定により、事業主の事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定） **第百五十九条の三**　法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～四　（略） 五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 六～十　（略）	（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定） **第百五十九条の三**　法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～四　（略） 五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 六～十　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第五条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第二百十九条**　法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～九　（略） 十　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 十一～十九　（略）	（法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第二百十九条**　法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～九　（略） 十　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 十一～十九　（略）

（職業安定法施行規則の一部改正）

第六条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条の六に関する事項） **第四条の五**　（略）	（法第五条の六に関する事項） **第四条の五**　（略）

2　（略）

3　法第五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　求人者が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十二条第二項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

三　求人者が令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十六条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

4　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第七条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～九　（略）	（法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～九　（略）

2　（略）

3　法第五条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　求人者が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

三　求人者が令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

4　（略）

十　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項

十一～二十一　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第八条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略） 十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 十二～十六　（略）	（法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略） 十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 十二～十六　（略）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第九条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一～二十三　（略） 二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第四条第一項第五号の失業の予防として行う給付金に係る申請、同項第六号の雇用の継続のために行う給付金に係る申請、第十八条第五号の給付金に係る申請、第二十七条第一項の大量雇用変動の届出及び第三十七条第一項の調停の申請 二十五～四十三　（略） 四十四　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る申請　第二十四条第一項の調停の申請 四十五～五十六　（略）	**別表**（第一条関係） 一～二十三　（略） 二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第四条第一項第五号の失業の予防として行う給付金に係る申請、同項第六号の雇用の継続のために行う給付金に係る申請、第十八条第五号の給付金に係る申請、第二十七条第一項の大量雇用変動の届出及び第三十七条第一項の調停の申請 二十五～四十三　（略） 四十四　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る申請　第十八条第一項の調停の申請 四十五～五十六　（略）

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（準用） **第三十六条の十五**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第七十四条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第七十四条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「障害者雇用調停会議」と、同条中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第六条中「法第二十四条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十六条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十六条」と、同令第九条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、同令第十条第一項中「第	（準用） **第三十六条の十五**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第七十四条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第七十四条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「障害者雇用調停会議」と、同条中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条」と、同令第九条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、同令第十条第一項中「第

十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条の十五において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第三十六条の十五において準用する第八条」と、同条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第十一条第一項中「法第二十七条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十七条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え） **第四十六条**　法第四十七条の二の規定により同条に規定する労働者派遣の役務の提供を受ける者に関し雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、同令第二条の五中「事業主」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の二の規定により派遣労働者を雇用する事業主とみなされる者」と、「女性労働者」とあるのは「女性労働者（労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる女性の派遣労働者を含む。）」と読み替えるものとする。	（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え） **第四十六条**　法第四十七条の二の規定により同条に規定する労働者派遣の役務の提供を受ける者に関し雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、同令第二条の四中「事業主」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の二の規定により派遣労働者を雇用する事業主とみなされる者」と、「女性労働者」とあるのは「女性労働者（労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる女性の派遣労働者を含む。）」と読み替えるものとする。

四条第一項及び第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条の十五において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第三十六条の十五において準用する第八条」と、同条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十六条の二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第三条から第十二条までの規定は、法第四十七条の八第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十七条の八第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「派遣労働者待遇調停会議」と、同令第五条及び第十条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあつては、需給調整事業部）」と、同令第六条中「法第二十四条第一項」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の八第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十六条」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の九において準用する法第二十六条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第四十六条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第四十六条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十七条」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の九において準用する法第二十七条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「派遣労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十六条の二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第三条から第十二条までの規定は、法第四十七条の八第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十七条の八第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「派遣労働者待遇調停会議」と、同令第五条及び第十条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあつては、需給調整事業部）」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の八第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の九において準用する法第二十条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第四十六条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第四十六条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の九において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「派遣労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（準用） **第七十八条**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十二条の五第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第六条中「法第二十四条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十六条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十六条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第七十八条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第七十八条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十七条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十七条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。	（準用） **第七十八条**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十二条の五第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第七十八条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第七十八条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（準用） **第九条**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第二十五条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第二十四条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「短時間・有期雇用労働者法」という。）第二十五条第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同令第六条中「法第二十四条第一項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十五条第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十六条」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十六条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十七条」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十七条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。	（準用） **第九条**　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第二十五条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「短時間・有期雇用労働者法」という。）第二十五条第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「均衡待遇調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十五条第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十条第一項」と、同項中「法第二十条第一項」の「同項の」とあるのは「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 七～十　（略）	（法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 七～十　（略）

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十五条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略）	（法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略）
十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 十二～二十三　（略）	十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 十二～二十三　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第八十二条**　法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略） 十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条及び第三十四条第二項 十二～十九　（略）	（法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第八十二条**　法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略） 十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項 十二～十九　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に事業主が行った女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の申請に係る規定の認定の基準については、この省令による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第九条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第六条第一項第六号及び第十二条第一項の規定に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） **第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一・二　（略） 三　けい酸加里肥料 四～十一　（略） （登録の有効期間が六年である普通肥料の種類） **第七条の六**　法第十二条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。 一　（略） 二　過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、腐植酸りん肥、熔成けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、被覆りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、加工りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 三　硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及びけい酸加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 四～八　（略） 九　硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 十～十二　（略）	（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） **第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一・二　（略） （新設） 三～十　（略） （登録の有効期間が六年である普通肥料の種類） **第七条の六**　法第十二条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。 一　（略） 二　過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、腐植酸りん肥、被覆りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、熔成けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合りん酸肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 三　硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料及び混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 四～八　（略） 九　硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。） 十～十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係）	別表第一（第百十五条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。	四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。
(1)～(52)　（略）	(1)～(52)　（略）
(53)　フルララネル	（新設）
(54)～(67)　（略）	(53)～(66)　（略）
別表第三（第百六十八条関係）	別表第三（第百六十八条関係）
牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（生物学的製剤のうちワクチン（鶏痘ワクチンを除く。）である外用剤、抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（生物学的製剤のうちワクチン（鶏痘ワクチンを除く。）である外用剤、抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　アムロジピン	（新設）
五～百二十三　（略）	四～百二十二　（略）
百二十四　フルララネル	（新設）
百二十五～百五十八　（略）	百二十三～百五十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第五十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十三条第四項の規定に基づき、事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針を次のように定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から適用することとしたので、同条第五項において準用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十一条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十六日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

1　はじめに

この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第33条第１項から第３項までに規定する事業主が職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（以下「顧客等」という。）の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境が害されること（以下「職場におけるカスタマーハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、同条第４項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。

2　職場におけるカスタマーハラスメントの内容

⑴　職場におけるカスタマーハラスメントは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

なお、顧客等からの苦情の全てが職場におけるカスタマーハラスメントに該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上許容される範囲で行われたものは、いわば正当な申入れであり、職場におけるカスタマーハラスメントには当たらない。

また、障害者から労働者に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）で禁止されている不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、職場におけるカスタマーハラスメントには当たらず、同法に基づき、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことに留意が必要である。

加えて、職場におけるカスタマーハラスメントには、店舗及び施設等において対面で行われるもののみならず、電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれるものである。

⑵　「職場」とは、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、当該労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、当該労働者が業務を遂行する場所については、「職場」に含まれる。取引先の事務所、取引先と打合せをするための飲食店、顧客の自宅等であっても、当該労働者が業務を遂行する場所であればこれに該当する。

⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。

また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の４の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第33条第１項及び第34条第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第33条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場におけるカスタマーハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷　「顧客等」とは、顧客（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある潜在的な顧客も含む。）、取引の相手方（今後取引する可能性のある者も含む。）、施設の利用者（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等の施設を利用する者をいい、今後利用する可能性のある者も含む。）その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指し、例えば、以下の者等が含まれる。

・　事業主が販売する商品の購入やサービスの利用をする者
・　事業主の行う事業に関する内容等に関し問い合わせをする者
・　取引先の担当者
・　企業間での契約締結に向けた交渉を行う際の担当者
・　施設・サービスの利用者及びその家族
・　施設の近隣住民

⑸　「その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた」言動とは、社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指す。

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、当該言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）との関係性等）を総合的に考慮することが適当である。また、「言動の内容」及び「手段や態様」に着目し、総合的に判断することが適当であり、「言動の内容」、「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でもこれに該当し得ることに留意が必要である。加えて、社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、事業主又は労働者の側の不適切な対応が当該言動の原因や背景となっている場合もあることにも留意する必要がある。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例としては、以下のイ及びロのものがあるが、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、イ及びロに掲げるものは限定列挙ではないことに十分留意し、４⑵ロにあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

イ　言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

①　そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
・　性的な要求や、労働者のプライバシーに関わる要求をすること。

②　契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
・　契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求すること。

③　対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
・　契約金額の著しい減額の要求をすること。

④　不当な損害賠償要求
・　商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること。

ロ　手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

①　身体的な攻撃（暴行、傷害等）

・　殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
・　物を投げつけること。
・　わざとぶつかること。
・　つばを吐きかけること。

②　精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

・　店舗の物を壊すことをほのめかす発言やＳＮＳ等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって労働者を脅すこと。
・　ＳＮＳ等のインターネット上へ労働者のプライバシーに係る情報の投稿等をすること。
・　労働者の人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。
・　土下座を強要すること。
・　盗撮や無断での撮影をすること。
・　労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該労働者が開示することを強要する若しくは禁止すること。

③　威圧的な言動

・　大きな声をあげて労働者や周囲を威圧すること。
・　反社会的な言動を行うこと。

④　継続的、執拗な言動

・　同様の質問を執拗に繰り返すこと。
・　当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。
・　同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。

⑤　拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

・　長時間に渡る居座りや電話で労働者を拘束すること。

⑹　「労働者の就業環境が害される」とは、当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当である。

なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、１回の言動でも、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境を害する場合があり得る。

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第34条第２項の規定により、事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるカスタマーハラスメントに起因する問題（以下「カスタマーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場におけるカスタマーハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、カスタマーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第34条第４項の規定により、労働者は、カスタマーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

ただし、職場におけるカスタマーハラスメント対策を講ずる際は、消費者法制により定められている消費者の権利や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められていることに留意する必要があり、同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和５年３月14日閣議決定）」に即して主務大臣が各所掌分野ごとに定める事業者が適切に対応するために必要な指針、内閣府がホームページ等に掲載する合理的配慮の提供等に係る障害特性に応じた事例等（以下「対応指針等」という。）も参考にして、顧客等との建設的対話を重ねるなど、事案に応じて適切に対応する必要がある。

また、各業法等によりサービス提供の義務等が定められている場合やサービスが途絶すると顧客等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ場合等があることに留意して適切に対応する必要がある。

⑴　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントに関する方針の明確化、労働者に対するその方針の周知・啓発として、次の措置を講じなければならない。

その際、職場におけるカスタマーハラスメントの発生の原因や背景には、商品・サービス・接客等における問題や顧客等とのコミュニケーションの不足などもあると考えられる。そのため、職場においてこれらを幅広く解消していく取組を進めることも、職場におけるカスタマーハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることに留意することが必要である。

イ　職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

また、職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を顧客等に周知・啓発することも、被害の防止に当たっては効果的と考えられる。

（事業主の方針等を明確化し、労働者に周知・啓発していると認められる例）

①　社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を記載し、配布等すること。

なお、トップメッセージとして当該方針を広く社内に発信することも考えられる。

②　職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を労働者に対して周知・啓発するため、ロにおいて定める職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容と併せて研修、講習等を実施すること。

ロ　職場におけるカスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を、管理監督者を含む労働者に周知すること。

対処の内容については、職場におけるカスタマーハラスメントが発生し、その場で労働者から管理監督者等に報告があった場合や管理監督者等が現認した場合は、当該管理監督者等が直ちに適切な対応を行うことが必要な場合もあることを踏まえ、その内容を定めること。

また、当該事業所において発生しやすい職場におけるカスタマーハラスメントの例や、商品・サービス・接客等における問題や顧客等とのコミュニケーションの不足などが職場におけるカスタマーハラスメントの発生の原因や背景となり得ることを併せて周知することも考えられる。

対処の内容の例としては、次のようなものがある。

ただし、次の例は限定列挙ではなく、各事業主が、労働者の状況等の実態に応じた対処の内容を定めること。

・　労働者から管理監督者等に直ちに報告し、その場の対応の方針について指示を仰ぐこと。
・　可能な限り労働者を一人で対応させないこと。また、必要に応じて当該労働者に代わって管理監督者等が対応すること。
・　顧客等とのやり取りを録音・録画すること。なお、録音・録画に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、顧客等の個人情報を適切に取り扱うこと。
・　労働者から十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退店を求めたり、電話を切ったりすること。
・　暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。
・　現場対応が困難な場合においては、本社・本部等へ情報共有を行い、指示を仰ぐこと。
・　法的な手続が必要な場合には、法務部門等と連携し、弁護士へ相談すること。

（対処の内容等を定め、労働者に周知していると認められる例）

①　職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を定め、当該規定と併せて、職場におけるカスタマーハラスメントの内容を労働者に対して周知すること。

②　顧客等への対応に関するマニュアル等に、職場におけるカスタマーハラスメントの内容及び職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を記載し、労働者に対して周知すること。

③　職場におけるカスタマーハラスメントの内容及び職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を労働者に対して周知するための研修、講習等を実施すること。

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

事業主は、労働者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

なお、相談に対応する担当者として、労働者の上司に当たる管理監督者等を定めることも考えられる。

イ　相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、職場における他のハラスメントの相談窓口と一体的に設置をすることも考えられる。

（相談窓口をあらかじめ定めていると認められる例）

①　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること。

②　相談に対応するための制度を設けること。

③　外部の機関に相談への対応を委託すること。

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇（ちゅうちょ）する例もあること等も踏まえ、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるカスタマーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるカスタマーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①　相談窓口の担当者が相談を受けた場合、その内容や状況に応じて、相談窓口の担当者と関係部門とが連携を図ることができる仕組みとすること。

②　相談窓口の担当者が相談を受けた場合、あらかじめ作成した留意点などを記載したマニュアルに基づき対応すること。

③　相談窓口の担当者に対し、相談を受けた場合の対応についての研修を行うこと。

⑶　職場におけるカスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。なお、行為者が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　⑴ロにおいて定める対処の内容を踏まえ、管理監督者等がその場で事実関係を確認し対応すること。

②　相談窓口の担当者、関係部門又は専門の委員会等が、相談者から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、必要に応じて、周囲の労働者からも事実関係を聴取したり、録音・録画等の客観的な証拠を確認したりする等の措置を講ずること。なお、録音・録画等の客観的な証拠を確認するに当たっては個人情報の保護に関する法律等を遵守し、顧客等の個人情報を適切に取り扱うこと。

加えて、必要かつ可能な場合には行為者からも事実関係を聴取することも考えられる。

③　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第37条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるカスタマーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　⑴ロにおいて定める対処の内容を踏まえ、事案の内容や状況に応じ、管理監督者等が被害者に代わって対応すること、被害者と行為者を引き離すこと等の措置を講ずること。

また、あわせて、暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については警察へ通報すること。

② 事案の内容や状況に応じ、行為者に対応する担当者の変更又は複数人で対応すること、被害者と行為者を引き離すための配置転換、管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずること。

また、あわせて、暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については警察へ通報することや、法的な手続が必要な場合には法務部門等と連携し、弁護士へ相談することも考えられる。

③ 法第37条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ 改めて職場におけるカスタマーハラスメントに関する方針を周知・啓発し、必要な場合には、職場におけるカスタマーハラスメントの発生の原因や背景となった商品・サービス・接客等における問題や顧客等とのコミュニケーションの不足などの改善を図る等の再発防止に向けた措置を講ずること。その際、必要に応じて、接客等における慣行の見直しなどの職場環境の改善や組織風土の見直しを行うことも考えられる。

あわせて、必要に応じて事案の内容や対応経緯を記録し、個人情報の取扱いに留意して関係部門に共有し、再発防止に活用することも考えられる。

なお、職場におけるカスタマーハラスメントに係る言動の行為者が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に再発防止に向けた措置への協力を求めることも含まれる。

また、職場におけるカスタマーハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

（再発防止に向けた措置を講じていると認められる例）

① 職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針及び職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に改めて掲載し、配布等すること。

また、職場におけるカスタマーハラスメントの発生を契機として、職場におけるカスタマーハラスメントの原因や背景となった商品・サービス・接客等における問題や顧客等とのコミュニケーションの不足などが把握された場合には、その問題等そのものの改善を図ること。

② 労働者に対して職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針及び職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を周知・啓発するための研修、講習等を改めて実施すること。

また、職場におけるカスタマーハラスメントの発生を契機として、職場におけるカスタマーハラスメントの原因や背景となった商品・サービス・接客等における問題や顧客等とのコミュニケーションの不足などが把握された場合には、その問題等そのものの改善を図ること。

⑷ 職場におけるカスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントの抑止のための措置として、労働者に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの対処の方針をあらかじめ定め、管理監督者を含む労働者に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備しなければならない。

なお、特に悪質と考えられるものへの対処の例としては次のようなものがあるが、当該方針に記載する対処の内容を検討するに当たっては、各業法等による定めがある場合等、業種・業態等により必要な対応が異なる場合があることに留意しつつ、それぞれの状況に応じた方針を定めることが効果的である。

・ 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。
・ 行為者に対して警告文を発出すること。
・ 法令の制限内において行為者に対して商品の販売、サービスの提供等をしないこと。
・ 行為者に対して店舗及び施設等への出入りを禁止すること。
・ 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく仮処分命令を申し立てること。

（措置を講じていると認められる例）

① ⑴ロの措置を実施する際に、併せて、職場におけるカスタマーハラスメントのうち、特に悪質と考えられるものへの対処の方針を定め、労働者に対して周知すること。加えて、当該対処を講ずることができるよう、関係部門間の連携等の体制を整備すること。

⑸ ⑴から⑷までの措置と併せて講ずべき措置

⑴から⑷までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ 職場におけるカスタマーハラスメントに係る相談者等の情報は当該相談者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該カスタマーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。なお、相談者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報も含まれるものであること。

（相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

① 相談者等のプライバシーの保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、当該マニュアルに基づき対応するものとすること。

② 相談者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行うこと。

③ 相談窓口においては相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に掲載し、配布等すること。

ロ 法第33条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるカスタマーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「カスタマーハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、カスタマーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をすること。

② 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、カスタマーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、労働者に配布等すること。

5　他の事業主の講ずる雇用管理上の措置の実施に関する協力

法第33条第３項の規定により、事業主は、当該事業主が雇用する労働者又は当該事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）による他の事業主の雇用する労働者に対する職場におけるカスタマーハラスメントに関し、他の事業主から、事実関係の確認等の雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、次の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑴　事業主は、他の事業主からの協力の求めに応ずるように努めなければならない。

また、同項の規定の趣旨に鑑みれば、事業主が、他の事業主から雇用管理上の措置への協力を求められたことを理由として、当該事業主に対し、当該事業主との契約を解除する等の不利益な取扱いを行うことは望ましくないものである。

⑵　事業主は、他の事業主からの協力の求めに応じて、労働者へ事実関係の確認等を行うに当たっては、これに協力した労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いを行わない旨を定め、労働者に周知・啓発することが望ましい。

加えて、事実関係の確認により、職場におけるカスタマーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、事業主は、就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書における規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずることが望ましい。

6　事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、４の措置に加え、次の取組を行うことが望ましい。

⑴　事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、次の取組を行うことが望ましい。

なお、取組を行うに当たっては、労働者が自社の商品やサービスをよく理解し、顧客等への対応力の向上を図ることは、職場におけるカスタマーハラスメントの被害者になることを防止する上で重要であることや、顧客等からの社会通念上許容される範囲で行われる正当な申入れについては、職場におけるカスタマーハラスメントには該当せず、労働者が、こうした正当な申入れを踏まえて真摯に業務を遂行する意識を持つことも重要であることに留意することが必要である。

イ　労働者が自社の商品やサービスをよく理解し、顧客等への対応力の向上を図るために研修等の必要な取組を行うこと。

（顧客等への対応力の向上を図るために必要な取組例）

①　接客についての研修、商品やサービスについての研修、顧客等からの苦情への対応についての研修等の実施や資料の配布等により、労働者の顧客等への対応力等の向上を図ること。

ロ　労働者が顧客等への理解を深めるために必要な取組を行うこと。

（労働者が顧客等への理解を深めるための取組例）

①　消費者の心理や障害特性等についての資料の配布や研修等の実施により、労働者の顧客等への理解を深めること。なお、障害特性に応じた対応については、４に記載した対応指針等を参考にすることが考えられる。

⑵　事業主は、４の措置を講じる際に、必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、その運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めることが重要である。なお、労働者や労働組合等の参画を得る方法として、例えば、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条第１項に規定する衛生委員会の活用なども考えられる。

⑶　職場におけるカスタマーハラスメントは、業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なると考えられることから、業種・業態等における被害の実態や業務の特性等を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な取組を進めることも、被害の防止に当たっては重要である。また、同じ業種・業態等の複数の事業主が一体となって取組を行うことも考えられる。

⑷　労働者が取引の相手方に対して職場におけるカスタマーハラスメントに係る言動を行う場合もあることから、３のとおり、事業主及び労働者の責務として、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の事業主が雇用する労働者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、他の事業主が雇用する労働者に対する言動について必要な注意を払うよう努めなければならず、こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者に対する言動について、職場におけるカスタマーハラスメントを行ってはならない旨の方針を併せて示すことが望ましい。

7　事業主が職場において行われる自らの雇用する労働者以外の者に対する顧客等の言動に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、４⑴イの職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針の明確化等を行う際に、職場における当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者及び個人事業主等の労働者以外の者）に対する顧客等の言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場におけるカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

○厚生労働省告示第五十二号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第三項の規定に基づき、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針を次のように定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から適用するJとしたので、同条第四項において準用する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十六日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

1　はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第13条第１項及び第２項に規定する事業主が求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動（以下「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」という。）により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう雇用管理上講ずべき措置等について、同条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。

2　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

⑴　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

なお、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該者に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

⑵　「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれる。なお、ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。また、事業主が雇用する労働者が通常就業している場所で行われるものに限らない。

（求職活動等の例）

・　企業の採用面接への参加
・　企業の就職説明会への参加
・　企業の雇用する労働者への訪問
・　インターンシップへの参加
・　教育実習、看護実習等の実習の受講

⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。

また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の２の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第13条第１項及び第14条第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第13条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者による求職者等からの相談への対応に派遣労働者が協力した際に事実を述べたこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷　「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。

また、当該言動を行う者には、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）も想定されるため、これらの者による「性的な言動」についても必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

⑸　「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」とは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることであって、その状況は多様であるが、典型的な例として、次のようなものがある。

イ　少人数の説明会において、労働者が求職者等の腰、胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。

ロ　企業が実施するインターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。

ハ　企業が実施するインターンシップにおいて、性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示等を行っているため、求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。

ニ　面接中、面接官を務める労働者から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下していること。

ホ　求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。

ヘ　インターンシップ中に労働者が求職者等を執拗（よう）に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第14条第２項の規定により、事業主は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題としては、例えば、求職者等の健康状態の悪化や、求職活動等の停止などにつながり得ることが考えられ、また、事業主が社会的信用を失うことなどの経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第14条第４項の規定により、労働者は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

⑴　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

事業主は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する方針の明確化、労働者及び求職者等に対するその方針の周知・啓発として、次の措置を講じなければならない。

なお、周知・啓発をするに当たっては、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止の効果を高めるため、その発生の原因や背景について労働者の理解を深めることが重要である。その際、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることに留意することが必要である。

イ　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

（事業主の方針等を明確化し、労働者に周知・啓発していると認められる例）

①　就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を規定し、当該規定と併せて、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容及び性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ることを、労働者に周知・啓発すること。

②　社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容及び性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ること並びに求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を記載し、配布等すること。

③　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容及び性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ること並びに求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を労働者に対して周知・啓発するための研修、講習等を実施すること。

ロ　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

（対処方針を定め、労働者に周知・啓発していると認められる例）

①　就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者に対する懲戒規定を定め、その内容を労働者に周知・啓発すること。

②　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者は、現行の就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において定められている懲戒規定の適用の対象となる旨を明確化し、これを労働者に周知・啓発すること。

ハ　求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、これを労働者及び求職者等に周知・啓発すること。

（求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発している例）

①　労働者に対しては、面談時間及び場所の指定、実施体制並びにやり取りに用いるＳＮＳの種類の指定その他の求職者等と面談等を行う際の規則を定め、周知・啓発するための研修、講習等を実施すること。

　また、求職者等に対しては、上記規則を踏まえ、面談等に関する留意事項をホームページやパンフレット等の広報手段を用いて周知等すること。

　なお、労働者に対する周知・啓発に当たっては、２⑵の求職活動等以外の場面においても求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、併せて周知することも考えられる。

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

事業主は、求職者等からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

イ　相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、求職者等に周知すること。

　なお、求職者等は人事担当者への相談をためらうことも想定されることから、相談窓口の担当者として人事担当者以外の者を指定することも考えられる。

（相談窓口をあらかじめ定めていると認められる例）

①　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること。

②　相談に対応するための制度を設けること。

③　外部の機関に相談への対応を委託すること。

（求職者等に周知していると認められる例）

①　求職者等に対し、パンフレット、ホームページ等によって、相談窓口を周知すること。

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた求職者等（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇（ちゅうちょ）する例もあること等も踏まえ、相談を行った求職者等（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば求職活動等を阻害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①　相談窓口の担当者が相談を受けた場合、その内容や状況に応じて、相談窓口の担当者と人事部門とが連携を図ることができる仕組みとすること。

②　相談窓口の担当者が相談を受けた場合、あらかじめ作成した留意点などを記載したマニュアルに基づき対応すること。

③　相談窓口の担当者に対し、相談を受けた場合の対応についての研修を行うこと。

⑶　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及びセクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第24条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者を引き離すための対応、行為者の謝罪、又は人事担当者による被害者への相談対応等の措置を講ずること。

ハ　イにより、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書における求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずること。あわせて、事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者を引き離すための対応、行為者の謝罪等の措置を講ずること。

②　法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　改めて求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。

なお、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

（再発防止に向けた措置を講じていると認められる例）

①　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者について厳正に対処する旨の方針を、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に改めて掲載し、配布等すること。

②　労働者に対して求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習等を改めて実施すること。

⑷　⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

⑴から⑶までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該セクシュアルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者及び求職者等に対して周知すること。

（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

①　相談者・行為者等のプライバシーの保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、当該マニュアルに基づき対応するものとすること。

②　相談者・行為者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行うこと。

③　相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、社内報、パンフレット、ホームページ等広報又は啓発のための資料等に掲載し、社内に配布及び社外に発信等すること。

ロ　法第13条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の規定を踏まえ、労働者が事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する事実関係の確認等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①　就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する事実関係の確認等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をすること。

②　社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する事実関係の確認等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、労働者に配布等すること。

5　事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、４の措置に加え、次の取組を行うことが望ましい。

⑴　求職活動等を行う大学生や専門学校生が所属する教育機関が設置する相談窓口の担当者等の求職者等の関係者から求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合には、連携し、適切な対応を行うことが望ましい。

⑵　事業主は、求職者等から、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者による求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

6　事業主が求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等に関し行うことが望ましい取組の内容

⑴　３の事業主及び労働者の責務の趣旨に関連し、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為（以下「求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等」という。）について、事業主は、当該事業主が雇用する労働者の求職者等に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、求職者等に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、求職者等から、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為等に関すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

その際、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号）２⑺に規定される職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例を踏まえ、求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うこと、求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該求職者等の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該求職者等が開示することを強要する若しくは禁止すること等についても、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

⑵　事業主は、求職者等から、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者による求職活動等におけるカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

○厚生労働省告示第五十三号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第一条　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2　職場におけるセクシュアルハラスメントの内容	2　職場におけるセクシュアルハラスメントの内容
⑴　職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。 なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。	⑴　職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。 なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者（以下「被害者」という。）の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。 また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の２の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第11条第１項及び第12条第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第11条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。	⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。 また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の２の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第11条第１項及び第11条の２第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第11条第２項、第17条第２項及び第18条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。
⑷～⑹　（略）	⑷～⑹　（略）
3　事業主等の責務	3　事業主等の責務
⑴　事業主の責務 法第12条第２項の規定により、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「セクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。以下同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければな	⑴　事業主の責務 法第11条の２第２項の規定により、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「セクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。⑵において同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努め

らない。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第12条第４項の規定により、労働者は、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。なお、セクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及び行為者の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

なければならない。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第11条の２第４項の規定により、労働者は、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。なお、セクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）及び行為者の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

② 事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第24条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①・② （略）

ハ イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

① （略）

② 法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ （略）

⑷ ⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ （略）

ロ 法第11条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「セクシュアルハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・② （略）

５・６ （略）

７ 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者のみならず、個人事業主等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

② 事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第18条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①・② （略）

ハ イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

① （略）

② 法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ （略）

⑷ ⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ （略）

ロ 法第11条第２項、第17条第２項及び第18条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「セクシュアルハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・② （略）

５・６ （略）

７ 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

（事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第二条　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年厚生労働省告示第五号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　はじめに この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第31条第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること（以下「職場におけるパワーハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、同条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。	1　はじめに この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第30条の２第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること（以下「職場におけるパワーハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、同条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。
2　職場におけるパワーハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。 また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の４の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第31条第１項及び第32条第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第31条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場におけるパワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷～⑹　（略） ⑺　職場におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑸で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。 このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。 これらのことを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。	2　職場におけるパワーハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。 また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の４の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第30条の２第１項及び第30条の３第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第30条の２第２項、第30条の５第２項及び第30条の６第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場におけるパワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷～⑹　（略） ⑺　職場におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑸で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。 このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。 これらのことを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。

職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次の例は限定列挙ではないことに十分留意し、４⑵ロにあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける労働者の関係性を個別に記載していないが、⑷にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

また、商品の買い取り強要等（事業主が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為）に関連する言動も、⑴の①から③までの要素を全て満たす場合には、職場におけるパワーハラスメントに該当する。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

⑴　該当すると考えられる例

①　人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。

②～④　（略）

⑵　（略）

ハ～ホ　（略）

へ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

⑴　該当すると考えられる例

①　（略）

②　労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること又は当該労働者が開示することを禁止する若しくは強要すること。

⑵　該当しないと考えられる例

①　（略）

②　労働者の了解を得て、当該労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促すこと。

この点、プライバシー保護の観点から、へ⑴②のように機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第32条第２項の規定により、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。以下同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場

職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次の例は限定列挙ではないことに十分留意し、４⑵ロにあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける労働者の関係性を個別に記載していないが、⑷にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

⑴　該当すると考えられる例

①　人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。

②～④　（略）

⑵　（略）

ハ～ホ　（略）

へ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

⑴　該当すると考えられる例

①　（略）

②　労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

⑵　該当しないと考えられる例

①　（略）

②　労働者の了解を得て、当該労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促すこと。

この点、プライバシー保護の観点から、へ⑴②のように機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第30条の３第２項の規定により、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。⑵において同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。

におけるパワーハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第32条第４項の規定により、労働者は、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるパワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるパワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題が原因や背景となってパワーハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第37条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

なお、職場におけるパワーハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第30条の３第４項の規定により、労働者は、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるパワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるパワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題が原因や背景となってパワーハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第30条の６に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第30条の６に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ　職場におけるパワーハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

①～③　（略）

ロ　法第31条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「パワーハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

５　（略）

６　事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場におけるパワーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

ハ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第30条の６に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ　職場におけるパワーハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

①～③　（略）

ロ　法第30条の２第２項、第30条の５第２項及び第30条の６第２項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「パワーハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

５　（略）

６　事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場におけるパワーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

（削る）	7　事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容 事業主は、取引先等の他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮として、例えば、⑴及び⑵の取組を行うことが望ましい。また、⑶のような取組を行うことも、その雇用する労働者が被害を受けることを防止する上で有効と考えられる。 ⑴　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事業主は、他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する労働者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、４⑵イ及びロの例も参考にしつつ、次の取組を行うことが望ましい。 また、併せて、労働者が当該相談をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発することが望ましい。 イ　相談先（上司、職場内の担当者等）をあらかじめ定め、これを労働者に周知すること。 ロ　イの相談を受けた者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。 ⑵　被害者への配慮のための取組 事業主は、相談者から事実関係を確認し、他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為が認められた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための取組を行うことが望ましい。 （被害者への配慮のための取組例） 事案の内容や状況に応じ、被害者のメンタルヘルス不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合に一人で対応させない等の取組を行うこと。 ⑶　他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組 ⑴及び⑵の取組のほか、他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為からその雇用する労働者が被害を受けることを防止する上では、事業主が、こうした行為への対応に関するマニュアルの作成や研修の実施等の取組を行うことも有効と考えられる。 また、業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なると考えられることから、業種・業態等における被害の実態や業務の特性等を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な取組を進めることも、被害の防止に当たっては効果的と考えられる。

（妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第三条　妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成九年労働省告示第百五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第２項の事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 2　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置 (1)～(3)　（略） （削る） 3　（略）	1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第２項の事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 2　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置 (1)～(3)　（略） (4)　新型コロナウイルス感染症に関する措置について 事業主は、令和五年九月三十日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。以下この２において同じ。）等の必要な措置を講ずるものとする。 また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講ずるものとする。 3　（略）

（派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第四条　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　（略） 第二　派遣先が講ずべき措置 一～六　（略） 七　適切な苦情の処理 (一)　適切かつ迅速な処理を図るべき苦情 派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情に関するもの等が含まれることに留意すること。 (二)　（略） 八～十八　（略）	第一　（略） 第二　派遣先が講ずべき措置 一～六　（略） 七　適切な苦情の処理 (一)　適切かつ迅速な処理を図るべき苦情 派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情に関するもの等が含まれることに留意すること。 (二)　（略） 八～十八　（略）

（子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部改正）

第五条　子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
第二　事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項	第二　事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項
一～十三の四　（略）	一～十三の四　（略）
十四　法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項	十四　法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項
（略）	（略）
(一)・(二)　（略）	(一)・(二)　（略）
(三)　事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容	(三)　事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容
（略）	（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	ロ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
（略）	（略）
(イ)　（略）	(イ)　（略）
(ロ)　(イ)の相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における育児休業等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、職場における育児休業等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における育児休業等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられること。	(ロ)　(イ)の相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における育児休業等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、職場における育児休業等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における育児休業等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられること。
（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）	（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）
①～③　（略）	①～③　（略）
ハ　職場における育児休業等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応	ハ　職場における育児休業等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
（略）	（略）
(イ)　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。	(イ)　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）	（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）
①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及び職場における育児休業等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。	①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）及び職場における育児休業等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　（略）

(ロ)　(イ)により、職場における育児休業等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①・②　（略）

(ハ)・(ニ)　（略）

ニ・ホ　（略）

(四)　（略）

十五・十六　（略）

（青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正）

第六条　青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置	第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
一　労働関係法令等の遵守	一　労働関係法令等の遵守
（略）	（略）
(一)　募集に当たって遵守すべき事項	(一)　募集に当たって遵守すべき事項
イ～ラ　（略）	イ～ラ　（略）
ム　事業主は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項及び事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和八年厚生労働省告示第五十二号。以下「求職活動等セクハラ防止指針」という。）に基づき、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、事業主は、求職活動等セクハラ防止指針５及び６を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。	（新設）
ウ　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等（以下このウにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。	ム　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等（以下このムにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。
(イ)・(ロ)　（略）	(イ)・(ロ)　（略）
(ハ)　第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント（(ニ)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。	(ハ)　第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント（(ニ)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。
(ニ)　（略）	(ニ)　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）

第三　事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

一　雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと。また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条第一項及び第三十三条第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十一条第一項及び第十五条第一項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十五条第一項の規定並びに事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年厚生労働省告示第五号）、事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和八年厚生労働省告示第五十一号）、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十二号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第五百九号）に基づき、職場におけるパワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

㈠～㈢　（略）

二　（略）

第四　（略）

（事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第七条　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第15条第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由であって雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第２号。以下「均等則」という。）第２条の４で定めるもの（以下「妊娠、出産等」という。）に関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されること（以下「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第15条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。	1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第11条の３第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由であって雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第２号。以下「均等則」という。）第２条の３で定めるもの（以下「妊娠、出産等」という。）に関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されること（以下「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第11条の３第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。

2　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの内容

⑴・⑵　（略）

⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の２の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第15条第１項及び第16条第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第15条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷　「制度等の利用への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑥までに掲げる制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　制度等

①　妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）（均等則第２条の４第３号関係）

②　坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限（均等則第２条の４第４号関係）

③　産前休業（均等則第２条の４第５号関係）

④　軽易な業務への転換（均等則第２条の４第６号関係）

⑤　変形労働時間制がとられる場合における法定労働時間を超える労働時間の制限、時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限（均等則第２条の４第７号関係）

⑥　育児時間（均等則第２条の４第８号関係）

ロ　（略）

⑸　「状態への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑤までに掲げる妊娠又は出産に関する事由（以下「妊娠等したこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　妊娠又は出産に関する事由

①　妊娠したこと（均等則第２条の４第１号関係）。

②　出産したこと（均等則第２条の４第２号関係）。

③　坑内業務の就業制限若しくは危険有害業務の就業制限の規定により業務に就くことができないこと又はこれらの業務に従事しなかったこと（均等則第２条の４第４号関係）。

④　産後の就業制限の規定により就業できず、又は産後休業をしたこと（均等則第２条の４第５号関係）。

⑤　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと（均等則第２条の４第９号関係）。なお、「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。

ロ　（略）

2　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの内容

⑴・⑵　（略）

⑶　「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者の全てをいう。また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者についても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の２の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を雇用する事業主とみなされ、法第11条の３第１項及び第11条の４第２項の規定が適用されることから、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者についてもその雇用する労働者と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第11条の３第２項、第17条第２項及び第18条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣労働者も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣労働者が職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣労働者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷　「制度等の利用への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑥までに掲げる制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　制度等

①　妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）（均等則第２条の３第３号関係）

②　坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限（均等則第２条の３第４号関係）

③　産前休業（均等則第２条の３第５号関係）

④　軽易な業務への転換（均等則第２条の３第６号関係）

⑤　変形労働時間制がとられる場合における法定労働時間を超える労働時間の制限、時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限（均等則第２条の３第７号関係）

⑥　育児時間（均等則第２条の３第８号関係）

ロ　（略）

⑸　「状態への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑤までに掲げる妊娠又は出産に関する事由（以下「妊娠等したこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　妊娠又は出産に関する事由

①　妊娠したこと（均等則第２条の３第１号関係）。

②　出産したこと（均等則第２条の３第２号関係）。

③　坑内業務の就業制限若しくは危険有害業務の就業制限の規定により業務に就くことができないこと又はこれらの業務に従事しなかったこと（均等則第２条の３第４号関係）。

④　産後の就業制限の規定により就業できず、又は産後休業をしたこと（均等則第２条の３第５号関係）。

⑤　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと（均等則第２条の３第９号関係）。なお、「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。

ロ　（略）

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第16条第２項の規定により、事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならないことその他職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題（以下「妊娠、出産等に関するハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。以下同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第16条第４項の規定により、労働者は、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、妊娠、出産等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第11条の４第２項の規定により、事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならないことその他職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題（以下「妊娠、出産等に関するハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。⑵において同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題としては、例えば、労働者の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、労働者の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　労働者の責務

法第11条の４第４項の規定により、労働者は、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた労働者が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、妊娠、出産等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及び職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第24条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　（略）

⑸　⑴から⑷までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ　（略）

ロ　法第15条第２項、第23条第２項及び第24条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解

⑶　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（略）

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談を行った労働者（以下「相談者」という。）及び職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第18条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　（略）

⑸　⑴から⑷までの措置と併せて講ずべき措置

（略）

イ　（略）

ロ　法第11条の３第２項、第17条第２項及び第18条第２項の規定を踏まえ、労働者が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛

決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をすること。

② 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、労働者に配布等すること。

5　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを防止するため、４の措置に加え、次の取組を行うことが望ましい。

⑴～⑶　（略）

6　事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠・出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、妊娠・出産等に関するハラスメントの相談等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をすること。

② 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、妊娠・出産等に関するハラスメントの相談等を理由として、当該労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、労働者に配布等すること。

5　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、職場における妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、４の措置に加え、次の取組を行うことが望ましい。

⑴～⑶　（略）

6　事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

３の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、４⑴イの職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、これらの者から職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

（特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第八条　特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和六年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１～第３　（略）	第１～第３　（略）
第４　業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等	第４　業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等
１　（略）	１　（略）
２　業務委託におけるセクシュアルハラスメントの内容	２　業務委託におけるセクシュアルハラスメントの内容
⑴　業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、業務委託に関して行われる性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応により当該特定受託業務従事者がその業務委託の条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当	⑴　業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、業務委託に関して行われる性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応により当該特定受託業務従事者がその業務委託の条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当

該性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。なお、業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該者に対する業務委託におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

⑵～⑷　（略）

３　（略）

４　業務委託におけるパワーハラスメントの内容

⑴～⑷　（略）

⑸　業務委託におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常の取引行為としての交渉の範囲内の話合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑶で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により特定受託業務従事者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った特定受託業務従事者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行い、それらを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講ずることが必要である。

業務委託におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては以下のイからヘまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に業務委託におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、次の例は限定列挙ではないことに十分留意することが必要である。

なお、業務委託におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける特定受託業務従事者の関係性を個別に記載していないが、取引上の優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言・執拗な嫌がらせ）

（該当すると考えられる例）

①　人格を否定するような言動を行うこと（相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。）。

②～⑤　（略）

（該当しないと考えられる例）

①～③　（略）

ハ～ホ　（略）

該性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。なお、業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する業務委託におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

⑵～⑷　（略）

３　（略）

４　業務委託におけるパワーハラスメントの内容

⑴～⑷　（略）

⑸　業務委託におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常の取引行為としての交渉の範囲内の話合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑶で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により特定受託業務従事者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った特定受託業務従事者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行い、それらを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講ずることが必要である。

業務委託におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては以下のイからヘまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に業務委託におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、次の例は限定列挙ではないことに十分留意することが必要である。

なお、業務委託におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける特定受託業務従事者の関係性を個別に記載していないが、取引上の優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言・執拗な嫌がらせ）

（該当すると考えられる例）

①　人格を否定するような言動を行うこと（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。）。

②～⑤　（略）

（該当しないと考えられる例）

①～③　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

（該当すると考えられる例）

①　（略）

②　特定受託業務従事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該特定受託業務従事者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

（該当しないと考えられる例）

①　（略）

②　特定受託業務従事者の了解を得て、当該特定受託業務従事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で業務委託に係る契約を遂行する上で関係する者に伝達し、配慮を促すこと。

なお、プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講ずることが必要である。

5　特定業務委託事業者が業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関し講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、特定受託業務従事者に周知すること（新たに業務委託におけるハラスメントの専用の窓口を定める場合に加えて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項から第３項までに規定する職場におけるセクシュアルハラスメント、同法第15条第１項及び第２項に規定する職場における妊娠、出産等に関するハラスメント又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第31条第１項及び第２項に規定する職場におけるパワーハラスメントに係る相談窓口を業務委託におけるハラスメントについても活用可能とする場合も含む。）。

（相談窓口をあらかじめ定めていると認められる例）

①～③　（略）

なお、専用アプリやメール等の対面以外の方法により相談を受け付ける場合には、相談を行った特定受託業務従事者にとって、当該相談が受け付けられたことを確実に認識できる仕組みとすることが必要である。

（相談窓口を特定受託業務従事者に周知していると認められる例）

①・②　（略）

ロ　（略）

ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

（該当すると考えられる例）

①　（略）

②　特定受託業務従事者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該特定受託業務従事者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

（該当しないと考えられる例）

①　（略）

②　特定受託業務従事者の了解を得て、当該特定受託業務従事者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で業務委託に係る契約を遂行する上で関係する者に伝達し、配慮を促すこと。

なお、プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講ずることが必要である。

5　特定業務委託事業者が業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関し講ずべき措置の内容

（略）

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（略）

イ　相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、特定受託業務従事者に周知すること（新たに業務委託におけるハラスメントの専用の窓口を定める場合に加えて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項から第３項までに規定する職場におけるセクシュアルハラスメント、同法第11条の３第１項及び第２項に規定する職場における妊娠、出産等に関するハラスメント又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項及び第２項に規定する職場におけるパワーハラスメントに係る相談窓口を業務委託におけるハラスメントについても活用可能とする場合も含む。）。

（相談窓口をあらかじめ定めていると認められる例）

①～③　（略）

なお、専用アプリやメール等の対面以外の方法により相談を受け付ける場合には、相談を行った特定受託業務従事者にとって、当該相談が受け付けられたことを確実に認識できる仕組みとすることが必要である。

（相談窓口を特定受託業務従事者に周知していると認められる例）

①・②　（略）

ロ　（略）

改正後

(3)　(略)

(4)　(1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

(略)

イ　業務委託におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者及び特定受託業務従事者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

(相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例)

①～③　(略)

ロ　(略)

６・７　(略)

改正前

(3)　(略)

(4)　(1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

(略)

イ　業務委託におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者及び特定受託業務従事者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

(相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例)

①～③　(略)

ロ　(略)

６・７　(略)

附　則

この告示は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

○農林水産省告示第二百四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一・二　(略)				
三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）				
(1)　登録の有効期間が六年であるもの				
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項	
(略)	(略)	(略)	(削る)	
(削る)	(削る)			

改正前

一・二　(略)				
三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）				
(1)　登録の有効期間が六年であるもの				
肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項	
(略)	(略)	(略)	(略)	
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一　く溶性加里　一〇・〇 可溶性けい酸　二五・〇 く溶性苦土　三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水		未反応の加里は、三・〇%以下であること。	

（略）	（略）	（略）

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰又は微粉炭に草木、下水道の終末処理場から生じる汚泥若しくはその双方を混合したものを燃焼させて生じた燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一　く溶性加里　一〇・〇 可溶性けい酸　二五・〇 く溶性苦土　三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については　一・〇 く溶性ほう素については　〇・〇五	下水道の終末処理場から生じる汚泥を含むものの燃焼灰（以下「汚泥混焼灰」という。）を原料とする肥料にあつては、 ひ素　〇・〇〇五 カドミウム　〇・〇〇〇五 水銀　〇・〇〇〇二 ニッケル　〇・〇三 クロム　〇・〇五 鉛　〇・〇一	一　未反応の加里は、三・〇%以下であること。 二　汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　登録の有効期間は、汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては三年、汚泥混焼灰を原料としない肥料にあつては六年である。

（略）	（略）	（略）
溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については　一・〇 く溶性ほう素については　〇・〇五		

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

四・五　（略）

六　複合肥料

(1)・(2)　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　窒素、水溶性りん酸又は水溶性加里のいずれか二の主成分の量の合計量 一〇・〇 二～十　（略）	（略）	一　（略） 二　窒素、りん酸又は加里の初期溶出率は、五〇%以下であること。 三～五　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

七～十四　（略）

附一　（略）

二　この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄、三の表のうちけい酸加里肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第二百四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第七条の六の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第六百四十三号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～7　（略）	1～7　（略）
8　規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定するけい酸加里肥料は、下水道の終末処理場から生じる汚泥を含むものの燃焼灰以外のものを使用したものとする。	（新設）
9～25　（略）	8～24　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

四・五　（略）

六　複合肥料

(1)・(2)　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計量 一〇・〇 二～十　（略）	（略）	一　（略） 二　窒素の初期溶出率は、五〇%以下であること。 三～五　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

七～十四　（略）

附一　（略）

二　この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

○農林水産省告示第二百四十五号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第二条の二の規定に基づき、昭和五十九年農林水産省告示第六百九十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
区分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
二　規則第二条の二第三号のけい酸加里肥料	汚泥を含むものの燃焼灰を原料に使用していないもの
三　規則第二条の二第四号の乾燥菌体肥料	（略）
四　規則第二条の二第六号の副産肥料	（略）
五　規則第二条の二第七号の熔成複合肥料	（略）

改正前	
区分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　規則第二条の二第二号の乾燥菌体肥料	（略）
三　規則第二条の二第四号の副産肥料	（略）
四　規則第二条の二第五号の熔成複合肥料	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百十四号

名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　名古屋飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　名古屋飛行場内　愛知県西春日井郡豊山町

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年二月二十七日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	変更前
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			

官　庁　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年２月26日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年３月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和８年１月３日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改正後	改正前
官報サービスセンターの公表について	官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年３月１日変更）　内閣総理大臣　石破　茂	令和６年12月16日（令和８年１月３日変更）　内閣総理大臣　石破　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。	［同左］

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
北海道官書普及株式会社	北海道	札幌市中央区大通西11―４―23　大通パークビル１階	９：00～17：00	土・日・祝日及び12／29～１／３	011―231―0975
［略］					

（備考）　［略］

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
北海道官書普及株式会社	北海道	札幌市中央区大通西11―４―23　大通パークビル１階	９：00～17：30	土・日・祝日及び12／29～１／３	011―231―0975
［同左］					

（備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和８年２月26日

あわら市長　森　之嗣

1　当該建築物の所在
あわら市次郎丸13―７

2　所有者等が行うべき措置の内容
当該建築物の除却

3　措置の期限
令和８年３月16日
期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を講じることとする。

4　あわら市役所掲示場への掲示
この公告の内容の詳細については、あわら市公告式条例第２条第２項に規定するあわら市役所掲示場において掲示する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　七十七頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第二三〇号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十二頁（号外第二三〇号）

令和八年二月二十六日
東京都港区港南二丁目一六番一号
（甲）大東バイオエナジー株式会社
代表取締役　大久保孝洋
東京都港区港南二丁目一六番一号
（乙）株式会社一戸フォレストパワー
代表取締役　大久保孝洋
東京都港区港南二丁目一六番一号
（丙）株式会社一戸森林資源
代表取締役　大久保孝洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.siac.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　八十八頁（号外第二十九号）
令和八年二月二十六日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）株式会社ＳＩ＆Ｃ
代表取締役　岩澤　俊典
長野県松本市深志一丁目二番二号
（乙）株式会社サイビス
代表取締役　信國　泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第三十号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　九十頁（号外第二六九号）

令和八年二月二十六日
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（甲）株式会社ＭＢＳ
代表取締役　堀口　新
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（乙）株式会社あらた
代表取締役　堀口　新

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　二頁
（乙）https://www.tecnos.co.jp/
令和八年二月二十六日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（甲）シー・シックス・エイト株式会社
代表取締役　野呂瀬和樹
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）株式会社テクノスジャパン
代表取締役　吉岡　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.t-gaia.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十四頁（号外第一四三号）
令和八年二月二十六日
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（甲）株式会社ティーガイア
代表取締役　石田　將人
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（乙）株式会社ＴＧファーム
代表取締役　大津　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十六頁（号外第八十五号）

令和八年二月二十六日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（甲）株式会社ビジョン

代表取締役　大田　健司

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（乙）株式会社ＢＯＳ

代表取締役　後藤　康博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

（甲）株式会社ａｌｆｕｚ

代表取締役　勝　憲司

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

（乙）株式会社Ａ．Ｍ．Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　加藤駿一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　九十三頁（号外第十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　七十九頁（号外第十六号）

令和八年二月二十六日

愛知県春日井市西屋町字南野池六六番地

（甲）株式会社ＩＳＯＷＡ

代表取締役　磯輪　英之

愛知県春日井市西屋町字南野池六六番地

（乙）株式会社ＩＳＯＷＡフーパー

代表取締役　磯輪　英之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十五頁（号外第二八六号）

令和八年二月二十六日

大阪市北区西天満五丁目六番四号ＳＮビル三階

（甲）株式会社丹頂商事

代表取締役　土橋　央征

大阪府寝屋川市香里新町二九―一三香里ロータリービル

（乙）ミサゴ株式会社

代表取締役　土橋　昌子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十四頁（号外第二八六号）

令和八年二月二十六日

大阪府寝屋川市香里新町二九番一三号香里ロータリービル

（甲）ミサゴタウンデザイン株式会社

代表取締役

黒嶋　裕貴（土橋　裕貴）

京都府京田辺市田辺薗木二二番地の五六

（乙）株式会社丹頂商事ゼロ

代表取締役　土橋　央征

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりワーク物流株式会社（乙、住所青森県弘前市大字石川字中川原三三番地一）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十六頁（号外第二十九号）

令和八年二月二十六日

青森県弘前市大字堀越字川合五九番地三

プラウディア株式会社

代表取締役　松本　裕典

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮城県栗原市栗駒菱沼浦山八四番二一五他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都新宿区富久町八番二六号東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ソーラージオ合同会社

代表社員　ソーラージオホールディングス一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

（乙）ソーラーフィズ合同会社

代表社員　ソーラーフィズホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＳＫＥ４８に関する事業を除く全ての事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

（甲）株式会社ａｌｆｕｚ

代表取締役　勝　憲司

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

（乙）株式会社ゼスト

代表取締役　高田　裕充

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の総合エンターテインメント事業及び広告代理店事業のうち、コンテンツビジネス部が営む事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（甲）株式会社ＦＡ　Ｐｒｏｊｅｃｔ

代表取締役　大出　悠史

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

（乙）株式会社ａｌｆｕｚ

代表取締役　勝　憲司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月四日

掲載頁　五十九頁（号外第二十五号）

令和八年二月二十六日

徳島県徳島市上八万町西山五一二番地

（甲）株式会社チケンホーム

代表取締役　阿部美樹生

徳島県徳島市上八万町西山五一二番地

（乙）株式会社地建

代表取締役　阿部　善孝

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＵＮＥＡＳＴ　ＣＯＭＦＯＲＴ株式会社（住所東京都港区芝浦三丁目一番一号）に対して当社の光の郷別荘地管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shoko.co.jp/

令和八年二月二十六日

東京都港区芝浦三丁目一番一号

昭光通商株式会社

代表取締役　渡邉健太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ一九七番地の四四八

森商店合同会社

代表清算人　森　亜紀子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

北海道小樽市稲穂四丁目二番一三号

有限会社池田商会

清算人　池田　武夫

解散公告

当組合は、令和八年一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

山形県米沢市桜木町二番四八号

アイケン協同組合

清算人　相田　晃輔

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

山形県米沢市金池一丁目五番三六号

株式会社山形読売旅行会

代表清算人　本間康一朗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

茨城県小美玉市大谷五一二番地

有限会社宮内産業

清算人　宮内　保

解散公告

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

群馬県安中市安中一丁目一七番一一号

特定非営利活動法人ふれ愛

清算人　磯貝　愛子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

埼玉県戸田市美女木北一丁目七番一号一〇二

株式会社ＡＦＳ

代表清算人　河村　朋子

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

千葉県市川市行徳駅前四丁目一五番一五号

株式会社カネカ不動産

代表清算人　早川伸一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

千葉県市川市大和田三丁目一六―四

ブロッサム合同会社

清算人　加藤　秀隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都小金井市中町一丁目一四番三五号

株式会社オフィス・サプリ

代表清算人　伊藤　益雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都台東区根岸五丁目一番九―六〇二号

ＥａｎｄＲＷｏｒｌｄ合同会社

清算人　岩田佳代子

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

特定非営利活動法人東西調査研究センター

清算人　ジュバラ・アブデルガニ

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都江戸川区南小岩七丁目五番一三号

有限会社モテキ商事

清算人　茂手木健夫

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号二葉ビル八ｂ　株式会社ｚｅ　ｆｒｅｅ

代表清算人　赤井　泰自

解散公告

当社は、令和八年二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都国立市東二丁目二一番三号　株式会社アイリスマネジメント

代表清算人　今成　邦之

解散公告

当社は、解散した為、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない場合清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目一七―八　天翔池袋西口ＡＮＮＥＸ一階　キーアップ株式会社

代表清算人　宮内　賢一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目二二番九号Ｊゴールドビル六階　株式会社ＰＯＫＥＲ　ＢＲＯＴＨＥＲＳ

代表清算人　田上　裕斗

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　大成株式会社

代表清算人　趙　　華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都港区赤坂二丁目五番八号ヒューリックＪＰ赤坂ビル　Ｅｎｄｅａｖｏｒ　Ｄａｔａ合同会社

清算人　カイ・リード・ミドルブルック

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号　杉とオーク株式会社

代表清算人　曽山　哲良

解散公告

当社は、令和八年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都豊島区目白二丁目三六番九号　株式会社ＫＡＩＭＩ

代表清算人　大川　佳那

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区四番町六番　株式会社バンカブル

代表清算人　高橋　　純

解散公告

当会社は、令和七年十一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都江東区豊洲二丁目五番一号　京匯合同会社

清算人　張　　湛承

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都新宿区簞笥町一八番三の二二六　株式会社ケーヴィークル

代表清算人　丸山　宏道

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都江東区東砂二丁目一三番一九―二〇六号　特定非営利活動法人東京１００キロウォーク

清算人　矢吹　勝則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都港区新橋二丁目一一番八号　ダブルブリッジ合同会社

清算人　伊藤周一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一番九号　オープンレジデンシア日本橋人形町七〇一号室　レイトゥグロース合同会社

清算人　小橋　貴之

解散公告

当社は、令和八年二月十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都三鷹市大沢五―一七―一三ラビーヌ野川二〇一号室　合同会社ＡＭＯ

清算人　山下　嗣雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

東京都青梅市新町二丁目一三番地の七　有限会社新井建材店

清算人　新井　一寿

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目九番二号Ｃ三〇四

有限会社ソフト・シノハラ

清算人　篠原　弘

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県相模原市南区相模大野二丁目一二―一二パレステージ相模大野テラス五〇四号

Winthree Investment株式会社

代表清算人　碓井　一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

横浜市旭区西川島町一〇七番地一

株式会社平樹総建

代表清算人　平田　繁子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県横浜市都筑区荏田東四丁目六番一六号

有限会社オフィスエフ

清算人　近兼　文子

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル三階

株式会社石橋商店

代表清算人　原田　宏一

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

石川県白山市乙丸町四五八番地

ワールドトリップ株式会社

代表清算人　塩田　哲也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

長野県長野市合戦場三丁目九四番地二

合同会社ハイブリッド・アドバンス

清算人　齋藤　琢也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

静岡県富士市入山瀬七七三番地の四

株式会社ＨａｎａＥｍｕ

代表清算人　木内　志帆

解散公告

当社は、令和八年二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

静岡県静岡市駿河区中田一丁目八番一〇号

株式会社ＥＳエンタープライズ

代表清算人　渡邉　喜一

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛知県常滑市久米字南沢二―一

東成株式会社

代表清算人　戴　海斌

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛知県豊川市長沢町大覚八三九番地

合同会社ＮＹＵＢＥＥ

代表清算人　松尾　泰晴

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

名古屋市中区大須三丁目五番四九号

株式会社Ｓｋａｙ―Ｎｅｔ

代表清算人　原　綾志

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

名古屋市中区栄一丁目一四番一五号

一般社団法人日本緊急駆けつけ協会

代表清算人　三村　伸吾

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪府大阪市阿倍野区昭和町二丁目一〇番六号ＥＳＴ―１・四〇二号室

鳶飛株式会社

代表清算人　タンワイヒン

解散公告

当社は、令和八年二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪市東住吉区住道矢田九丁目一四番二―二〇一号

嘉和株式会社

代表清算人　巩　学倩

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪府東大阪市足代北一丁目一三番一一号

木村被服株式会社

代表清算人　木村　健次

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪市中央区南船場一―三―九プレミアム長堀ビル六〇一号　アサキル株式会社

代表清算人　小林　広美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪市大正区鶴町一丁目一番一五号大丸石油ビル　株式会社ＫＥＹＡＫＩ

代表清算人　藤井　稔

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪府高槻市氷室町一丁目四番一六号　株式会社近藤建装

代表清算人　近藤　豊

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪市北区西天満四丁目三番一号　一般社団法人シングルブリッジ

代表清算人　山本　隆久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪府東大阪市荒川三丁目一五―二六セン　チュリーシティ荒川一〇三　ＴＨＡＮＨ　ＨＯＡ合同会社

清算人　ヴティホア

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

大阪府東大阪市荒川三丁目一五―二六セン　チュリーシティ荒川二〇七　ＶＩＥＴＬＯＮＧ合同会社

清算人　バックティトゥトゥイ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

兵庫県姫路市白鳥台一丁目二五番一三号　マツオ工業株式会社

代表清算人　松尾　一

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

奈良県磯城郡田原本町大字阪手二八番地の一八　有限会社インスパイアプランニング

代表清算人　竜田　友明

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

和歌山市和歌浦西一丁目七番一四号　株式会社大東工務店

代表清算人　田村理佐子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

鳥取県米子市米原五丁目一―三アーバンビュー米原五〇三号　Ｏｒｅｏ　Ｎｏｉｒｅ合同会社

清算人　山根理恵子

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

島根県出雲市斐川町神庭一三二四番地三　有限会社フジ企画

清算人　藤原久美子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

島根県浜田市長沢町三二八二番地　株式会社小川会計

代表清算人　小川三和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

岡山県岡山市南区植松九七番地七　和田電工企画株式会社

代表清算人　和田　幹男

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

岡山県高梁市成羽町成羽三〇三九番地四　株式会社本水造園

代表清算人　本水　栄

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

広島県呉市中央五丁目二番四号　株式会社玄海対馬

代表清算人　本田　伸司

解散公告

当社は、令和八年一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

広島市南区向洋新町四丁目二番二一号　合同会社コンフィコネット

清算人　伊藤佐奈恵

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

香川県高松市寺井町三二一番地二

有限会社イナライフ

清算人　稲毛　敬三

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡県北九州市若松区小糸町四番一〇号

有限会社ケイエルエス

清算人　金川　隆郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡県福岡市早良区次郎丸六丁目五―一―二〇二

旭陽株式会社

代表清算人　劉　梅

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡市南区清水三丁目一〇番二八号

株式会社アシスト

代表清算人　浜田　俊彦

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡市博多区中洲中島町三番一五―一四〇七号

KMG株式会社

代表清算人　湊　和彦

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

鹿児島県出水市明神町二三五番地

有限会社まつや

清算人　新畑　公子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

秋田県大館市池内字中台七六番地

農事組合法人池内ファーム

清算人　若狭　功

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十三日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県横浜市泉区ゆめが丘三二番地

泉ゆめが丘土地区画整理組合

代表清算人　清水　隆男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目一番三二号

藤和相模原ハイタウン管理組合法人

清算人　柳沼　巧

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十五日新潟地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

新潟市西区内野町三九番地

宗教法人浄土眞宗北越金剛社

清算人　新保　政利

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

宮崎市大字島之内六七一四番地一

医療法人翔和会

清算人　皆内　康廣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

山口県光市大字岩田七〇一番地　観音教堂

清算人　國續美恵子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに愛媛県西条保健所長の認可により、令和七年十一月二十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛媛県西条市北条一六五八番地の一

医療法人田渕外科

清算人　田淵　三郎

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

沖縄県国頭郡国頭村字安田六二七番地一九

農事組合法人かわたファーム

清算人　與那嶺勝子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月七日福島地方裁判所会津若松支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福島県会津若松市湊町大字共和乙一三〇五番地

禊教教湊分院教会

清算人　弁護士　川瀬　裕之

連絡先　福島県会津若松市大町一丁目九番二七号佐藤ビル二階

弁護士法人れいわ総合法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

富山県中新川郡立山町西大森二七三

信行寺

代表清算人　村井　哲也

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月六日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛知県長久手市下山一〇番地一

下山土地区画整理組合

代表清算人　寺島　孝典

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛媛県越智郡上島町岩城二一二三番地一

医療法人社団岩城診療所

清算人　福井　敦子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千百九万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一七八頁（号外第一七五号）

令和八年二月二十六日

東京都江戸川区春江町五丁目一〇番一〇号

株式会社ビードットメディカル

代表取締役　古川　卓司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三四頁（号外第一六九号）

令和八年二月二十六日

富山市西二俣三三五番地

フルタフーズ株式会社

代表取締役　樋口　茂樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三千四十万千百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十六頁（号外第二十九号）

令和八年二月二十六日

青森県弘前市大字堀越字川合五九番地三

プラウディア株式会社

代表取締役　松本　裕典

準備金の額の減少公告

当会社は、令和八年三月二十五日を効力発生日とするタケヤス株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

川崎市川崎区榎町九番一三号

Ｕホールディングス株式会社

代表取締役　上野　武志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一一〇頁（号外第一七四号）

令和八年二月二十六日

神奈川県横浜市神奈川区栄町一番地一

Ｎａｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　塩出　晴海

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億七千八百四十七万三千百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十六日

鹿児島市山之口町七番一〇号

株式会社ケイオー

代表取締役　野村　公

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千万円、利益準備金の額を一億三千五百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三六頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

日産専用船株式会社

代表取締役社長　永田　克巳

第四期決算公告

令和七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	三四
固定資産	四
資産合計	三八

負債及び純資産の部

流動負債	一三
固定負債	〇
株主資本	二四
資本金	一〇
利益剰余金	一四
（繰越利益剰余金）	（一四）
（当期純損失）	（一）
負債及び純資産合計	三八

令和八年二月二十六日

愛知県豊橋市駅前大通二丁目八一番地

emCAMPUS（EAST）

株式会社エムキャンパス

代表取締役社長　赤間　真吾

第115期決算公告　令和８年２月26日

群馬県館林市栄町３番１号

正田醤油株式会社

代表取締役社長　正田　　隆

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,991,095
	固定資産	12,932,298
	資産合計	**21,923,394**
負債及び純資産の部	流動負債	8,527,103
	固定負債	7,274,553
	株主資本	6,121,736
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,401
	資本準備金	1,401
	利益剰余金	6,020,335
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,995,335
	（うち当期純利益）	（635,195）
	負債・純資産合計	**21,923,394**

第 75 期 決 算 公 告

2026年２月26日　　山形県山形市立谷川三丁目1174番地３

株式会社ナチ東北精工

代表取締役　柚木　芳則

貸借対照表の要旨　（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,924,842	流動負債	1,245,734
固定資産	1,880,365	固定負債	367,505
		株主資本	2,045,758
		資本金	234,000
		資本剰余金	184,000
		資本準備金	184,000
		利益剰余金	1,627,758
		利益準備金	20,400
		その他利益剰余金	1,607,358
		（うち当期純利益）	（13,662）
		評価・換算差額等	146,209
		その他有価証券評価差額金	146,209
資産合計	**3,805,208**	**負債・純資産合計**	**3,805,208**

第 61 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

東京都港区東新橋一丁目９番２号
株式会社ナチ関東
代表取締役　山田　茂統

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,339,007	流動負債	497,371
固定資産	195,582	固定負債	9,573
		株主資本	974,409
		資本金	60,000
		利益剰余金	914,409
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	899,409
		（うち当期純利益）	(120,888)
		評価・換算差額等	53,235
		その他有価証券評価差額金	53,235
資産合計	**1,534,589**	**負債・純資産合計**	**1,534,589**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　愛知県名古屋市東区泉二丁目28―23
高岳ＫＡＮＡＭＥビル８階
株式会社グッドスピード
代表取締役　加藤　聡

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,503	流動負債	22,244
固定資産	3,376	（うち賞与引当金）	(88)
有形固定資産	2,149	固定負債	12,886
投資その他の資産	1,227	株主資本	△15,251
		資本金	10
		資本剰余金	49
		その他資本剰余金	49
		利益剰余金	△15,310
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	△15,315
資産合計	19,879	負債・純資産合計	19,879

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	57,345
売上原価	50,851
売上総利益	6,494
販売費及び一般管理費	8,660
営業利益	△2,166
営業外収益	125
営業外費用	543
経常利益	△2,584
特別利益	209
特別損失	7,592
税引前当期純利益	△9,968
法人税、住民税及び事業税	△5
法人税等調整額	△8
当期純利益	△9,981

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

北海道河西郡芽室町上美生四線三八番地二七
（甲）合同会社ＣＰＰ
代表社員　小船井健一郎

北海道帯広市西十条北一丁目八番地
（乙）株式会社エイコークリエイティブ
代表取締役　小船井健一郎

第 3 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
北海道帯広市西十条北一丁目８番地
株式会社エイコークリエイティブ
代表取締役　小船井健一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,781
	固定資産	70,060
	資産合計	98,841
負債及び純資産の部	流動負債	31,347
	固定負債	108,150
	株主資本	△40,655
	資本金	5,000
	利益剰余金	△45,655
	その他利益剰余金	△45,655
	（うち当期純損失）	(24,217)
	負債・純資産合計	98,841

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

仙台市若林区土樋一〇四番地
（甲）株式会社クラウド
代表取締役　阿部　孝治

仙台市若林区土樋一〇四番地
（乙）有限会社日東不動産
取締役　阿部　孝治

第 74 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
仙台市若林区土樋104番地
株式会社クラウド
代表取締役　阿部　孝治

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	971,606
	固定資産	2,506,257
	合計	3,477,863
負債及び純資産の部	流動負債	587,601
	固定負債	2,184,549
	株主資本	705,712
	資本金	18,000
	利益剰余金	687,712
	その他利益剰余金	687,712
	（うち当期純損失）	(393,936)
	合計	3,477,863

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社群馬ピッグ（群馬県高崎市本郷町一四九二番地）に対して当社のソーラー発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

群馬県高崎市本郷町一四九一番地
株式会社群馬ピッグ
代表取締役　島方　隆夫

第 49 期決算公告　令和８年２月26日

群馬県高崎市本郷町1491番地
株式会社群馬ピッグ
代表取締役　島方　隆夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	240,971
	固定資産	169,897
	繰延資産	237
	資産合計	411,106
負債及び純資産の部	流動負債	63,368
	固定負債	74,378
	株主資本	273,360
	資本金	3,000
	利益剰余金	270,360
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	269,860
	（うち当期純利益）	(35,126)
	負債・純資産合計	411,106

第３期決算公告

令和８年２月26日
群馬県高崎市菅谷町1101番地１
黒岩技研株式会社
代表取締役　黒岩　朋久

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,902
	固定資産	20,137
	資産合計	31,039
負債及び純資産の部	流動負債	6,136
	固定負債	21,641
	株主資本	3,262
	資本金	17,500
	利益剰余金	△14,238
	その他利益剰余金	△14,238
	（うち当期純利益）	(9)
	負債・純資産合計	31,039

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
群馬県高崎市菅谷町一一〇一番地一
黒岩技研株式会社
代表取締役　黒岩　朋久

令和８年２月26日
東京都昭島市代官山三丁目１番１号
昭和の森スマイルケア株式会社
代表取締役　森本　大

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50
	資産合計	50
負債及び純資産の部	流動負債	197
	株主資本	50
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△197
	その他利益剰余金	△197
	（うち当期純損失）	(197)
	負債・純資産合計	50

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が運営する介護事業のうち、訪問事業および立川市を対象とする居宅事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都立川市富士見町二丁目三四番一〇号
（甲）合同会社KOS
代表社員　大西　恵太
東京都昭島市代官山三丁目一番一号
（乙）昭和の森スマイルケア株式会社
代表取締役　森本　大

令和８年２月26日
東京都昭島市代官山三丁目１番１号
昭和の森スマイルケア株式会社
代表取締役　森本　大

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,813,734
	固定資産	596,246
	資産合計	3,409,980
負債及び純資産の部	流動負債	2,503,373
	固定負債	320,538
	負債合計	2,823,911
	株主資本	586,068
	資本金	10,000
	利益剰余金	576,068
	その他利益剰余金	576,068
	（うち当期純利益）	(134,934)
	純資産合計	586,068
	負債・純資産合計	3,409,980

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のKOBUY事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号
（甲）株式会社KOBUY
代表取締役　長屋　博
名古屋市中村区名駅五丁目二番一七号
（乙）株式会社一貫堂
代表取締役　長屋　博

令和８年２月26日
東京都文京区小石川四丁目６番10号
テオリア・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　坂田　耕平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	168,179,700
	固定資産	36,732,775
	資産合計	204,912,475
負債及び純資産の部	流動負債	74,935,660
	負債合計	74,935,660
	株主資本	129,976,815
	資本金	350,000,000
	資本剰余金	350,000,000
	資本準備金	350,000,000
	利益剰余金	△570,023,185
	その他利益剰余金	△570,023,185
	（うち当期純損失）	(488,349,687)
	純資産合計	129,976,815
	負債・純資産合計	204,912,475

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都文京区小石川四丁目六番一〇号
テオリア・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　坂田　耕平

第 43 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

富山県富山市不二越本町一丁目１番１号
株式会社ナチマシナリーエンジニアリング
代表取締役　堀野　憲一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	953,347	流動負債	1,251,266
固定資産	165,507	固定負債	769
		株主資本	△133,415
		資本金	50,000
		利益剰余金	△183,415
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	△195,915
		（うち当期純利益）	（35,411）
		評価・換算差額等	234
		その他有価証券評価差額金	234
資産合計	1,118,854	負債・純資産合計	1,118,854

第 80 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

東京都港区東新橋一丁目９番２号
株式会社ナチ常盤
代表取締役　小寺　　巖

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,790,241	流動負債	2,475,624
固定資産	919,277	固定負債	81,830
		株主資本	6,925,999
		資本金	92,000
		利益剰余金	6,833,999
		利益準備金	23,000
		その他利益剰余金	6,810,999
		（うち当期純利益）	（634,543）
		評価・換算差額等	226,065
		その他有価証券評価差額金	226,065
資産合計	9,709,518	負債・純資産合計	9,709,518

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万口（ただし、第四回優先出資につき二万口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ever Glory Property特定目的会社　取締役　粟国　正樹

任意清算公告

当社は、令和八年二月十六日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

山梨県南アルプス市上今諏訪一六一四番地

合資会社有終會

代表社員　金丸　康信

第 71 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

富山県富山市石金二丁目３番60号

株式会社ナチ北陸

代表取締役　土田　昌志

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,308,137	流動負債	473,798
固定資産	710,321	固定負債	71,416
		株主資本	1,357,555
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,376,301
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,363,801
		（うち当期純利益）	（134,109）
		評価・換算差額等	96,943
		その他有価証券評価差額金	96,943
資産合計	2,018,458	負債・純資産合計	2,018,458

第 76 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

富山県富山市公文名１番地の１

株式会社ナチロジスティクス

代表取締役　市川　和愛

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,676,151	流動負債	787,533
固定資産	816,836	固定負債	49,725
		株主資本	2,622,510
		資本金	60,000
		利益剰余金	2,562,510
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,547,510
		（うち当期純利益）	（341,093）
		評価・換算差額等	33,218
		その他有価証券評価差額金	33,218
資産合計	3,492,987	負債・純資産合計	3,492,987

第 82 期 決 算 公 告

令和８年２月 26 日　　名古屋市瑞穂区新開町22番20号

丸太運輸株式会社

代表取締役社長　髙村　重好

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,851,851	流動負債	8,644,602
固定資産	8,797,797	固定負債	1,592,962
有形固定資産	6,108,670	株主資本	7,533,464
無形固定資産	114,531	資本金	100,000
投資その他の資産	2,574,596	利益剰余金	8,001,769
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	7,976,769
		（うち当期純利益）	（864,815）
		自己株式	△ 568,305
		評価・換算差額等	878,620
		その他有価証券評価差額金	878,620
資産合計	18,649,648	負債・純資産合計	18,649,648

第 58 期 決 算 公 告

2026 年 2 月 26 日

愛知県名古屋市名東区高社二丁目120番地の３

株式会社ナチ東海

代表取締役　畑下　康治

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	593,021	流動負債	99,780
固定資産	60,403	固定負債	10,189
		株主資本	530,077
		資本金	10,000
		利益剰余金	520,077
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	517,577
		（うち当期純利益）	（71,183）
		評価・換算差額等	13,377
		その他有価証券評価差額金	13,377
資産合計	653,424	負債・純資産合計	653,424

第 60 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　岡山県岡山市中区海吉1835番地７

オージー技研株式会社

代表取締役　奥田　宏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,413	流動負債	2,123
固定資産	8,868	賞与引当金	207
		固定負債	3,241
		役員退職慰労引当金	873
		株主資本	12,918
		資本金	100
		資本剰余金	966
		その他資本剰余金	966
		利益剰余金	11,852
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	11,827
		（うち当期純利益）	(394)
資産合計	18,281	負債・純資産合計	18,281

第 59 期 決 算 公 告

2026年２月26日　大阪府大阪市北区中之島三丁目２番18号

株式会社ナチ関西

代表取締役　窪田　芳範

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,654,348	流動負債	799,553
固定資産	320,164	固定負債	81,139
		株主資本	959,240
		資本金	20,000
		利益剰余金	939,240
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	934,240
		（うち当期純利益）	(129,449)
		評価・換算差額等	134,578
		その他有価証券評価差額金	134,578
資産合計	1,974,512	負債・純資産合計	1,974,512

第 54 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　広島県尾道市長者原二丁目160番地

尾道クミカ工業株式会社

代表取締役　池内　利祐

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	547,028	流動負債	193,419
固定資産	911,971	賞与引当金	53,166
		固定負債	68,012
		退職給付引当金	677
		役員退職慰労引当金	5,560
		株主資本	1,195,725
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,095,725
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,070,725
		（うち当期純利益）	(92,781)
		評価・換算差額等	1,842
		有価証券評価差額金	1,842
資産合計	1,458,999	負債・純資産合計	1,458,999

第 44 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　岡山県岡山市中区海吉1835番地７

オージーウエルネスホールディングス株式会社

代表取締役　奥田　宏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,378	流動負債	392
固定資産	18,221	固定負債	5,552
		株主資本	13,656
		資本金	10
		資本剰余金	8,558
		その他資本剰余金	8,558
		利益剰余金	5,090
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	5,088
		（うち当期純損失）	(85)
		自己株式	△2
資産合計	19,599	負債・純資産合計	19,599

第 9 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号

ヒューリックプロパティソリューション株式会社

代表取締役社長　浦谷　健史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,052,386	流動負債	152,092
固定資産	605,787	（役員賞与引当金）	(21,500)
		固定負債	26,449
		（退職給付引当金）	(26,449)
		負債合計	178,541
		株主資本	1,479,632
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	1,379,632
		その他利益剰余金	1,379,632
		（うち当期純利益）	(335,246)
		純資産合計	1,479,632
資産合計	1,658,174	負債・純資産合計	1,658,174

第 52 期 決 算 公 告

令和８年１月30日　東京都練馬区高野台二丁目５番11号

アポロビルサービス株式会社

代表取締役　諸岡　威之

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	674,448	流動負債	750,743
固定資産	918,265	固定負債	85,316
		退職給与引当金	55,758
		役員退職慰労引当金	29,558
		株主資本	712,476
		資本金	50,000
		利益剰余金	662,476
		利益準備金	4,870
		その他利益剰余金	657,606
		（うち当期純利益）	(22,293)
		評価・換算差額等	44,178
		その他有価証券評価差額金	44,178
資産合計	1,592,713	負債・純資産合計	1,592,713

第 2 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－83

代表取締役　西　直史

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,402	流動負債	4
固定資産	9,281	固定負債	2,350
		株主資本	9,296
		資本金	0
		資本剰余金	9,301
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	9,301
		利益剰余金	△5
		その他利益剰余金	△5
		（うち当期純損失）	(4)
		新株予約権	33
資産合計	11,683	負債・純資産合計	11,683

第 5 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号

ヒューリックエナジーソリューション株式会社

代表取締役社長　吉田　昂希

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,042,490	流動負債	708,092
固定資産	300,216	（役員賞与引当金）	(5,500)
		負債合計	708,092
		株主資本	634,614
		資本金	100,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	234,614
		その他利益剰余金	234,614
		（うち当期純利益）	(211,304)
		純資産合計	634,614
資産合計	1,342,706	負債・純資産合計	1,342,706

第３期決算公告

令和８年２月26日
東京都渋谷区恵比寿一丁目13番地６号
恵比寿ＩＳビル５階
株式会社ＺＥＡＬ
代表取締役　渡會　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,513
	固定資産	11,726
	合計	82,239
負債及び純資産の部	流動負債	52,906
	株主資本	29,332
	資本金	46,012
	資本剰余金	29,692
	資本準備金	29,692
	利益剰余金	△46,371
	その他利益剰余金	△46,371
	（うち当期純損失）	(37,460)
	合計	82,239

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千四百八十万二千五十三円減少し、減少する資本金の額のうち九千八百四十三万八百二十八円を資本準備金とし、残額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一三番地六号恵比寿ＩＳビル五階
株式会社ＺＥＡＬ
代表取締役　渡會　雄一

第53期決算公告

令和８年２月26日
埼玉県さいたま市大宮区上小町535番地
せいしん株式会社
代表取締役　和田　浩明

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,684
	固定資産	5,654
	合計	47,339
負債及び純資産の部	流動負債	192
	固定負債	25,884
	株主資本	21,262
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,262
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	1,112
	（うち当期純利益）	(124)
	合計	47,339

第31期決算公告

令和８年２月26日
東京都中央区築地二丁目10番６号
株式会社
フリックスエージェンシージャパン
代表取締役　藤原　俊二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	414,966
	固定資産	79,298
	合計	494,264
負債及び純資産の部	流動負債	138,096
	固定負債	4,789
	株主資本	351,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	341,379
	その他利益剰余金	341,379
	（うち当期純利益）	(52,740)
	合計	494,264

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社フリックスフードプラス（住所東京都中央区築地二丁目一〇番六号Ｄａｉｗａ築地駅前ビル七階）に対して当社の事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都中央区築地二丁目一〇番六号
株式会社フリックスエージェンシージャパン
代表取締役　藤原　俊二

第10期決算公告

令和８年２月26日
東京都品川区西五反田４―32―１
東京日産西五反田ビル７階
株式会社ナンバーナイン
代表取締役　小林　琢磨

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,264,490
	固定資産	120,106
	資産合計	1,384,596
負債及び純資産の部	流動負債	857,883
	固定負債	197,081
	株主資本	329,633
	資本金	99,990
	資本剰余金	770,904
	その他資本剰余金	770,904
	利益剰余金	△541,261
	その他利益剰余金	△541,261
	（うち当期純損失）	(349,801)
	負債・純資産合計	1,384,596

第４期決算公告

令和８年２月26日
東京都渋谷区渋谷二丁目14番13号
株式会社ＸＤｅｌｉ
代表取締役　髙田　真彰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,883
	固定資産	1,593
	資産合計	26,477
負債及び純資産の部	流動負債	83,288
	固定負債	2,343
	株主資本	△59,154
	資本金	121,105
	資本剰余金	329,980
	資本準備金	329,980
	利益剰余金	△510,240
	その他利益剰余金	△510,240
	（うち当期純損失）	(214,105)
	負債・純資産合計	26,477

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百四十一万二百四十八円、資本準備金の額を三億五千百二十八万四千九百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都渋谷区渋谷二丁目一四番一三号
株式会社ＸＤｅｌｉ
代表取締役　髙田　真彰

第16期決算公告

令和８年２月26日
東京都千代田区丸の内二丁目２番２号
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役　廣本　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,774,720
	固定資産	159,416
	合計	1,934,136
負債及び純資産の部	流動負債	291,464
	賞与引当金	45,487
	株主資本	1,642,672
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,542,672
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,517,672
	（うち当期純利益）	(301,377)
	合計	1,934,136

第16期決算公告

令和８年２月26日
東京都港区赤坂４丁目９番25号
ナスクインターナショナル株式会社
代表取締役　左近美佐子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,234
	固定資産	96,323
	資産合計	210,557
負債及び純資産の部	流動負債	80,953
	固定負債	126,025
	株主資本	3,579
	資本金	361,850
	資本剰余金	286,450
	資本準備金	286,450
	利益剰余金	△644,721
	その他利益剰余金	△644,721
	（うち当期純損失）	(57,227)
	負債・純資産合計	210,557

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千百八十五万円、資本準備金の額を二億八千六百四十五万円減少し、それぞれ九千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都港区赤坂四丁目九番二五号
ナスクインターナショナル株式会社
代表取締役　左近美佐子

第10期決算公告

令和８年２月25日
東京都中央区銀座六丁目13番16号
ヒューリック不動産投資顧問株式会社
代表取締役社長　天野　雅美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,983,232
	固定資産	105,100
	資産合計	2,088,332
負債及び純資産の部	流動負債	294,613
	固定負債	18,689
	（うち退職引当金）	(18,689)
	株主資本	1,775,029
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,575,029
	その他利益剰余金	1,575,029
	（うち当期純利益）	(851,228)
	負債・純資産合計	2,088,332

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するB―Max Racing株式会社（住所神奈川県綾瀬市深谷上七丁目二五番三号）に対して当社の自動車競技事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

神奈川県綾瀬市深谷上八丁目一六番九号
B―MAX ENGINEERING株式会社
代表取締役　組田　龍司

令和６年度決算公告

令和８年２月26日
神奈川県綾瀬市深谷上八丁目16番９号
B―MAX ENGINEERING株式会社
代表取締役　組田　龍司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	664,178
	固定資産	49,705
	合計	713,884
負純資産債及の部	流動負債	387,105
	固定負債	203,303
	株主資本	123,475
	資本金	10,000
	利益剰余金	113,475
	その他利益剰余金	113,475
	（うち当期純利益）	(61,232)
	合計	713,884

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

静岡県浜松市中央区山下町一六六
株式会社ＹＳビス
代表取締役　石田　哲哉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,775
	固定資産	36,059
	合計	46,834
負純資産債及の部	流動負債	2,351
	固定負債	14,079
	株主資本	30,402
	資本金	15,000
	利益剰余金	15,402
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	15,027
	（うち当期純損失）	(△4,885)
	合計	46,834

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

滋賀県長浜市春近町九〇番地
大栄工機株式会社
代表取締役　古儀　万頼

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	828,822
	固定資産	776,012
	資産合計	1,604,834
負純資産債及の部	流動負債	1,337,762
	固定負債	894,449
	負債合計	2,232,212
	株主資本	△627,377
	資本金	20,000
	利益剰余金	△647,377
	その他利益剰余金	△647,377
	（うち当期純損失）	(336,738)
	純資産合計	△627,377
	負債・純資産合計	1,604,834

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

京都市伏見区醍醐一言寺裏町一七番三一
京都雅道社株式会社
代表取締役　青山和雅心

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,820
	固定資産	801
	繰延資産	844
	合計	10,466
負純資産債及の部	流動負債	2,110
	固定負債	96
	株主資本	8,259
	資本金	18,600
	利益剰余金	△4,340
	その他利益剰余金	△4,340
	（うち当期純利益）	(6,154)
	自己株式	△6,000
	合計	10,466

第21期決算公告

令和８年２月26日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
Hormel Foods Japan株式会社
代表取締役
ジェイムズ・ディー・フレミング

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,575
	資産合計	101,575
負純資産債及の部	流動負債	43,367
	株主資本	58,207
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	評価勘定	19,467
	利益剰余金	8,739
	その他利益剰余金	8,739
	（当期純利益）	(15,698)
	負債・純資産合計	101,575

第23期決算公告

令和８年２月26日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
日本ラントロニクス株式会社
代表取締役　デニス・レイモンド・ギャラガー

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,942
	合計	47,942
負純資産債及の部	流動負債	4,378
	賞与引当金	1,282
	有給休暇引当金	948
	株主資本	43,563
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,563
	その他利益剰余金	33,563
	（うち当期純利益）	(994)
	合計	47,942

第５期決算公告

令和８年２月26日
東京都墨田区江東橋四丁目24番３号
株式会社ハイレックスメディカル
代表取締役　寺浦　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	739,537
	固定資産	14,200
	繰延資産	1,651
	資産合計	755,388
負純資産債及の部	流動負債	78,158
	（うち賞与引当金）	(8,671)
	固定負債	1,680,000
	株主資本	△1,002,770
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△1,302,770
	（うち当期純損失）	(931,793)
	負債・純資産合計	755,388

第２期決算公告

令和８年２月26日
東京都港区北青山１丁目３番１号
アールキューブ青山３階
ＴＫＮアドバイザリーサービス株式会社
代表取締役　得能　直明

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,895
	固定資産	197
	資産合計	10,092
負純資産債及の部	流動負債	6,135
	株主資本	3,957
	資本金	2,000
	利益剰余金	1,957
	その他利益剰余金	1,957
	（うち当期純利益）	(2,515)
	負債・純資産合計	10,092

第41期決算公告

令和８年２月26日
滋賀県長浜市春近町90番地
大栄工機株式会社
代表取締役　古儀　万頼

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	828,822
	固定資産	776,012
	資産合計	1,604,834
負純資産債及の部	流動負債	1,337,762
	固定負債	894,449
	負債合計	2,232,212
	株主資本	△627,377
	資本金	20,000
	利益剰余金	△647,377
	その他利益剰余金	△647,377
	（うち当期純損失）	(336,738)
	純資産合計	△627,377
	負債・純資産合計	1,604,834

第39期決算公告

令和８年２月26日
静岡県浜松市中央区山下町166
株式会社ＹＳビス
代表取締役　石田　哲哉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,775
	固定資産	36,059
	合計	46,834
負純資産債及の部	流動負債	2,351
	固定負債	14,079
	株主資本	30,402
	資本金	15,000
	利益剰余金	15,402
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	15,027
	（うち当期純損失）	(△4,885)
	合計	46,834

第６期決算公告

令和８年２月26日
京都市伏見区醍醐一言寺裏町17番31
京都雅道社株式会社
代表取締役　青山和雅心

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,820
	固定資産	801
	繰延資産	844
	合計	10,466
負純資産債及の部	流動負債	2,110
	固定負債	96
	株主資本	8,259
	資本金	18,600
	利益剰余金	△4,340
	その他利益剰余金	△4,340
	（うち当期純利益）	(6,154)
	自己株式	△6,000
	合計	10,466

第９期決算公告

令和８年２月26日
鳥取県八頭郡八頭町見槻中154番地２
ネクストシフト株式会社
代表取締役　森　　桂一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	795
	繰延資産	19,980
	合計	20,775
負純資産及び部	流動負債	9,101
	固定負債	41,972
	株主資本	△30,297
	資本金	50,000
	利益剰余金	△80,297
	利益準備金	208,380
	その他利益剰余金	△288,678
	（うち当期純損失）	(13,540)
	合計	20,775

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百五十万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
鳥取県八頭郡八頭町見槻中一五四番地二
ネクストシフト株式会社
代表取締役　森　桂一

第40期決算公告

2026年２月26日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
株式会社ナチロボットエンジニアリング
代表取締役　谷井　透浩

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	852,524
	固定資産	50,880
	合計	903,404
負純資産及び部	流動負債	6,534
	固定負債	—
	株主資本	896,870
	資本金	30,000
	利益剰余金	866,870
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	859,370
	（うち当期純利益）	(7,978)
	合計	903,404

第27期決算公告

令和８年２月26日
広島市安佐南区八木町76番地の２
株式会社広松
代表取締役　恩田　佳光

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	872,624
	固定資産	380,362
	繰延資産	192
	合計	1,253,180
負純資産及び部	流動負債	722,423
	固定負債	39,744
	株主資本	491,013
	資本金	9,000
	利益剰余金	494,513
	その他利益剰余金	494,513
	（うち当期純利益）	(34,252)
	自己株式	△ 12,500
	合計	1,253,180

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社広松ホームリバティー（本店広島市安佐南区八木町七六番地二）に対して当社の不動産賃貸事業及び太陽光発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
広島市安佐南区八木町七六番地の二
株式会社広松
代表取締役　恩田　佳光

第５期決算公告

令和８年２月26日
東京都港区虎ノ門五丁目13番１号・虎ノ門40ＭＴビル７階
株式会社ベターデイズラボ
代表取締役　大岸　誠治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,070,156
	固定資産	92,981
	資産合計	6,163,137
負純資産及び部	流動負債	4,073,070
	固定負債	1,998,000
	株主資本	92,067
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△8,907,933
	その他利益剰余金	△8,907,933
	（うち当期純利益）	(644,924)
	負債・純資産合計	6,163,137

第71期決算公告

令和８年２月26日
北海道小樽市新光三丁目８番19号
株式会社Ｇｌａｓｓ　Ｓｔａｔｉｏｎ雅
代表取締役　出口　健太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,255
	固定資産	343,718
	資産合計	388,974
負純資産及び部	流動負債	2,201
	固定負債	333,747
	株主資本	53,025
	資本金	12,000
	利益剰余金	41,025
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	38,025
	（うち当期純利益）	(11,454)
	負債・純資産合計	388,974

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三百二十九万二千六百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
北海道小樽市新光三丁目八番一九号
株式会社Ｇｌａｓｓ　Ｓｔａｔｉｏｎ雅
代表取締役　出口　健太

第67期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市流杉160番地
ナチ精工株式会社
代表取締役　永田　充央

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	762,233
	固定資産	192,315
	合計	954,548
負純資産及び部	流動負債	249,074
	固定負債	88,211
	株主資本	617,262
	資本金	46,000
	利益剰余金	571,262
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	559,762
	（うち当期純利益）	(35,817)
	合計	954,548

第19期決算公告

令和８年２月26日
秋田県大館市花岡町字前田40番地16
エヌピーエス株式会社
代表取締役　韓　　志新

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	316,501
	固定資産	324,589
	合計	641,090
負純資産及び部	流動負債	232,690
	株主資本	408,400
	資本金	80,000
	資本剰余金	320,094
	資本準備金	18,039
	その他資本剰余金	302,055
	利益剰余金	8,306
	利益準備金	1,961
	その他利益剰余金	6,345
	（うち当期純利益）	(30,150)
	合計	641,090

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百九十四万三千二十円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
秋田県大館市花岡町字前田四〇番地一
六　　エヌピーエス株式会社
代表取締役　韓　志新

第56期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市流杉106番地の１
株式会社ナチツールジェネシス
代表取締役　小馬　　隆

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	532,242
	固定資産	471,755
	合計	1,003,998
負純資産及び部	流動負債	359,554
	固定負債	2,132
	株主資本	642,311
	資本金	48,000
	資本剰余金	5,675
	資本準備金	5,675
	利益剰余金	588,635
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	576,635
	（うち当期純利益）	(7,742)
	合計	1,003,998

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社荒木建材店（住所山形県西村山郡河北町谷地中央五丁目五番地の八）に対して当社住宅賃貸事業及び太陽光発電売電事業に関する権利義務を継承させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認は令和八年三月十九日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

山形県西村山郡河北町谷地字月山堂六五番地

株式会社荒木建材店

代表取締役　荒木　光廣

第52期決算公告

令和８年２月26日

山形県西村山郡河北町谷地字月山堂605番地

株式会社荒木建材店

代表取締役　荒木　光廣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	419,133
	固定資産	494,887
	資産合計	914,021
負債及び純資産の部	流動負債	375,630
	固定負債	291,619
	株主資本	246,772
	資本金	40,000
	利益剰余金	206,772
	利益準備金	9,250
	その他利益剰余金	197,522
	（うち当期純損失）	(7,198)
	負債・純資産合計	914,021

合併公告

当社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

群馬県伊勢崎市堀口町一七七番地一

（甲）トピイ工業株式会社

代表取締役　横澤　辰也

群馬県伊勢崎市赤堀今井町一丁目一六四番地

（乙）有限会社トピイ工業

代表取締役　横澤　辰也

第49期決算公告

令和８年２月26日

群馬県伊勢崎市堀口町177番地１

トピイ工業株式会社

代表取締役　横澤　辰也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	6,246
	固定資産	2,068
	合計	8,314
負債及び純資産の部	流動負債	3,460
	固定負債	496
	株主資本	4,358
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,358
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	3,058
	（うち当期純利益）	(1,243)
	合計	8,314

第66期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市高内171番地

株式会社ナチ富山ベアリング

代表取締役　宮谷内初雄

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,613
	固定資産	510,987
	合計	692,600
負債及び純資産の部	流動負債	372,485
	固定負債	35,336
	株主資本	284,778
	資本金	46,000
	利益剰余金	238,778
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	227,278
	（うち当期純利益）	(10,956)
	合計	692,600

第57期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市水橋伊勢屋193番地

株式会社ナチベアリング製造

代表取締役　西尾　英一

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	629,362
	固定資産	1,170,015
	合計	1,799,377
負債及び純資産の部	流動負債	219,494
	固定負債	121,092
	株主資本	1,458,791
	資本金	89,750
	利益剰余金	1,369,041
	利益準備金	22,438
	その他利益剰余金	1,330,672
	（うち当期純利益）	(22,912)
	合計	1,799,377

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し四千七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市東住吉区矢田一丁目一七番五号

田嶋石油株式会社

代表取締役　田嶋　敏博

第58期決算公告

令和８年２月26日

大阪市東住吉区矢田一丁目17番５号

田嶋石油株式会社

代表取締役　田嶋　敏博

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	487,397
	固定資産	254,466
	資産合計	741,863
負債及び純資産の部	流動負債	197,218
	固定負債	573,245
	負債合計	770,463
	株主資本	△ 28,600
	資本金	97,000
	利益剰余金	△ 125,600
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△ 126,850
	（うち当期純利益）	(4,790)
	純資産合計	△ 28,600
	負債・純資産合計	741,863

第57期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市水橋伊勢屋285番地

株式会社ナチ日本海ベアリング

代表取締役　植田　博信

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	284,068
	固定資産	125,540
	合計	409,608
負債及び純資産の部	流動負債	49,781
	固定負債	676
	株主資本	359,150
	資本金	44,000
	利益剰余金	315,150
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	304,150
	（うち当期純利益）	(9,828)
	合計	409,608

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

和歌山県田辺市下屋敷町一二番地

（甲）株式会社龍神観光

代表取締役　川畑　保

和歌山県田辺市下屋敷町一二番地

（乙）龍神観光株式会社

代表取締役　小川　豊介

第36期決算公告

令和８年２月26日

和歌山県田辺市下屋敷町12番地

龍神観光株式会社

代表取締役　小川　豊介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,876
	固定資産	48,828
	資産合計	92,704
負債及び純資産の部	流動負債	79,186
	固定負債	1,574
	株主資本	11,943
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,943
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	143
	（うち当期純利益）	(2,516)
	負債・純資産合計	92,704

第52期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市新庄本町二丁目２番15号

北陸金属工業株式会社

代表取締役　植田　博信

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150,898
	固定資産	198,948
	合計	349,847
負債及び純資産の部	流動負債	33,310
	固定負債	11,515
	株主資本	305,021
	資本金	44,000
	利益剰余金	261,021
	利益準備金	11,652
	その他利益剰余金	249,369
	（うち当期純利益）	(2,135)
	合計	349,847

第93期決算公告

令和８年２月26日
和歌山県田辺市あけぼの37番20号
龍神自動車株式会社
代表取締役　小川　豊介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,350
	固定資産	126,975
	資産合計	409,326
負純資産及び部	流動負債	51,124
	固定負債	581,346
	株主資本	△ 223,144
	資本金	10,000
	資本剰余金	533
	資本準備金	533
	利益剰余金	△ 233,678
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	△ 235,778
	（うち当期純利益）	(12,691)
	負債・純資産合計	409,326

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十六日
和歌山県田辺市あけぼの三七番二〇号
（甲）株式会社龍神自動車
代表取締役　川畑　保
和歌山県田辺市あけぼの三七番二〇号
（乙）龍神自動車株式会社
代表取締役　小川　豊介

第58期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市八尾町福島字浦野47番地
株式会社ナチ八尾ベアリング
代表取締役　岡崎　竜一

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	325,572
	固定資産	219,944
	合計	545,517
負純資産及び部	流動負債	212,346
	固定負債	25,209
	株主資本	307,961
	資本金	10,000
	利益剰余金	297,961
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	295,461
	（うち当期純利益）	(20,888)
	合計	545,517

第４期決算公告

令和８年２月26日
茨城県筑西市伊佐山278番地２
東鉄運輸土木株式会社
代表取締役　横山　政人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,279
	固定資産	50,281
	資産合計	66,560
負純資産及び部	流動負債	1,088
	固定負債	62,584
	負債合計	63,672
	株主資本	2,888
	資本金	20,000
	利益剰余金	△17,112
	その他利益剰余金	△17,112
	（うち当期純損失）	(3,706)
	純資産合計	2,888
	負債・純資産合計	66,560

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
茨城県筑西市伊佐山二七八番地二
東鉄運輸土木株式会社
代表取締役　横山　政人

第63期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市流杉161番地
株式会社ナチ立山ベアリング
代表取締役　岡崎　竜一

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	458,297
	固定資産	564,009
	合計	1,022,306
負純資産及び部	流動負債	111,688
	固定負債	79,720
	株主資本	830,897
	資本金	12,300
	資本剰余金	1,064
	資本準備金	1,064
	利益剰余金	817,533
	利益準備金	2,010
	その他利益剰余金	815,522
	（うち当期純利益）	(69,913)
	合計	1,022,306

第11期決算公告

令和８年２月26日
千葉県佐倉市大崎台三丁目１番15
株式会社京櫻
代表取締役　楊　尚勇

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	236,401
	固定資産	720,340
	繰延資産	112
	資産合計	956,854
負純資産及び部	流動負債	199,639
	固定負債	644,275
	株主資本	112,939
	資本金	50,000
	利益剰余金	62,939
	その他利益剰余金	62,939
	（うち当期純利益）	(1,071)
	負債・純資産合計	956,854

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する成田国際教育株式会社（住所千葉県成田市東町六〇七番地一）に対して当社の営む成田中央日本語学院の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
千葉県佐倉市大崎台三丁目一番一五
株式会社京櫻
代表取締役　楊　尚勇

第79期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市婦中町千里353番地
株式会社ナチハイドロリクス
代表取締役　延澤　博幸

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	725,631
	固定資産	1,105,751
	合計	1,831,382
負純資産及び部	流動負債	958,444
	固定負債	14,562
	株主資本	858,376
	資本金	48,000
	利益剰余金	810,376
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	798,376
	（うち当期純利益）	(17,674)
	合計	1,831,382

第４期決算公告

令和８年２月26日
東京都千代田区内神田一丁目９番５号
株式会社Ａｓｈｉｒａｓｅ
代表取締役　千野　歩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	118,666,617
	固定資産	37,518,754
	資産合計	156,185,371
負純資産及び部	流動負債	64,971,905
	固定負債	73,021,000
	株主資本	18,192,466
	資本金	97,549,518
	資本剰余金	287,891,366
	資本準備金	87,447,001
	その他資本剰余金	200,444,365
	利益剰余金	△367,248,418
	その他利益剰余金	△367,248,418
	（うち当期純損失）	(250,331,926)
	負債・純資産合計	156,185,371

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百五十四万七千八百二十七円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在の資本金の額は一億九千二百五十四万七千八百二十七円となっております。

令和八年二月二十六日
東京都千代田区内神田一丁目九番五号
株式会社Ａｓｈｉｒａｓｅ
代表取締役　千野　歩

第56期決算公告

2026年２月26日
富山県富山市中田45番地
トヤマ圧延株式会社
代表取締役　岩脇　哲也

貸借対照表の要旨
（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	282,125
	固定資産	75,246
	合計	357,371
負純資産及び部	流動負債	90,436
	固定負債	39,568
	株主資本	227,367
	資本金	30,000
	利益剰余金	197,367
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	189,867
	（うち当期純利益）	(25,996)
	合計	357,371

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

ただし、令和八年一月二十八日株式の発行により一千万円増額しているため、効力発生日後の資本金の額は一億円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都中央区銀座六丁目六番一号

株式会社令和堂

代表取締役　中野　勝子

第19期決算公告　令和８年２月26日

東京都中央区銀座六丁目６番１号

株式会社令和堂

代表取締役　中野　勝子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,117
	固定資産	244
	資産合計	38,361
負債及び純資産の部	流動負債	52,013
	固定負債	35,824
	負債合計	87,837
	株主資本	△49,476
	資本金	100,000
	利益剰余金	△149,476
	その他利益剰余金	△149,476
	（うち当期純利益）	(290)
	純資産合計	△49,476
	負債・純資産合計	38,361

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が宮城県白石市において営む太陽光発電事業に関して有する資産、負債及び契約その他の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

代表社員　（甲）サンライズ２一般社団法人サンライズ２合同会社

職務執行者　三品　貴仙

山形県米沢市中央三丁目一〇番一四号

（乙）スズデンエナジー株式会社

代表取締役　鈴木　達也

決　算　公　告

令和８年２月26日

山形県米沢市中央三丁目10番14号

スズデンエナジー株式会社

代表取締役　鈴木　達也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,491,225
	固定資産	3,992,767
	合計	6,483,993
負債及び純資産の部	流動負債	5,461,022
	固定負債	85,000
	株主資本	937,970
	資本金	10
	利益剰余金	937,960
	その他利益剰余金	937,960
	（うち当期純利益）	(260,407)
	合計	6,483,993

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三〇〇〇万円減少し五〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区神田松永町二〇番地

アルファバスジャパン株式会社

代表取締役　黄　坤達

第６期決算公告　令和８年２月26日

東京都千代田区神田松永町20番地

アルファバスジャパン株式会社

代表取締役　黄　坤達

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	537,013
	固定資産	13,780
	資産合計	550,794
負債及び純資産の部	流動負債	483,628
	株主資本	67,165
	資本金	30,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	60,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	△27,834
	その他利益剰余金	△27,834
	（うち当期純損失）	(16,164)
	負債・純資産合計	550,794

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九五〇万二八円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都目黒区上目黒三―六―一八ＡＳＴＲＡ中目黒五階

ＴｉｅＵｐｓ株式会社

代表取締役　小原　史啓

第３期決算公告　令和８年２月26日

東京都目黒区上目黒３－６－18

ＡＳＴＲＡ中目黒５階

ＴｉｅＵｐｓ株式会社

代表取締役　小原　史啓

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	23,581,176
	固定資産	124,989,526
	資産合計	148,570,702
負債及び純資産の部	流動負債	47,016,502
	固定負債	83,234,000
	株主資本	18,320,200
	資本金	419,000,028
	資本剰余金	284,000,027
	資本準備金	284,000,027
	利益剰余金	△684,679,855
	その他利益剰余金	△684,679,855
	（うち当期純損失）	(188,662,896)
	負債・純資産合計	148,570,702

第22期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市不二越本町一丁目１番１号

株式会社不二越コムサービス

代表取締役　山口　秀一

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	152,565
	固定資産	4,053
	合計	156,618
負債及び純資産の部	流動負債	104,743
	固定負債	4,670
	株主資本	47,205
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,205
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	36,165
	（うち当期純利益）	(4,864)
	合計	156,618

第17期決算公告

2026年２月26日

富山県富山市不二越本町一丁目１番１号

株式会社ナチツールエンジニアリング

代表取締役　畑　保則

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	477,130
	固定資産	39,642
	合計	516,772
負債及び純資産の部	流動負債	75,247
	固定負債	11,366
	株主資本	430,158
	資本金	20,000
	利益剰余金	410,158
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	405,158
	（うち当期純利益）	(43,514)
	合計	516,772

第12期決算公告

2026年２月26日

富山県滑川市大掛176番地

株式会社ナチツールテクノロジー

代表取締役　塚田　忍

貸借対照表の要旨

（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,790
	固定資産	114,155
	合計	221,945
負債及び純資産の部	流動負債	301,138
	固定負債	—
	株主資本	△79,192
	資本金	10,000
	利益剰余金	△89,192
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△89,192
	（うち当期純利益）	(65,475)
	合計	221,945

第５期決算公告　令和８年２月26日

佐賀県伊万里市新天町722番地５

アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役　中嶋　大祐

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,169,883
	固定資産	962,823
	合計	5,132,706
負債及び純資産の部	流動負債	3,517,350
	（うち引当金）	(300,487)
	固定負債	47,469
	（うち引当金）	(21,450)
	株主資本	1,567,887
	資本金	50,000
	資本剰余金	190,234
	利益剰余金	1,327,652
	その他利益剰余金	1,327,652
	（うち当期純利益）	(1,044,287)
	合計	5,132,706

第５期決算公告

令和８年２月26日
東京都練馬区小竹町二丁目48番４号
Ｊ＆ＫＬ株式会社
代表取締役　徐　燕　嵐

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,114
	固定資産	118,485
	合計	131,600
負債及び純資産の部	流動負債	66,457
	固定負債	69,391
	株主資本	△4,248
	資本金	5,000
	利益剰余金	△9,248
	繰越利益剰余金	△9,248
	（うち当期純利益）	（1,556）
	合計	131,600

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都練馬区小竹町二丁目四八番四号
Ｊ＆ＫＬ株式会社
代表取締役　徐　燕　嵐

第15期決算公告

令和８年２月26日
札幌市白石区北郷五条五丁目４番５号
グッドネクスト株式会社
代表取締役　和多田恵也

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	88,916
	固定資産	1,374
	合計	90,290
負債及び純資産の部	流動負債	19,131
	固定負債	43,989
	株主資本	27,170
	資本金	15,000
	利益剰余金	12,170
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	8,420
	（うち当期純利益）	（21,068）
	合計	90,290

第63期決算公告

令和８年２月26日
横浜市西区みなとみらい二丁目３番５号
株式会社オセアグループ
代表取締役　**蕭**　敬如

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,413,920
	固定資産	2,589,492
	資産合計	5,003,412
負債及び純資産の部	流動負債	620,801
	負債合計	620,801
	株主資本	4,382,611
	資本金	—
	利益剰余金	4,382,611
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,362,611
	（うち当期純損失）	（82,145）
	純資産合計	4,382,611
	負債・純資産合計	5,003,412

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オセアアセットマネジメント（住所東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング九階）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号
株式会社オセアグループ
代表取締役　**蕭**　敬如

第12期決算公告

令和８年２月26日
山形県東田川郡三川町大字成田新田字前田元342番地
庄内スマートエナジー株式会社
代表取締役　町野　昌弘

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,665
	固定資産	161,715
	資産合計	190,381
負債及び純資産の部	流動負債	53,686
	固定負債	119,650
	負債合計	173,336
	株主資本	17,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,045
	その他利益剰余金	7,045
	（うち当期純利益）	（7,231）
	純資産合計	17,045
	負債・純資産合計	190,381

第14期決算公告

令和８年２月26日
長野市南千歳二丁目５番地２
株式会社マチルダ
代表取締役　冨岡　由美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,196
	固定資産	757
	合計	4,954
負債及び純資産の部	流動負債	1,389
	固定負債	8,287
	株主資本	△4,722
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,722
	その他利益剰余金	△14,722
	（うち当期純損失）	（1,417）
	合計	4,954

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
長野市大字鶴賀問御所町一二九三番地
（甲）株式会社ナーガ
代表取締役　土屋龍一郎
長野市南千歳二丁目五番地二
（乙）株式会社マチルダ
代表取締役　冨岡　由美

第41期決算公告

令和８年２月26日
石川県小松市工業団地一丁目37番地３号
株式会社ネツレン小松
代表取締役　中津　仁

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	742,511
	固定資産	842,829
	合計	1,585,340
負債及び純資産の部	流動負債	71,715
	固定負債	15,636
	株主資本	1,496,947
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,456,947
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,446,947
	（うち当期純利益）	（32,921）
	評価・換算差額等	1,042
	合計	1,585,340

第８期決算公告

令和８年２月26日
福岡市博多区金の隈三丁目13番２号
株式会社アダルホールディングス
代表取締役　武野　龍

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8
	固定資産	1,916
	資産合計	1,924
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	1,977
	株主資本	△57
	資本金	1
	利益剰余金	△58
	その他利益剰余金	△58
	（うち当期純利益）	（1）
	負債・純資産合計	1,924

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社アダル（住所福岡市博多区金の隈三丁目一三番二号）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
福岡市博多区金の隈三丁目一三番二号
株式会社アダルホールディングス
代表取締役　武野　龍

第53期決算公告

令和８年２月26日
大阪市北区菅原町５番１号
不二産業株式会社
代表取締役　宮脇　誠人

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	17,213
	固定資産	176,454
	合計	193,667
負債及び純資産の部	流動負債	30,819
	固定負債	59,911
	株主資本	102,937
	資本金	20,000
	利益剰余金	82,937
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	77,937
	（うち当期純利益）	（5,428）
	合計	193,667

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

茨城県石岡市杉並四丁目六番一二号

株式会社スズキエンタープライズ

代表取締役　鈴木　潤一

第50期決算公告

令和８年２月26日

茨城県石岡市杉並四丁目６番12号

株式会社スズキエンタープライズ

代表取締役　鈴木　潤一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,238
	固定資産	23,159
	合計	53,397
負純資産及び部	流動負債	30,019
	固定負債	13,388
	株主資本	9,990
	資本金	4,000
	利益剰余金	5,990
	利益準備金	330
	その他利益剰余金	5,660
	（うち当期純損失）	(37,366)
	合計	53,397

第37期決算公告　令和８年２月26日

東京都中央区新川二丁目１番５号

株式会社ＩＴＣアエロリーシング

代表取締役　中山美梨香

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,378,866
	固定資産	2,657,517
	資産合計	8,036,384
負純資産及び部	流動負債	3,722,950
	賞与引当金	9,621
	固定負債	2,448,986
	訴訟関連費用引当金	23,582
	株主資本	1,864,446
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,764,446
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	1,762,446
	（うち当期純利益）	(968)
	負債・純資産合計	8,036,384

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十八億三千八百八十七万四百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都大田区南六郷二丁目四番二号

株式会社アオキ自動機

代表取締役　藤井　雅博

第59期決算公告　令和８年２月26日

東京都大田区南六郷二丁目４番２号

株式会社アオキ自動機

代表取締役　藤井　雅博

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,154
	固定資産	7,043,264
	繰延資産	26,670
	合計	7,379,089
負純資産及び部	流動負債	269,062
	固定負債	4,308,708
	株主資本	2,801,318
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,791,318
	利益準備金	34,000
	その他利益剰余金	2,757,318
	（うち当期純利益）	(296,848)
	合計	7,379,089

第５期決算公告

2026年２月26日

東京都中央区入船二丁目１番１号

アルテック新電力株式会社

代表取締役　片山　浩晶

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,187
	固定資産	37,309
	合計	52,497
負純資産及び部	流動負債	2,580
	固定負債	24,128
	株主資本	25,788
	資本金	100,000
	利益剰余金	△74,211
	その他利益剰余金	△74,211
	（うち当期純損失）	(1,123)
	合計	52,497

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

東京都足立区栗原二丁目二〇番三号

（甲）株式会社バース金属

代表取締役　高際　保夫

東京都足立区栗原二丁目二〇番三号

（乙）有限会社マイルド

代表取締役　高際　保夫

第38期決算公告　令和８年２月26日

東京都足立区栗原二丁目20番３号

株式会社バース金属

代表取締役　高際　保夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,179
	固定資産	215,329
	繰延資産	3,693
	合計	445,203
負純資産及び部	流動負債	65,650
	固定負債	40,490
	株主資本	339,061
	資本金	10,000
	利益剰余金	329,061
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	326,561
	（うち当期純損失）	(7,461)
	合計	445,203

第６期決算公告

2026年２月26日

東京都中央区入船二丁目１番１号

バイファン・アルテック株式会社

代表取締役　于　勇

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,378
	合計	50,378
負純資産及び部	流動負債	620
	株主資本	49,757
	資本金	100,000
	資本剰余金	83,541
	その他資本剰余金	83,541
	利益剰余金	△50,242
	その他利益剰余金	△50,242
	（うち当期純損失）	(804)
	自己株式	△83,541
	合計	50,378

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三千九百四万七千五百七円減少することにいたしました。なお、当社は三月三十一日付で、株式交換により三億三千九百四万七千五百七円を資本準備金に計上する予定です。

株主総会の決議は、令和八年三月十一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

北海道札幌市中央区北四条西十五丁目一番地一八

株式会社アド・ワン

代表取締役　宮本　悦朗

第21期決算公告　令和８年２月26日

北海道札幌市中央区北四条西十五丁目１番地18

株式会社アド・ワン

代表取締役　宮本　悦朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	573,539
	棚卸資産	118,923
	固定資産	1,412,896
	繰延資産	16,391
	合計	2,121,751
負純資産及び部	流動負債	529,959
	固定負債	1,482,662
	資本金	109,129
	資本金	10,000
	剰余金	99,129
	（うち当期純損失）	(51,298)
	合計	2,121,751

第40期決算公告　令和８年２月26日

東京都新宿区四谷一丁目６番１号

株式会社ソフテック

代表取締役　田原誠一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	888,886
	固定資産	283,785
	合計	1,172,671
負純資産及び部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	1,172,671
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,112,671
	利益準備金	10,300
	その他利益剰余金	1,102,371
	（うち当期純利益）	(118,947)
	合計	1,172,671

第５期決算公告

令和８年２月26日

東京都渋谷区神南一丁目６番５号

株式会社マイクロウェーブデジタル

代表取締役　深水　都

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	127
	固定資産	3
	合計	130
負債及び純資産の部	流動負債	90
	株主資本	40
	資本金	24
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	130

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

（甲）株式会社fonfun

代表取締役　水口　翼

東京都渋谷区神南一丁目六番五号

（乙）株式会社マイクロウェーブデジタル

代表取締役　深水　都

第31期決算公告

令和８年２月26日

東京都立川市錦町二丁目４番２号

株式会社メイズ

代表取締役　佐々木一博

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	349,666
	固定資産	33,293
	資産合計	382,960
負債及び純資産の部	流動負債	134,151
	固定負債	69,152
	株主資本	179,656
	資本金	44,130
	利益剰余金	135,526
	利益準備金	11,032
	その他利益剰余金	124,493
	負債・純資産合計	382,960

決算公告

令和８年２月26日

東京都千代田区神田多町二丁目９番地

株式会社Ｅプラス

代表取締役　廣田　武次

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,915
	固定資産	276,312
	合計	307,227
負債及び純資産の部	流動負債	130,089
	固定負債	213,702
	株主資本	△36,563
	資本金	358,506
	資本剰余金	46,100
	資本準備金	46,100
	利益剰余金	△441,170
	その他利益剰余金	△441,170
	（うち当期純損失）	(134,495)
	合計	307,227

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八百五十万六千八百円、資本準備金の額を四千六百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区神田多町二丁目九番地

株式会社Ｅプラス

代表取締役　廣田　武次

第27期決算公告

2026年２月26日

福井県坂井市丸岡町小黒第68号12番地

アルテック新材料株式会社

代表取締役社長　横田　英生

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,122,169
	固定資産	322,821
	合計	1,444,991
負債及び純資産の部	流動負債	2,387,153
	固定負債	554,614
	株主資本	△1,496,776
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,596,776
	その他利益剰余金	△1,596,776
	（うち当期純損失）	(1,319,537)
	合計	1,444,991

第24期決算公告

令和８年２月26日

名古屋市守山区小六町20番25号

株式会社六連星

代表取締役　西原　秀熙

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,402
	固定資産	83,992
	繰延資産	140
	合計	347,535
負債及び純資産の部	流動負債	92,392
	固定負債	105,499
	株主資本	149,643
	資本金	3,000
	利益剰余金	146,643
	その他利益剰余金	146,643
	（うち当期純損失）	(12,390)
	合計	347,535

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報掲載の日付　令和七年八月十九日　掲載頁　五十五頁（号外第一八七号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

名古屋市守山区小六町二〇番二五号

（甲）株式会社山楽

代表取締役　西原　秀熙

名古屋市守山区小六町二〇番二五号

（乙）株式会社六連星

代表取締役　西原　秀熙

第28期決算公告

令和８年２月26日

岩手県盛岡市津志田町一丁目５番21号

株式会社ブリヂストンリテール岩手

代表取締役　髙橋　瑞彦

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	481,649
	固定資産	242,665
	合計	724,314
負債及び純資産の部	流動負債	337,403
	固定負債	114,799
	株主資本	272,112
	資本金	30,000
	利益剰余金	242,112
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	242,112
	（うち当期純利益）	(40,884)
	合計	724,314

第44期決算公告

令和８年２月26日

仙台市若林区鶴代町１番30号

株式会社谷工機社

代表取締役　古仲　朝生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,238,932
	固定資産	688,054
	合計	1,926,986
負債及び純資産の部	流動負債	475,641
	固定負債	451,954
	株主資本	999,390
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,115,514
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,110,514
	（うち当期純損失）	(36,934)
	自己株式	△136,124
	合計	1,926,986

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五万七千六百円減少し一千六百九十四万二千四百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

仙台市若林区鶴代町一番三〇号

株式会社谷工機社

代表取締役　古仲　朝生

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する谷管財株式会社（住所仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目三一番一八号）に対して当社の投資、金融資産の運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

仙台市若林区鶴代町一番三〇号

株式会社谷工機社

代表取締役　古仲　朝生

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十二億八千四百五十三万七千七百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

愛知県碧南市汐田町二丁目二六番地

井上メッキ工業株式会社

代表取締役　井上　朋彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,723
	固定資産	1,475
	繰延資産	0
	合計	4,198
負純資産債及のび部	流動負債	556
	固定負債	0
	株主資本	3,641
	資本金	10
	資本剰余金	0
	利益剰余金	3,631
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	3,629
	（うち当期純利益）	(107)
	合計	4,198

第66期決算公告　2026年２月26日

東京都新宿区四谷四丁目32番８号

ＹＫＢサニービル６階

銀座ホールディングス株式会社

代表取締役　倉方　規安

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,175,075
	固定資産	4,954,330
	合計	7,129,405
負純資産債及のび部	流動負債	197,848
	固定負債	4,319,474
	株主資本	2,612,082
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,657,027
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,654,527
	（うち当期純利益）	(93,775)
	自己株式	△54,945
	合計	7,129,405

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載

掲載の日付　令和七年六月二十八日

掲載頁　二頁

（乙）

左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

島根県松江市向島町一四〇番地一

山陰中央テレビジョン放送株式会社

代表取締役　田部長右衛門

香川県高松市今里町一丁目三二番地一

株式会社トラベルビジョン

代表取締役　伊藤　和彦

第52期決算公告　令和８年２月26日

愛知県碧南市汐田町二丁目26番地

井上メッキ工業株式会社

代表取締役　井上　朋彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,723
	固定資産	1,475
	繰延資産	0
	合計	4,198
負純資産債及のび部	流動負債	556
	固定負債	0
	株主資本	3,641
	資本金	10
	資本剰余金	0
	利益剰余金	3,631
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	3,629
	（うち当期純利益）	(107)
	合計	4,198

第３期決算公告　令和８年２月26日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番12号

株式会社Ｃｌｏｕｄｆｌｅｅｋ

代表取締役　大網　桂太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	421,475
	固定資産	44,185
	合計	465,660
負純資産債及のび部	流動負債	197,389
	固定負債	100,206
	株主資本	168,065
	資本金	7,040
	資本剰余金	7,040
	資本準備金	7,040
	利益剰余金	159,178
	その他利益剰余金	159,178
	（うち当期純利益）	(82,979)
	自己株式	△5,193
	合計	465,660

第31期決算公告

令和８年２月26日

香川県高松市今里町一丁目32番地１

株式会社トラベルビジョン

代表取締役　伊藤　和彦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	232,011
	固定資産	201,913
	合計	433,925
負純資産債及のび部	流動負債	51,582
	固定負債	341,566
	株主資本	40,776
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 9,223
	その他利益剰余金	△ 9,223
	（うち当期純利益）	(23,150)
	合計	433,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

埼玉県上尾市栄町四番六号

（甲）株式会社サーチファンド・ジャパン03

代表取締役　伊藤　公健

（乙）株式会社ネクスト

代表取締役　伊藤　公健

第23期決算公告

令和８年２月26日

埼玉県上尾市栄町４番６

株式会社ネクスト

代表取締役　伊藤　公健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	342
	固定資産	399
	資産合計	742
負純資産債及のび部	流動負債	107
	固定負債	180
	株主資本	453
	資本金	20
	利益剰余金	433
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	428
	（うち当期純利益）	(40)
	負債・純資産合計	742

第３期決算公告

令和８年２月26日

埼玉県上尾市栄町４番６号

株式会社サーチファンド・ジャパン03

代表取締役　伊藤　公健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3
	固定資産	383
	資産合計	386
負純資産債及のび部	流動負債	0
	固定負債	300
	株主資本	86
	資本金	44
	資本剰余金	44
	資本準備金	44
	利益剰余金	△1
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(1)
	負債・純資産合計	386

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都品川区大崎四丁目一番二号

（甲）ビートテック株式会社

代表取締役　冨田　正治

東京都新宿区新宿五丁目一〇番一二号

（乙）株式会社ＡＤＣＥＥ

代表取締役　上田　義明

第19期決算公告

令和８年２月26日

東京都新宿区新宿五丁目10番12号

株式会社ＡＤＣＥＥ

代表取締役　上田　義明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	38,101
	固定資産	27,357
	合計	65,458
負純資産債及のび部	流動負債	16,876
	固定負債	19,968
	株主資本	28,614
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,614
	その他利益剰余金	18,614
	（うち当期純損失）	(2,483)
	合計	65,458

第11期決算公告

令和８年２月26日

東京都品川区大崎四丁目１番２号

ビートテック株式会社

代表取締役　冨田　正治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	514,632
	固定資産	27,098
	合計	541,730
負純資産債及のび部	流動負債	265,120
	固定負債	26,386
	株主資本	250,224
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	210,224
	その他利益剰余金	210,224
	（うち当期純利益）	(25,714)
	合計	541,730

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議及び総社員の同意は令和八年二月二十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目二番三―三〇三号
（甲）株式会社八鋼
代表取締役　立花　昌義

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目二番三―三〇三号
（乙）八鋼ホールディングス合同会社
代表社員　立花　昌義

第41期決算公告

令和８年２月26日
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目２番３―303号
株式会社八鋼
代表取締役　立花　昌義

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	141,269	流動負債	44,326
固定資産	131,215	固定負債	39,575
		株主資本	188,583
		資本金	30,000
		資本剰余金	625
		資本準備金	625
		利益剰余金	157,958
		利益準備金	405
		その他利益剰余金	157,553
		（うち当期純利益）	（15,157）
資産合計	272,485	負債・純資産合計	272,485

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億百七万八千円減少し、また、資本準備金の額を五億百七万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

名古屋市守山区桜坂五丁目三〇一番地
サイエンス交流プラザ
株式会社名城ナノカーボン
代表取締役　橋本　剛

第20期決算公告

令和８年２月26日
名古屋市守山区桜坂五丁目301番地サイエンス交流プラザ
株式会社名城ナノカーボン
代表取締役　橋本　剛

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,602,272	流動負債	61,167
固定資産	389,647	固定負債	206,646
		株主資本	1,724,106
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,404,334
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	2,379,334
		利益剰余金	△780,227
		その他利益剰余金	△780,227
		（うち当期純損失）	（218,625）
資産合計	1,991,920	負債・純資産合計	1,991,920

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

千葉県柏市大島田二丁目五番地一
（甲）株式会社エヌ・エム
代表取締役　髙橋　有裕

千葉県柏市大島田二丁目五番地一
（乙）株式会社日本メディックス
代表取締役　髙橋　有裕

第49期決算公告

令和８年２月26日　　千葉県柏市大島田二丁目５番地１
株式会社日本メディックス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,507	流動負債	2,116
固定資産	1,076	製品保証引当金	2
		固定負債	923
		退職給付引当金	237
		株主資本	△456
		資本金	100
		資本剰余金	267
		資本準備金	127
		その他資本剰余金	139
		利益剰余金	△751
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	△770
		（うち当期純損失）	（59）
		自己株式	△71
資産合計	2,583	負債・純資産合計	2,583

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都港区海岸三丁目二六番一号
株式会社オクタゴン
代表取締役　岡本　雅晴

第21期決算公告

令和８年２月26日　　東京都港区海岸三丁目26番１号
株式会社オクタゴン
代表取締役　岡本　雅晴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	104,390	流動負債	14,027
固定資産	974	賞与引当金	1,378
		修繕引当金	1,823
		その他	10,824
		固定負債	8,177
		退職給付引当金	577
		役員退職給付引当金	7,600
		株主資本	83,160
		資本金	10,000
		利益剰余金	73,160
		その他利益剰余金	73,160
		（うち当期純損失）	（1,990）
資産合計	105,364	負債・純資産合計	105,364

第 29 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都世田谷区大原一丁目24番４号
ナック販売株式会社
代表取締役　根岸　源治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,623
	固定資産	3,100
	資産合計	26,723
負純資産債及の部	流動負債	1,188
	株主資本	25,535
	資本金	15,000
	利益剰余金	10,535
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	10,235
	（うち当期純損失）	(748)
	負債・純資産合計	26,723

第 31 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都世田谷区大原一丁目24番４号
大同商事株式会社
代表取締役　根岸　源治

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	542,627
	固定資産	69,298
	資産合計	611,925
負純資産債及の部	流動負債	462,413
	固定負債	50,000
	株主資本	99,512
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,512
	その他利益剰余金	89,512
	（うち当期純利益）	(3,472)
	負債・純資産合計	611,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年二月二十六日
東京都世田谷区大原一丁目二四番四号
（甲）大同商事株式会社
代表取締役　根岸　源治
東京都世田谷区大原一丁目二四番四号
（乙）ナック販売株式会社
代表取締役　根岸　源治

第 12 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
札幌市白石区南郷通三丁目南８番１号
株式会社北海道錦豊琳
代表取締役　鈴木　光良

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,379
	固定資産	360
	合計	37,739
負純資産債及の部	流動負債	40,219
	株主資本	△2,480
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,480
	その他利益剰余金	△12,480
	（うち当期純利益）	(2,297)
	合計	37,739

第75期決算公告　令和８年２月26日

東京都中央区日本橋小伝馬町16番９号
株式会社丸井スズキ
代表取締役　鈴木　貴博

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3,937
	固定資産	2,690
	合計	6,628
負純資産債及の部	流動負債	2,840
	固定負債	735
	退職給与引当金	13
	株主資本	3,052
	資本金	45
	利益剰余金	3,117
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	3,106
	（うち当期純利益）	(94)
	自己株式	△110
	合計	6,628

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年二月二十六日
東京都中央区日本橋小伝馬町一六番九号
（甲）株式会社丸井スズキ
代表取締役　鈴木　貴博
札幌市白石区南郷通三丁目南八番一号
（乙）株式会社北海道錦豊琳
代表取締役　鈴木　光良

決算公告　令和８年２月26日

川崎市川崎区駅前本町26番地２
川崎ロイヤル株式会社
代表取締役　木島　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	96,600
	固定資産	17,343
	繰延資産	151
	合計	114,096
負純資産債及の部	流動負債	95,604
	株主資本	18,491
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,491
	その他利益剰余金	8,491
	（うち当期純利益）	(801)
	合計	114,096

決算公告　令和８年２月26日

横浜市西区高島二丁目18番１号
神奈川ロイヤル株式会社
代表取締役　木島　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,036,118
	固定資産	74,458
	合計	1,110,576
負純資産債及の部	流動負債	688,926
	固定負債	52,980
	株主資本	368,670
	資本金	40,000
	利益剰余金	328,670
	その他利益剰余金	328,670
	（うち当期純利益）	(43,400)
	合計	1,110,576

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年二月二十六日
横浜市西区高島二丁目一八番一号
（甲）神奈川ロイヤル株式会社
代表取締役　木島　寛
川崎市川崎区駅前本町二六番地二
（乙）川崎ロイヤル株式会社
代表取締役　木島　寛

令和８年２月26日
石川県白山市鹿島町二号17番地１
株式会社北國輸送センター
代表取締役　酒尾　淳平

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,272
	固定資産	15,088
	資産合計	92,361
負純資産債及の部	流動負債	34,832
	株主資本	57,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,528
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	45,628
	（うち当期純損失）	(19,877)
	負債・純資産合計	92,361

令和８年２月26日
石川県金沢市香林坊一丁目２番24号
株式会社ショセキ
代表取締役　本田　保雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,276,272
	固定資産	768,353
	資産合計	2,044,625
負純資産債及の部	流動負債	671,823
	固定負債	0
	株主資本	1,372,801
	資本金	50,000
	資本剰余金	213
	資本準備金	213
	利益剰余金	1,322,588
	利益準備金	9,450
	その他利益剰余金	1,313,138
	（うち当期純利益）	(14,139)
	負債・純資産合計	2,044,625

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年二月二十六日
石川県金沢市香林坊一丁目二番二四号
（甲）株式会社ショセキ
代表取締役　本田　保雄
石川県白山市鹿島町二号一七番地一
（乙）株式会社北國輸送センター
代表取締役　酒尾　淳平

決　算　公　告

令和８年２月26日
東京都千代田区麹町四丁目４番地４ＡＣＮ麹町ビル11Ｆ
株式会社スマイルアンドトゥース
代表取締役　原田　　燎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	296,846	流動負債	342,756
固定資産	28,457	固定負債	12,606
繰延資産	290	株主資本	△30,119
		資本金	384,462
		資本剰余金	384,432
		資本準備金	384,432
		利益剰余金	△799,014
		その他利益剰余金	△799,014
		（うち当期純損失）	(109,830)
		新株予約権	351
資産合計	325,594	負債・純資産合計	325,594

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十七万五百四十七円（但し、令和八年三月一日から令和八年三月三十日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）を減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都千代田区麹町四丁目四番地四ＡＣＮ麹町ビル十一Ｆ
株式会社スマイルアンドトゥース
代表取締役　原田　　燎

第45期決算公告

令和８年２月26日
新潟県南魚沼市長崎1072番地２
株式会社佐藤鉄筋
代表取締役　佐藤　恒夫

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,514,922
	固定資産	12,546,284
	合計	45,061,206
負債及び純資産の部	流動負債	14,090,362
	固定負債	117,141,604
	株主資本	△86,170,760
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△96,170,760
	その他利益剰余金	△96,170,760
	（うち当期純損失）	(186,989)
	合計	45,061,206

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鉄筋工事業、鋼構造物工事業、建設資材の販売及びこれらに付随する一切の業務に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
新潟県南魚沼市長崎一〇七二番地二
（甲）佐藤鉄筋株式会社
代表取締役　金子　拓郎
新潟県南魚沼市長崎一〇七二番地二
（乙）株式会社佐藤鉄筋
代表取締役　佐藤　恒夫

第10期決算公告

令和８年２月26日
大阪市中央区南船場４丁目10番３号ナガホリ大阪ビル５階
株式会社シーアイ・パートナーズ
代表取締役　家住　教志

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	174,673	流動負債	101,294
固定資産	274,741	固定負債	314,177
		株主資本	14,004
		資本金	69,327
		資本剰余金	12,987
		資本準備金	12,987
		利益剰余金	△68,309
		その他利益剰余金	△68,309
		（うち当期純損失）	(20,578)
		新株予約権	19,940
資産合計	449,415	負債・純資産合計	449,415

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六千九百三十二万七千円減少し金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
大阪市中央区南船場四丁目一〇番三号
ナガホリ大阪ビル五階
株式会社シーアイ・パートナーズ
代表取締役　家住　教志

第７期決算公告

令和８年２月26日
岡山市北区本町６番36号
次の灯株式会社
代表取締役　黒川　聖馬

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	631,932
	固定資産	126,684
	合計	758,616
負債及び純資産の部	流動負債	291,103
	固定負債	315,978
	株主資本	151,534
	資本金	5,000
	利益剰余金	146,534
	その他利益剰余金	146,534
	（うち当期純利益）	(71,405)
	合計	758,616

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　五十五頁（号外第二三八号）

令和八年二月二十六日
岡山市北区本町六番三六号
（甲）次の灯株式会社
代表取締役　黒川　聖馬
岡山市北区今五丁目一三―三六ラボレスクエアＩ号室
（乙）株式会社ＱＬＯＦＵＮＥ
代表取締役　黒川　聖馬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

静岡県沼津市原鳥沢六六三番地の二

（甲）大勢運輸株式会社

代表取締役　本多　賢次

静岡県沼津市原六七二番地の一

（乙）関東警備保障株式会社

代表取締役　本多　賢次

第40期決算公告　令和８年２月26日

静岡県沼津市原672番地の１

関東警備保障株式会社

代表取締役　本多　賢次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,439
	固定資産	360
	資産合計	34,799
負純資産債及びの部	流動負債	11,931
	固定負債	31,463
	株主資本	△8,595
	資本金	10,000
	利益剰余金	△18,595
	その他利益剰余金	△18,595
	（うち当期純利益）	(6,870)
	負債・純資産合計	34,799

第55期決算公告　令和８年２月26日

静岡県沼津市原鳥沢663番地の２

大勢運輸株式会社

代表取締役　本多　賢次

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	549,222
	固定資産	439,665
	資産合計	988,887
負純資産債及びの部	流動負債	118,947
	固定負債	379,976
	株主資本	489,964
	資本金	34,000
	利益剰余金	455,964
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	449,964
	（うち当期純利益）	(29,870)
	負債・純資産合計	988,887

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町二六番地の五

（甲）株式会社京都アシスト

代表取締役　岸下　大輔

京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町二六番地の五

（乙）株式会社トスクホーム

代表取締役　岸下　篤

第35期決算公告

令和８年２月26日

京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町26番地の５

株式会社トスクホーム

代表取締役　岸下　篤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,206
	固定資産	315
	合計	10,521
負純資産債及びの部	流動負債	5,493
	固定負債	—
	株主資本	5,028
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,972
	その他利益剰余金	△4,972
	（うち当期純利益）	(4,756)
	合計	10,521

第15期決算公告

令和８年２月26日

京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町26番地の５

株式会社京都アシスト

代表取締役　岸下　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,564
	固定資産	2,243
	繰延資産	1,166
	合計	12,972
負純資産債及びの部	流動負債	1,809
	固定負債	20,103
	株主資本	△8,939
	資本金	3,000
	利益剰余金	△11,939
	その他利益剰余金	△11,939
	（うち当期純損失）	(3,238)
	合計	12,972

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

香川県高松市丸亀町六番地一

（甲）香川オリーブガイナーズ球団株式会社

代表取締役　澤村　俊輔

香川県高松市丸亀町六番地一

フェスタビル二階

（乙）株式会社マネーボール

代表取締役　福山　敦士

第６期決算公告　令和８年２月26日

香川県高松市丸亀町六番地一フェスタビル二階

株式会社マネーボール

代表取締役　福山　敦士

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,544
	固定資産	15,072
	合計	169,617
負純資産債及びの部	流動負債	60,931
	固定負債	9,200
	株主資本	99,486
	資本金	58,000
	資本剰余金	39,999
	資本準備金	39,999
	利益剰余金	1,486
	その他利益剰余金	1,486
	（うち当期純利益）	(11,049)
	合計	169,617

第19期決算公告　令和８年２月26日

香川県高松市丸亀町六番地一

香川オリーブガイナーズ球団株式会社

代表取締役　澤村　俊輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,460
	固定資産	1,348
	合計	77,808
負純資産債及びの部	流動負債	67,580
	固定負債	29,173
	株主資本	△18,945
	資本金	42,050
	資本剰余金	23,050
	資本準備金	23,050
	利益剰余金	△84,045
	その他利益剰余金	△84,045
	（うち当期純損失）	(6,347)
	合計	77,808

第　７　期　決　算　公　告

令和８年２月26日

東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内

川西石道特定目的会社

取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	—	流動負債	1,556,593
特定資産合計	—	**負債合計**	**1,556,593**
その他の資産		社員資本	12,120,845
流動資産	13,677,064	特定資本金	100
繰延資産	375	優先資本金	7,720,000
		剰余金	4,400,745
		当期未処分利益	4,400,745
その他の資産合計	**13,677,439**	**純資産合計**	**12,120,845**
資産合計	**13,677,439**	**負債・純資産合計**	**13,677,439**

損益計算書の要旨

（自　令和７年11月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	20,743,463
営業費用	15,303,617
営業利益	5,439,845
営業外収益	950
営業外費用	166
経常利益	5,440,630
税引前当期純利益	5,440,630
法人税、住民税及び事業税	3,683
当期純利益	5,436,946
前期繰越損失	1,036,200
当期未処分利益	4,400,745

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十六億二千百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、社員総会の決議は、令和八年二月二十四日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号

結和税理士法人内

川西石道特定目的会社

取締役　中津　正憲

第 21 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

大阪府豊中市東寺内町２番24―407号

株式会社ブイ・エー

代表取締役　上野山光雄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	7,738
	固定資産	10,541
	繰延資産	156
	合計	18,437
負純資産及び部	流動負債	6,848
	固定負債	133,013
	株主資本	△ 121,425
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 131,425
	その他利益剰余金	△ 131,425
	（うち当期純損失）	（111,802）
	合計	18,437

第 21 期決算公告

令和８年２月26日

大阪市淀川区西中島三丁目９番12号

株式会社バリューエージェント

代表取締役　上野山光雄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	72,479
	固定資産	61,204
	繰延資産	81
	合計	133,766
負純資産及び部	流動負債	37,340
	固定負債	71,120
	株主資本	25,306
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 24,693
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△ 37,193
	（うち当期純損失）	（5,216）
	合計	133,766

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市淀川区西中島三丁目九番一二号

（甲）株式会社バリューエージェント

代表取締役　上野山光雄

大阪府豊中市東寺内町二番二四―四〇七号

（乙）株式会社ブイ・エー

代表取締役　上野山光雄

第 10 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

大阪市淀川区東三国二丁目37番10号

株式会社ＯＴホールディング

代表取締役　阪口富左雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	65,433
	固定資産	92,000
	合計	157,433
負純資産及び部	流動負債	73,203
	株主資本	84,229
	資本金	47,070
	資本剰余金	38,070
	資本準備金	38,070
	利益剰余金	△ 910
	その他利益剰余金	△ 910
	（うち当期純利益）	（466）
	合計	157,433

第 10 期決算公告

令和８年２月26日

大阪市淀川区東三国二丁目37番10号

株式会社ＯＮＥ　ＴＯＰ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　阪口富左雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	311,740
	固定資産	33,619
	合計	345,359
負純資産及び部	流動負債	193,836
	固定負債	8,976
	株主資本	142,546
	資本金	53,900
	資本剰余金	44,100
	資本準備金	44,100
	利益剰余金	45,546
	その他利益剰余金	45,546
	（うち当期純利益）	（574）
	自己株式	△ 1,000
	合計	345,359

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式八千五百十四株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市淀川区東三国二丁目三七番一〇号

（甲）株式会社ＯＮＥ　ＴＯＰ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　阪口富左雄

大阪市淀川区東三国二丁目三七番一〇号

（乙）株式会社ＯＴホールディング

代表取締役　阪口富左雄

令和８年２月26日

大阪市中央区島之内一丁目７番21号

株式会社いよ南和

代表取締役　齋藤　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	952
	固定資産	59,625
	資産合計	60,578
負純資産及び部	流動負債	64
	固定負債	11,250
	株主資本	49,263
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,263
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	36,763
	（うち当期純損失）	（714）
	負債・純資産合計	60,578

令和８年２月26日

大阪市中央区島之内一丁目７番21号

株式会社南和

代表取締役　齋藤　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	1,323,929
	固定資産	186,820
	資産合計	1,510,749
負純資産及び部	流動負債	861,892
	固定負債	532,612
	株主資本	116,245
	資本金	93,000
	資本剰余金	61,700
	資本準備金	61,700
	利益剰余金	△38,454
	その他利益剰余金	△38,454
	（うち当期純利益）	（128,576）
	負債・純資産合計	1,510,749

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市中央区島之内一丁目七番二一号

（甲）株式会社南和

代表取締役　齋藤　篤史

大阪市中央区島之内一丁目七番二一号

（乙）株式会社いよ南和

代表取締役　齋藤　篤史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

千葉県白井市平塚二七六一番地の一

（甲）株式会社進富

代表取締役　日色　大輔

千葉県柏市若白毛六五〇番地四

（乙）株式会社谷本工業所

代表取締役　阿部　利明

第31期決算公告

令和８年２月26日

千葉県白井市平塚2761番地の１

株式会社進富

代表取締役　日色　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,347,554
	固定資産	2,639,383
	繰延資産	54,260
	資産合計	**6,041,198**
負純資産債及の部	流動負債	2,080,473
	固定負債	2,987,061
	株主資本	973,663
	資本金	30,000
	利益剰余金	944,838
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	942,338
	（うち当期純利益）	(32,928)
	自己株式	△1,175
	負債・純資産合計	**6,041,198**

第44期決算公告

令和８年２月26日

千葉県柏市若白毛650番地４

株式会社谷本工業所

代表取締役　阿部　利明

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	104,279
	固定資産	190,546
	資産合計	**294,826**
負純資産債及の部	流動負債	62,664
	固定負債	102,600
	株主資本	129,561
	資本金	10,000
	利益剰余金	119,561
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	109,561
	（うち当期純損失）	(21,485)
	負債・純資産合計	**294,826**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

群馬県高崎市綿貫町一七二三番地二九

（甲）ＭＣＰ３０株式会社

代表取締役　小野　俊法

群馬県高崎市綿貫町一七二三番地二九

（乙）阿久澤工業株式会社

代表取締役　井上　勝人

決算公告

令和８年２月26日

群馬県高崎市綿貫町1723番地29

阿久澤工業株式会社

代表取締役　井上　勝人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	538,867,356
	固定資産	248,575,984
	繰延資産	867,000
	資産合計	**788,310,340**
負純資産債及の部	流動負債	211,980,052
	固定負債	195,000,000
	株主資本	381,330,288
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	371,330,288
	利益準備金	2,250,000
	その他利益剰余金	369,080,288
	（うち当期純利益）	(145,566,059)
	負債・純資産合計	**788,310,340**

決算公告

令和８年２月26日

群馬県高崎市綿貫町1723番地29

ＭＣＰ30株式会社

代表取締役　小野　俊法

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	365,829,886
	固定資産	208,702,084
	資産合計	**574,531,970**
負純資産債及の部	流動負債	83,273,703
	固定負債	440,000,000
	株主資本	51,160,967
	資本金	25,025,000
	資本剰余金	24,975,000
	資本準備金	24,975,000
	利益剰余金	1,160,967
	その他利益剰余金	1,160,967
	（うち当期純利益）	(1,160,967)
	新株予約権	97,300
	負債・純資産合計	**574,531,970**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福祉事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市浪速区恵美須西三丁目一〇番五号

（甲）株式会社ＣＯＣＯ

代表取締役　長尾　啓子

大阪市阿倍野区松崎町二丁目三番三七号

（乙）株式会社ＲｅＳｏｗパートナーズ

代表取締役　熊野　賢

第15期決算公告

令和８年２月26日

大阪市阿倍野区松崎町二丁目３番37号

株式会社ＲｅＳｏｗパートナーズ

代表取締役　熊野　賢

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,333
	固定資産	34,625
	繰延資産	45,741
	資産合計	**226,700**
負純資産債及の部	流動負債	150,283
	固定負債	57,601
	負債合計	**207,884**
	株主資本	18,815
	資本金	3,000
	利益剰余金	15,815
	その他利益剰余金	15,815
	（うち当期純利益）	(500)
	純資産合計	**18,815**
	負債・純資産合計	**226,700**

第４期決算公告

令和８年２月26日

大阪市浪速区恵美須西三丁目10番５号

株式会社ＣＯＣＯ

代表取締役　長尾　啓子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,493
	固定資産	4,498
	繰延資産	13,107
	資産合計	**54,099**
負純資産債及の部	流動負債	15,904
	固定負債	35,451
	負債合計	**51,356**
	株主資本	2,743
	資本金	3,000
	利益剰余金	△256
	その他利益剰余金	△256
	（うち当期純利益）	(4,069)
	純資産合計	**2,743**
	負債・純資産合計	**54,099**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

福島県いわき市泉ケ丘一丁目三八番地の四

（甲）ＫＭＴ株式会社

代表取締役　村田　裕之

福島県いわき市泉ケ丘一丁目三八番地の四

（乙）株式会社めぐみ薬局

代表取締役　村田　裕之

第５期決算公告

令和８年２月26日

福島県いわき市泉ケ丘一丁目38番地の４

ＫＭＴ株式会社

代表取締役　村田　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,885
	固定資産	20,821
	資産合計	**97,707**
負純資産債及の部	流動負債	36,281
	固定負債	130,000
	株主資本	△68,574
	資本金	8,000
	利益剰余金	△76,574
	その他利益剰余金	△76,574
	（うち当期純損失）	(7,268)
	負債・純資産合計	**97,707**

第19期決算公告

令和８年２月26日

福島県いわき市泉ケ丘一丁目38番地の４

株式会社めぐみ薬局

代表取締役　村田　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,921
	固定資産	3,192
	資産合計	**85,114**
負純資産債及の部	流動負債	8,204
	株主資本	76,909
	資本金	90
	利益剰余金	76,819
	その他利益剰余金	76,819
	（うち当期純利益）	(4,350)
	負債・純資産合計	**85,114**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号
住友不動産飯田橋ビル五階
（甲）株式会社ハッカズーク
代表取締役　鈴木　仁志

東京都文京区後楽二丁目三番二一号
住友不動産飯田橋ビル五階
（乙）株式会社レイン
代表取締役　芦川　由香

第７期決算公告　　令和８年２月26日

東京都文京区後楽二丁目３番21号
住友不動産飯田橋ビル５階

株式会社レイン

代表取締役　芦川　由香

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,443
	合計	292,443
負純資債及産のび部	流動負債	69,432
	株主資本	223,011
	資本金	5,000
	その他利益剰余金	218,011
	（うち当期純利益）	(32,410)
	合計	292,443

第８期決算公告　　令和８年２月26日

東京都文京区後楽二丁目３番21号
住友不動産飯田橋ビル５階

株式会社ハッカズーク

代表取締役　鈴木　仁志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,282
	固定資産	360,728
	合計	613,010
負純資債及産のび部	流動負債	191,242
	固定負債	169,801
	株主資本	251,967
	資本金	100,000
	資本準備金	190,594
	その他資本剰余金	95,594
	その他利益剰余金	△134,222
	（うち当期純利益）	(27,969)
	合計	613,010

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は令和八年一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号
Ｎｉｓｓａｙ　ＭＩＲＡＩＱＡ株式会社
代表取締役　関　正之

第　７　期　決　算　公　告

令和８年２月26日　東京都渋谷区恵比寿四丁目７番６号
Ｎｉｓｓａｙ　ＭＩＲＡＩＱＡ株式会社
代表取締役　関　正之

貸借対照表の要旨（令和７年11月３日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		363,952	流動負債	142,126
固定資産		1,363,700	負債合計	142,126
有形固定資産		4,451	株主資本	1,585,525
無形固定資産		1,093,297	資本金	100,000
投資その他の資産		265,951	資本剰余金	4,570,000
			資本準備金	2,335,000
			その他資本剰余金	2,235,000
			利益剰余金	△3,084,474
			その他利益剰余金	△3,084,474
			純資産合計	1,585,525
資産合計		1,727,652	負債・純資産合計	1,727,652

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年11月３日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	36,716
売上原価	133
売上総利益	36,582
販売費及び一般管理費	547,722
営業損失	511,139
営業外収益	3,422
営業外費用	4,560
経常損失	512,277
税引前当期純損失	512,277
法人税、住民税及び事業税	791
当期純損失	513,069

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号
（甲）株式会社ＲＪオフィス
代表取締役　中山　浩治

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号
（乙）株式会社ブロックスプラス
代表取締役　中山　浩治

第４期決算公告　　令和８年２月26日

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

株式会社ブロックスプラス

代表取締役　中山　浩治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,613
	固定資産	15,000
	合計	108,613
負純資債及産のび部	流動負債	69,824
	株主資本	38,788
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,788
	その他利益剰余金	28,788
	（うち当期純利益）	(22,585)
	合計	108,613

第10期決算公告　　令和８年２月26日

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

株式会社ＲＪオフィス

代表取締役　中山　浩治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,204
	固定資産	6,585
	合計	290,790
負純資債及産のび部	流動負債	83,062
	固定負債	15,181
	株主資本	192,547
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	174,547
	その他利益剰余金	174,547
	（うち当期純利益）	(45,138)
	合計	290,790

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都大田区羽田旭町一二番五号
（甲）株式会社邦友
代表取締役　高橋　正光

東京都大田区羽田旭町一二番五号
（乙）株式会社朋栄
代表取締役　高橋　正光

第 41 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都大田区羽田旭町12番５号
株式会社朋栄
代表取締役　高橋　正光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,492,347
	固定資産	99,970,000
	合計	109,462,347
負純資債及産のび部	流動負債	2,267,026
	株主資本	107,195,321
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	90,000,000
	資本準備金	90,000,000
	利益剰余金	7,195,321
	その他利益剰余金	7,195,321
	（うち当期純利益）	(586,942)
	合計	109,462,347

第 41 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都大田区羽田旭町12番５号
株式会社邦友
代表取締役　高橋　正光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	313,677,189
	固定資産	530,518,297
	合計	844,195,486
負純資債及産のび部	流動負債	63,567,785
	株主資本	780,627,701
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	90,000,000
	資本準備金	90,000,000
	利益剰余金	680,627,701
	その他利益剰余金	680,627,701
	（うち当期純利益）	(53,556,028)
	合計	844,195,486

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

富山県富山市古沢593番地
（甲）株式会社ＡＢＬトラスト
代表取締役　長谷川　哲

富山県富山市古沢五九三番地
（甲）株式会社ＡＢＬトラスト
代表取締役　長谷川　哲

富山県富山市古沢三六四番地五
（乙）株式会社長谷川
代表取締役　長谷川　哲

第22期決算公告

令和８年２月26日
富山県富山市古沢364番地５
株式会社長谷川
代表取締役　長谷川　哲

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,656
	固定資産	45,510
	合計	112,167
負純資産の債及び部	流動負債	39,292
	固定負債	14,823
	株主資本	58,050
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,050
	その他利益剰余金	48,050
	（うち当期純損失）	(1,813)
	合計	112,167

第25期決算公告

令和８年２月26日
富山県富山市古沢593番地
株式会社ＡＢＬトラスト
代表取締役　長谷川　哲

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	254,534
	固定資産	376,344
	合計	630,878
負純資産の債及び部	流動負債	264,600
	固定負債	189,036
	株主資本	177,240
	資本金	72,000
	利益剰余金	105,240
	その他利益剰余金	105,240
	（うち当期純利益）	(14,414)
	合計	630,878

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市東成区神路一丁目五番二〇号
フラット３４深江橋八Ｆ
（甲）株式会社ムクショウ
代表取締役　椋本　庄治

大阪市東成区神路一丁目五番二〇号
フラット３４深江橋五〇一号
（乙）株式会社マインドアイ
代表取締役　椋本　庄治

第20期決算公告

令和８年２月26日
大阪市東成区神路一丁目５番20号
フラット34深江橋501号
株式会社マインドアイ
代表取締役　椋本　庄治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,239
	固定資産	4,791
	合計	8,030
負純資産の債及び部	流動負債	75
	固定負債	26,827
	株主資本	△ 18,872
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 21,872
	その他利益剰余金	△ 21,872
	（うち当期純利益）	(651)
	合計	8,030

第35期決算公告

令和８年２月26日
大阪市東成区神路一丁目５番20号
フラット34深江橋８Ｆ
株式会社ムクショウ
（旧商号　有限会社ムクショウ）
代表取締役　椋本　庄治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,080
	固定資産	370,566
	合計	413,647
負純資産の債及び部	流動負債	6,448
	固定負債	374,188
	株主資本	33,010
	資本金	3,000
	利益剰余金	30,010
	その他利益剰余金	30,010
	（うち当期純利益）	(8,428)
	合計	413,647

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

京都市左京区岩倉三宅町四〇三番地七
（甲）株式会社京吉田喜
代表取締役　土井　恭三

京都府宇治市槇島町石橋九番地の五
（乙）株式会社京吉田喜
代表取締役　土井　恭三

第２期決算公告

令和８年２月26日
京都府宇治市槇島町石橋９番地の５
株式会社京吉田喜
代表取締役　土井　恭三

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,173
	固定資産	333,215
	繰延資産	2,300
	合計	477,689
負純資産の債及び部	流動負債	151,929
	固定負債	370,070
	株主資本	△44,309
	資本金	10,000
	利益剰余金	△54,309
	その他利益剰余金	△54,309
	（うち当期純損失）	(35,825)
	合計	477,689

第２期決算公告

令和８年２月26日
京都市左京区岩倉三宅町403番地７
株式会社京吉田喜
代表取締役　土井　恭三

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,531
	固定資産	1,594
	合計	7,126
負純資産の債及び部	流動負債	10,030
	固定負債	—
	株主資本	△2,903
	資本金	100
	利益剰余金	△3,003
	その他利益剰余金	△3,003
	（うち当期純損失）	(2,231)
	合計	7,126

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪市中央区南船場三丁目九番一五号
（甲）ＮＷＩ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
代表取締役　平井　敬

大阪市中央区南船場三丁目九番一五号
（乙）デルパンジャパン株式会社
代表取締役　平井　敬

決算公告

令和８年２月26日
大阪市中央区南船場三丁目９番15号
デルパンジャパン株式会社
代表取締役　平井　敬

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	333,500
	固定資産	29,162
	合計	362,663
負純資産の債及び部	流動負債	191,800
	固定負債	160,000
	株主資本	10,862
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,012
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 487
	（うち当期純損失）	(22,124)
	自己株式	△ 1,150
	合計	362,663

決算公告

令和８年２月26日
大阪市中央区南船場三丁目９番15号
ＮＷＩ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
代表取締役　平井　敬

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,050,189
	固定資産	404,966
	繰延資産	1,000
	合計	3,456,155
負純資産の債及び部	流動負債	264,253
	株主資本	3,191,902
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,181,902
	その他利益剰余金	3,181,902
	（うち当期純利益）	(96,230)
	合計	3,456,155

第 11 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都千代田区永田町二丁目14番２号
スリーアイズキャピタル株式会社
代表取締役　末岡　聖教

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,947
	固定資産	157
	合計	6,105
負債及び純資産の部	流動負債	3,898
	固定負債	444
	株主資本	1,762
	資本金	50
	利益剰余金	1,712
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	1,705
	（うち当期純利益）	(493)
	合計	6,105

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二十七日を払込期日とする募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億八千五百万円、資本準備金の額を三億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都千代田区永田町二丁目一四番二号
スリーアイズキャピタル株式会社
代表取締役　末岡　聖教

第 7 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都港区白金台三丁目10番10号
バリエール・ジャポン株式会社
代表取締役　ジュリアン・ユエル

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	863,077
	合計	863,077
負債及び純資産の部	流動負債	1,176,228
	固定負債	19,990,036
	株主資本	△20,303,187
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	△20,305,187
	その他利益剰余金	△20,305,187
	（うち当期純損失）	(3,622,860)
	合計	863,077

第 1 期 決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都目黒区柿の木坂一丁目32番３号
ＳＥＫ株式会社
代表取締役　藤岡美奈子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	275,461
	固定資産	223
	資産合計	275,685
負債及び純資産の部	流動負債	28,877
	株主資本	246,808
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	46,808
	その他利益剰余金	46,808
	（うち当期純利益）	(46,808)
	負債・純資産合計	275,685

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九千三万円、資本準備金の額を金九千三万円減少することといたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都目黒区柿の木坂一丁目三二番三号
ＳＥＫ株式会社
代表取締役　藤岡美奈子

第 38 期決算公告　令和８年２月26日

静岡県浜松市中央区初生町964番地の２
株式会社宮下工務店
代表取締役　鈴木　浩太

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,301,159
	固定資産	134,390
	資産合計	1,435,549
負債及び純資産の部	流動負債	392,604
	固定負債	163,620
	株主資本	879,325
	資本金	10,000
	利益剰余金	869,325
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	866,825
	（うち当期純利益）	(31,451)
	負債・純資産合計	1,435,549

第 10 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

東京都港区新橋四丁目３番１号

新虎安田ビル４階

株式会社進興メディカルサポート

代表取締役　古川　恭士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,716,382
	固定資産	6,765,696
	資産合計	10,482,078
負債及び純資産の部	流動負債	1,170,392
	固定負債	4,923,405
	退職給付引当金	240,383
	株主資本	4,388,279
	資本金	200,000
	資本剰余金	1,403,500
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	1,378,500
	利益剰余金	2,784,779
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,759,779
	（うち当期純利益）	(613,477)
	負債・純資産合計	10,482,078

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日
東京都港区新橋四丁目三番一号新虎安田ビル四階
（甲）株式会社進興メディカルサポート
代表取締役　古川　恭士
札幌市中央区北四条西五丁目一番地
（乙）株式会社トータルヘルスケア・マネージメント
代表取締役　古川　恭士

第 28 期決算公告　令和８年２月26日

愛知県豊橋市柱四番町６－１
サーラハウスサポート株式会社
代表取締役　大場　吉恭

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	679,863
	固定資産	24,448
	資産合計	704,312
負債及び純資産の部	流動負債	253,587
	固定負債	5,330
	株主資本	445,394
	資本金	80,000
	利益剰余金	365,394
	利益準備金	9,187
	その他利益剰余金	356,207
	（うち当期純利益）	(14,924)
	負債・純資産合計	704,312

第 30 期決算公告　令和８年２月26日

札幌市中央区北四条西五丁目１番地
株式会社トータルヘルスケア・マネージメント
代表取締役　古川　恭士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	384,576
	固定資産	6,039
	資産合計	390,615
負債及び純資産の部	流動負債	20,980
	固定負債	9,789
	退職給付引当金	9,789
	株主資本	359,845
	資本金	50,000
	利益剰余金	309,845
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	309,545
	（うち当期純利益）	(6,583)
	負債・純資産合計	390,615

第 42 期決算公告　令和８年２月26日

愛知県知立市鳥居三丁目３番地12
太陽ハウジング株式会社
代表取締役　鈴木　浩太

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,044,407
	固定資産	161,815
	資産合計	1,206,222
負債及び純資産の部	流動負債	965,075
	固定負債	5,335
	株主資本	235,811
	資本金	10,000
	利益剰余金	225,811
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	223,311
	（うち当期純損失）	(120,917)
	負債・純資産合計	1,206,222

第16期決算公告

令和８年２月26日
愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字西ノ山50番地
エコホームパネル株式会社
代表取締役社長　大場　吉恭

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	213,699
	固定資産	28,292
	資産合計	**241,991**
負債及び純資産の部	流動負債	134,199
	固定負債	25,889
	株主資本	81,902
	資本金	10,000
	資本剰余金	63,741
	資本準備金	63,741
	利益剰余金	8,161
	その他利益剰余金	8,161
	（うち当期純損失）	(3,338)
	負債・純資産合計	**241,991**

第58期決算公告

令和８年２月26日
兵庫県朝来市和田山町久留引84番地の10
株式会社多田スミス
代表取締役社長　長尾　英也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,973
	固定資産	879
	合計	**2,852**
負債及び純資産の部	流動負債	1,366
	固定負債	168
	株主資本	1,318
	資本金	100
	利益剰余金	1,218
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,211
	（うち当期純利益）	(19)
	合計	**2,852**

第４期決算公告

令和８年２月26日

静岡県焼津市中島1270番地７
株式会社パネックス
代表取締役　藤井　洋志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,078,765
	固定資産	2,442,225
	資産合計	**3,520,991**
負債及び純資産の部	流動負債	1,038,858
	（うち賞与引当金）	(30,792)
	固定負債	308,156
	（うち退職給付引当金）	(73,023)
	株主資本	2,173,976
	資本金	25,250
	資本剰余金	1,183,350
	資本準備金	604,250
	その他資本剰余金	579,100
	利益剰余金	965,376
	その他利益剰余金	965,376
	（うち当期純利益）	(101,796)
	負債・純資産合計	**3,520,991**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年二月二十六日
静岡県焼津市中島一二七〇番地七
（甲）株式会社パネックス
代表取締役　藤井　洋志
静岡県焼津市中島一二七〇番地七
（乙）株式会社パネコー
代表取締役　藤井　洋志

第46期決算公告

令和８年２月26日
静岡県焼津市中島1270番地７
株式会社パネコー
代表取締役　藤井　洋志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	878,097
	固定資産	5,482
	資産合計	**883,579**
負債及び純資産の部	流動負債	47,727
	（うち賞与引当金）	(832)
	固定負債	1,430
	退職給付引当金	1,430
	株主資本	834,422
	資本金	10,000
	利益剰余金	824,422
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	821,922
	（うち当期純利益）	(75,720)
	負債・純資産合計	**883,579**

第22期決算公告

令和８年２月26日

東京都中央区八丁堀二丁目20番８号
ガーデンネットワーク株式会社
代表取締役社長　伊藤　博之

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,004,612
	固定資産	216,335
	資産合計	**1,220,947**
負債及び純資産の部	流動負債	116,815
	賞与引当金	8,278
	その他	108,537
	固定負債	4,400
	役員退職慰労引当金	4,400
	株主資本	1,093,360
	資本金	100,000
	資本剰余金	368,499
	資本準備金	350,000
	その他資本剰余金	18,499
	利益剰余金	624,860
	その他利益剰余金	624,860
	（うち当期純利益）	(66,210)
	評価・換算差額等	6,371
	有価証券評価差額金	6,371
	負債・純資産合計	**1,220,947**

第46期決算公告

令和８年２月26日

宮城県仙台市青葉区上杉２丁目３番19号
株式会社オオノ
代表取締役　堀尾　誠司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,336,472
	固定資産	1,150,521
	資産合計	**6,486,993**
負債及び純資産の部	流動負債	3,221,753
	賞与引当金	207,177
	固定負債	16,488
	退職給付引当金	6,701
	株主資本	3,247,298
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,187,298
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,172,298
	（うち当期純利益）	(170,782)
	評価・換算差額等	1,454
	その他有価証券評価差額金	1,454
	負債・純資産合計	**6,486,993**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日
宮城県仙台市青葉区上杉二丁目三番一九号
（甲）株式会社オオノ
代表取締役　堀尾　誠司
東京都目黒区中目黒五丁目二八番二一号
（乙）株式会社ケーエスアール
代表取締役　中山　美香

第30期決算公告

令和８年２月26日
東京都目黒区中目黒５丁目28番21号
株式会社ケーエスアール
代表取締役　中山　美香

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,370
	固定資産	11,004
	資産合計	**75,374**
負債及び純資産の部	流動負債	81,101
	賞与引当金	3,772
	固定負債	16,009
	退職給付引当金	4,284
	株主資本	△21,736
	資本金	22,000
	利益剰余金	△43,736
	その他利益剰余金	△43,736
	（うち当期純利益）	(4,544)
	負債・純資産合計	**75,374**

第 84 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　　大阪府高槻市辻子三丁目七番一号
株式会社村上製作所
代表取締役社長　川島　喜吉

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,688,239	流動負債	604,821
固定資産	1,752,482	固定負債	220,000
		負債合計	824,821
		株主資本	2,615,900
		資本金	75,000
		資本剰余金	5,728
		資本準備金	5,728
		利益剰余金	2,535,172
		利益準備金	21,000
		その他利益剰余金	2,514,172
		（うち当期純利益）	（363,659）
		純資産合計	2,615,900
資産合計	3,440,721	負債・純資産合計	3,440,721

第 37 期 決 算 公 告

令和８年２月25日
千葉県成田市駒井野字台ノ田2091番地
成田国際空港第２貨物代理店ビル付属棟101号室
成田エアカーゴサービス株式会社
代表取締役社長　白木原　茂

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	727,210	流動負債	192,050
固定資産	90,336	賞与引当金	32,580
		その他	159,470
		固定負債	0
		株主資本	625,496
		資本金	20,000
		利益剰余金	605,496
		その他利益剰余金	605,496
		（うち当期純利益）	（50,288）
資産合計	817,546	負債・純資産合計	817,546

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二十六日

東京都港区海岸一丁目二番三号汐留芝離宮ビルディング二一階
（甲）ネットスカウト・システムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　金子　源

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇五番地
（乙）アーバーネットワークス株式会社
代表取締役　アンソニー・ジョン・ピアッザ

決 算 公 告

令和８年２月26日
東京都港区海岸一丁目２番３号汐留芝離宮ビルディング21階
ネットスカウト・システムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　金子　源

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,597	流動負債	4,734
固定資産	38,117	固定負債	2,690
		退職給付引当金	2,690
		株主資本	147,290
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	127,290
		その他利益剰余金	127,290
		（うち当期純利益）	（728）
資産合計	154,715	負債・純資産合計	154,715

第 24 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

東京都千代田区神田淡路町二丁目105番地
アーバーネットワークス株式会社
代表取締役　アンソニー・ジョン・ピアッザ

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	106,540	流動負債	19,701
固定資産	9,736	（有給休暇引当金）	（10,241）
		固定負債	9,222
		退職給付引当金	9,222
		株主資本	87,352
		資本金	10,000
		利益剰余金	77,352
		その他利益剰余金	77,352
		（うち当期純損失）	（4,443）
資産合計	116,276	負債・純資産合計	116,276

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二十六日

大阪府堺市西区浜寺船尾町東二丁一八〇番地
（甲）株式会社楽園
代表取締役　道野　鏞樹

大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁三〇一番地
（乙）株式会社祥福企画
代表取締役　道野　鏞樹

第 24 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　　大阪府堺市西区浜寺船尾町東二丁180番地
株 式 会 社 楽 園
代表取締役　道野　鏞樹

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,079,941	流動負債	1,592,565
固定資産	12,668,334	固定負債	10,462,934
		株主資本	1,692,776
		資本金	36,334
		資本剰余金	631,847
		資本準備金	544,347
		その他資本剰余金	87,500
		利益剰余金	1,146,279
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,141,279
		（うち当期純利益）	（747,077）
		自己株式	△121,684
資産合計	13,748,275	負債・純資産合計	13,748,275

第 25 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　　大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁301番地
株式会社祥福企画
代表取締役　道野　鏞樹

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	648,463	流動負債	778,296
固定資産	2,766,862	固定負債	1,894,533
		株主資本	742,496
		資本金	10,000
		資本剰余金	411,436
		資本準備金	264,000
		その他資本剰余金	147,436
		利益剰余金	326,060
		その他利益剰余金	326,060
		（うち当期純利益）	（84,070）
		自己株式	△5,000
資産合計	3,415,325	負債・純資産合計	3,415,325

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二十六日

福岡県筑紫野市大字上古賀二番地の一

（甲）三友通商株式会社

代表取締役　寺崎　秀嗣

東京都港区芝大門一丁目一六番五号

（乙）株式会社エムズトレーディングデバイス

代表取締役　寺崎　秀嗣

福岡県筑紫野市大字上古賀二番地一

（丙）株式会社オリジン

代表取締役　寺崎　秀嗣

東京都港区芝大門一丁目一六番四号

（丁）株式会社エムスタイルコネクション

代表取締役　寺崎　秀嗣

福岡県筑紫野市大字上古賀二番地一

（戊）株式会社三友ロジスティクス

代表取締役　寺崎　秀嗣

東京都港区芝大門一丁目一六番五号

（己）株式会社ＭＳ　ＬＩＦＥ　ＰＯＩＮＴ

代表取締役　寺崎　秀嗣

第３期決算公告

令和８年２月26日

東京都大田区池上七丁目２番７号

一般社団法人ウォーターセーフティプロモーション

代表理事　植松　正樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,081,996
	固定資産	78,542
	合計	14,160,538
負味債財及産びの正部	流動負債	16,063,526
	負債合計	16,063,526
	一般正味財産	△1,902,988
	正味財産合計	△1,902,988
	合計	14,160,538

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおり

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十六日

東京都中央区銀座一丁目八番一四号

（甲）株式会社ノバレーゼ

代表取締役　荻野　洋基

東京都中央区日本橋小網町六番一号

（乙）株式会社エスクリ

代表取締役　渋谷　守浩

最終貸借対照表

令和８年２月26日

東京都中央区銀座一丁目８番14号

株式会社ノバレーゼ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,930
	固定資産	18,809
	有形固定資産	10,987
	無形固定資産	4,894
	投資その他の資産	2,926
	資産合計	21,739
負債及び純資産の部	流動負債	9,262
	賞与引当金	407
	株主優待引当金	87
	その他	8,767
	固定負債	9,562
	賞与引当金	5
	その他	9,557
	負債合計	18,825
	株主資本	2,907
	資本金	30
	資本剰余金	1,485
	資本準備金	10
	その他資本剰余金	1,475
	利益剰余金	1,391
	その他利益剰余金	1,391
	（うち当期純利益）	（1,391）
	新株予約権	6
	純資産合計	2,913
	負債・純資産合計	21,739

第11期決算公告

令和８年２月26日

東京都港区芝大門一丁目16番５号

株式会社エムズトレーディングデバイス

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	153,124
	固定資産	126,626
	資産合計	279,751
負純資債産及のび部	流動負債	556,233
	株主資本	△276,482
	資本金	3,000
	資本剰余金	22,348
	その他資本剰余金	22,348
	利益剰余金	△301,830
	その他利益剰余金	△301,830
	（うち当期純損失）	（110,050）
	負債・純資産合計	279,751

第54期決算公告

令和８年２月26日

福岡県筑紫野市大字上古賀２番地の１

三友通商株式会社

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,812,123
	固定資産	3,192,082
	資産合計	8,004,205
負純資債産及のび部	流動負債	5,382,233
	固定負債	1,890,581
	株主資本	731,391
	資本金	28,000
	資本剰余金	9,800
	その他資本剰余金	9,800
	利益剰余金	693,591
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	686,591
	（うち当期純利益）	（123,020）
	負債・純資産合計	8,004,205

第９期決算公告

令和８年２月26日

東京都港区芝大門一丁目16番４号

株式会社エムスタイルコネクション

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	91,925
	固定資産	6,867
	資産合計	98,793
負純資債産及のび部	流動負債	122,134
	株主資本	△23,340
	資本金	20,000
	利益剰余金	△43,340
	その他利益剰余金	△43,340
	（うち当期純損失）	（9,092）
	負債・純資産合計	98,793

第60期決算公告

令和８年２月26日

福岡県筑紫野市大字上古賀２番地１

株式会社オリジン

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,380
	固定資産	47,025
	資産合計	57,405
負純資債産及のび部	流動負債	82,972
	固定負債	5,000
	株主資本	△30,566
	資本金	10,000
	利益剰余金	△40,566
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△43,066
	（うち当期純損失）	（6,629）
	負債・純資産合計	57,405

第９期決算公告

令和８年２月26日

東京都港区芝大門一丁目16番５号

株式会社ＭＳ　ＬＩＦＥ　ＰＯＩＮＴ

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,157
	固定資産	48,537
	資産合計	123,694
負純資債産及のび部	流動負債	586,748
	固定負債	39,273
	株主資本	△502,327
	資本金	10,000
	利益剰余金	△512,327
	その他利益剰余金	△512,327
	（うち当期純損失）	（70,044）
	負債・純資産合計	123,694

第45期決算公告

令和８年２月26日

福岡県筑紫野市大字上古賀２番地１

株式会社三友ロジスティクス

代表取締役　寺崎　秀嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,231,676
	固定資産	677,060
	資産合計	1,908,737
負純資債産及のび部	流動負債	1,134,792
	固定負債	752,060
	株主資本	21,884
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	8,884
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,384
	（うち当期純損失）	（269,240）
	負債・純資産合計	1,908,737

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十六日

札幌市中央区南一条西六丁目一五番地一
（甲）テレ・マーカーグループ株式会社
代表取締役　齊藤　智

札幌市中央区南一条西六丁目一五番地一
（乙）株式会社ＣＳＣソリューションズ
代表取締役　長宗　勝也

北海道帯広市東三条南十二丁目二番地
（丙）株式会社セキュリティネット
代表取締役　長宗　勝也

札幌市中央区南一条西六丁目一番地一
（丁）株式会社ビブレ
代表取締役　長宗　勝也

札幌市中央区南一条西六丁目一五番地一
（戊）株式会社ビューティー・クリエイト
代表取締役　長宗　勝也

札幌市中央区南一条西六丁目一五番地一
（己）株式会社ビューティー・クリエイト販売
代表取締役　長宗　勝也

札幌市中央区南一条西六丁目一五番地一
（庚）株式会社メディカ・ソリューションズ
代表取締役　長宗　勝也

第15期決算公告

令和８年２月26日

北海道帯広市東三条南十二丁目２番地
株式会社セキュリティネット
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	703
	資産合計	**703**
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	**70**
	株主資本	633
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,366
	その他利益剰余金	△2,366
	（うち当期純損失）	（103）
	純資産合計	**633**
	負債・純資産合計	**703**

第16期決算公告

令和８年２月26日

札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
株式会社ＣＳＣソリューションズ
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	87,086	流動負債	65,807
固定資産	4,449	固定負債	203,606
		負債合計	**269,413**
		株主資本	△177,876
		資本金	25,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	△227,876
		その他利益剰余金	△227,876
		（うち当期純利益）	（46,768）
		純資産合計	**△177,876**
資産合計	**91,536**	**負債・純資産合計**	**91,536**

第32期決算公告

令和８年２月26日　札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
テレ・マーカーグループ株式会社
代表取締役　齊藤　智

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,525,411	流動負債	4,479,049
固定資産	1,070,894	（賞与引当金）	（48,359）
		固定負債	225,725
		（退職給付引当金）	（213,077）
		負債合計	**4,704,774**
		株主資本	4,891,530
		資本金	30,000
		利益剰余金	4,867,530
		利益準備金	2,560
		その他利益剰余金	4,864,970
		（うち当期純利益）	（226,222）
		自己株式	△6,000
		純資産合計	**4,891,530**
資産合計	**9,596,305**	**負債・純資産合計**	**9,596,305**

第16期決算公告

令和８年２月26日

札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
株式会社ビューティー・クリエイト
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,728	流動負債	25,313
固定資産	42,809	固定負債	39,000
		負債合計	**64,313**
		株主資本	△19,775
		資本金	33,000
		資本剰余金	33,000
		資本準備金	33,000
		利益剰余金	△85,775
		その他利益剰余金	△85,775
		（うち当期純損失）	（874）
		純資産合計	**△19,775**
資産合計	**44,538**	**負債・純資産合計**	**44,538**

第11期決算公告

令和８年２月26日

札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
株式会社ビブレ
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	954	流動負債	82
		負債合計	**82**
		株主資本	872
		資本金	5,000
		利益剰余金	△4,127
		その他利益剰余金	△4,127
		（うち当期純損失）	（193）
		純資産合計	**872**
資産合計	**954**	**負債・純資産合計**	**954**

第18期決算公告

令和８年２月26日

札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
株式会社メディカ・ソリューションズ
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,314	流動負債	222
固定資産	11,682	**負債合計**	**222**
		株主資本	13,774
		資本金	25,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	△27,035
		その他利益剰余金	△27,035
		（うち当期純損失）	（10）
		自己株式	△9,190
		純資産合計	**13,774**
資産合計	**13,996**	**負債・純資産合計**	**13,996**

第15期決算公告

令和８年２月26日

札幌市中央区南一条西六丁目15番地１
株式会社ビューティー・クリエイト販売
代表取締役　長宗　勝也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,357	流動負債	75
固定資産	36,000	**負債合計**	**75**
		株主資本	44,281
		資本金	10,000
		利益剰余金	34,281
		その他利益剰余金	34,281
		（うち当期純利益）	（133）
		純資産合計	**44,281**
資産合計	**44,357**	**負債・純資産合計**	**44,357**